

東京都障害者計画

(平成19年度改定)

第1期 東京都障害福祉計画

東京都

ご挨拶

東京都は、昭和56年の国際障害者年を契機として3次にわたり障害者計画を策定し、障害者施策を総合的かつ計画的に進めてきました。そして、利用者本位の“新しい福祉”の実現を目指す都独自の福祉改革を推進するため、平成12年に「東京都福祉改革推進プラン」、平成14年には「TOKYO福祉改革STEP2」を策定し、グループホーム等の地域居住の場や通所施設等の日中活動の場など、障害者の地域生活を支える基盤整備を着実に進めてきました。

一方、昨年4月には、障害種別ごとに縦割りとなっていたサービスの一元化や就労支援の抜本的強化などにより、障害者が自立し、地域で安心して暮らせる社会の実現を目指す「障害者自立支援法」が施行され、わが国の障害保健施策は大きな転換点を迎えています。

東京都は、こうした国の動向にも的確に対応しつつ、これまでの取組を一層充実し、全庁を挙げて障害者施策を総合的に展開するため、新たに「東京都障害者計画・東京都障害福祉計画」を策定しました。

この計画は、“障害者が地域で安心して暮らせる社会”、“障害者が当たり前で働ける社会”の実現を目指し、平成23年度までに達成すべき施策目標・数値目標と、その達成のために都が取り組むべき施策展開を明らかにしたものです。

今後、東京都は、区市町村や各事業者、及び福祉・保健・教育・労働の関係機関、さらには企業・経済団体などと連携し、本計画の着実な推進を図っていきますので、都民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いします。

平成19年5月

東京都知事 石原 慎太郎

目 次

計画の策定に当たって

1	計画策定（改定）の背景・趣旨	3
2	計画の性格	7
3	計画期間	8
4	計画の進行管理	8

第1章 東京の障害者の状況と施策の課題

第1節	東京都における障害者数	11
第2節	東京都社会福祉基礎調査「障害者の生活実態」結果	14
1	障害者の状況	15
2	住宅等の状況	16
3	介護・介助等の援助の状況	18
4	就労の状況	20
5	学習・スポーツ・社会活動への参加の状況	24
6	日中の過ごし方の状況	25
7	行政等への要望	27
8	都民等の障害者理解の状況	29

第2章 障害者施策推進の基本的考え方

第1節	障害者施策の基本理念	33
第2節	東京都の障害者施策の目標と課題	35
施策目標 I	地域における自立生活を支える仕組みづくり	36
課題 1	区市町村による一元的・総合的なサービス提供体制の整備	36

課題2	施設入所・入院から地域生活への移行促進	43
課題3	新たな事業体系への移行促進	50
課題4	日常生活を支えるサポート体制の整備	52
施策目標Ⅱ	社会で生きる力を高める支援	53
課題1	児童・生徒一人一人に応じた教育の推進	53
課題2	職業的自立に向けた職業教育の充実	55
施策目標Ⅲ	当たり前で働ける社会の実現	56
課題1	一般就労への移行促進	56
課題2	福祉施設における就労支援の充実・強化	61
施策目標Ⅳ	バリアフリー社会の実現	63
課題1	ユニバーサルデザインの普及による福祉のまちづくり推進	63
課題2	心のバリアフリー	64
施策目標Ⅴ	サービスを担う人材の養成・確保	66

第3章 障害者施策の総合的展開

第1節	障害者施策の目標と取組の体系	69
第2節	具体的施策の体系と計画事業の展開	70
I	地域における自立生活を支援する仕組みづくり	77
取組1	相談支援体制の整備	77
取組2	地域生活への移行促進と地域での居住の安定の確保	83
取組3	保健・医療サービスの充実	89
取組4	地域生活を支えるサービス基盤の整備	97
取組5	地域生活の安心・安全の体制整備	102
II	社会で生きる力を高める支援	105
取組1	自立と社会参加を支える教育の充実	105

取組 2	学習・文化・スポーツ・交流活動の推進	114
Ⅲ	当たり前で働ける社会の実現	116
取組 1	働く意欲や力量を高める支援の充実・強化	116
取組 2	一般就労の機会を拡大する仕組みづくり	118
取組 3	安心して働き続けるための支援体制の整備	120
取組 4	福祉施設における就労支援の取組の強化	121
Ⅳ	バリアフリー社会の実現	122
取組 1	福祉のまちづくりの推進	120
取組 2	情報面のバリアフリー	129
取組 3	制度面のバリアフリー	130
取組 4	心のバリアフリー	131
Ⅴ	サービスを担う人材の養成・確保	134
取組 1	福祉人材の養成・確保	134

別 掲 第1期東京都障害福祉計画

第1節	平成23年度の数値目標の設定と目標達成に向けた施策の推進	142
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	142
2	入院中の精神障害者の地域生活への移行	144
3	福祉施設から一般就労への移行等	146
第2節	各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量と その確保のための方策について	149
1	新体系サービスの見込量の設定	149
2	新体系サービスの見込量を確保するための方策について	153
第3節	サービスを担う人材の養成・確保	154
第4節	都道府県地域生活支援事業	155

資 料

東京都障害者施策推進協議会 審議経過	159
東京都障害者施策推進協議会 委員名簿	161
東京都障害者施策推進協議会 専門部会委員名簿	162
東京都障害者施策推進協議会条例	163

計画の策定に当たって

1 計画策定（改定）の背景・趣旨

(1) 東京都における障害者施策の計画的推進の経緯

- 東京都は、国際連合が提唱した「国際障害者年」（昭和 56〔1981〕年）を契機に、以下のとおり継続的に障害者計画を策定し、これらに基づいて、福祉、保健、医療、教育、労働、住宅、まちづくりなど広範な施策分野にわたり、全庁を挙げて障害者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

◇「国際障害者年東京都行動計画」（昭和 56〔1981〕年度～平成 2〔1990〕年度）

◇「ノーマライゼーション推進東京プラン—東京都障害者福祉行動計画」
（平成 3〔1991〕年度～平成 12〔2000〕年度）

◇「ノーマライゼーション推進東京プラン—東京都障害者計画」
（平成 9〔1997〕年度～平成 17〔2005〕年度）

- この間、平成 12 年度には、わが国の社会福祉制度の基礎構造改革の一環として、サービスの利用の仕組みを「措置から契約へ」転換する介護保険制度が実施されるとともに、平成 15 年度には、障害者分野でも同様にサービス利用者の「自己選択・自己決定」に基づく利用契約制度として、「障害者支援費制度」が開始されました。
- 東京都は、支援費制度の施行に先立ち、サービスの質・量とも、利用者の選択と契約による利用が可能となるよう、地域生活を支えるサービスの基盤整備に重点的に取り組むため、「心身障害者施設緊急整備 3 か年計画」（平成 13〔2001〕年度～平成 15〔2003〕年度）を策定し、平成 15 年度には引き続き「障害者地域生活支援緊急 3 か年プラン」（平成 15〔2003〕年度～平成 17〔2005〕年度）を策定しました。
- これらの緊急プランにより、どんなに障害が重くとも、地域で安心して生活できるよう、グループホーム、ショートステイ、通所施設等日中活動の場、そして地域移行の促進と地域生活のバックアップの機能を備えた入所施設の整備が飛躍的に進みました。
- しかしながら、障害者支援費制度の下では、増え続けるサービス利用のための財源を確保することが困難であることや、同制度の対象とならなかった精神障害者のサービス提供体制が不十分であったことなど、様々な問題点が指摘される中、厚生労働省は、平成 16 年 10 月に「障害保健福祉施策の改革のグランドデザイン案」を示し、これを制度化するため、障害者自立支援法の制定に着手しました。

(2) 障害者自立支援法施行に伴う東京都の施策の新たな展開

- 平成17年2月に国会に上程された障害者自立支援法案には、区市町村における、身体障害、知的障害、精神障害の3障害にわたる一元的なサービス提供体制の構築、障害者がもっと働ける社会の実現、既存の社会資源を活用できる規制緩和、施設・事業体系の機能別再編などの改革の方向性が盛り込まれました。
- こうした国の障害保健福祉施策の改革の動向に注目しつつ、施設や病院から地域生活への移行や福祉施設から一般就労への移行の促進、重症心身障害児者や精神障害者を含め、区市町村において一元的・総合的に福祉サービスを提供するためのシステムの構築などの課題に対応するため、都は、平成17年1月に第4期東京都障害者施策推進協議会を設置し、東京都の障害保健福祉施策のあり方について調査審議を依頼しました。
- 同協議会は、障害者自立支援法が成立した平成17年10月に先立つ9月、「どんなに障害が重くても、必要とするサービスを利用しながら、本人が希望する地域で安心して生活し続けられる」よう、また、「福祉施設における就労支援の取組を強化するとともに、一般就労への移行を促進する」ため、区市町村における地域生活基盤の重点的整備と就労支援策の強化・拡充にいち早く取り組む必要がある、との中間提言を行いました。
- 東京都は、この提言を受け、区市町村が主体的に取り組むサービス基盤の計画的整備を積極的に支援するため、「障害者地域生活支援緊急3か年プラン」の実績を踏まえつつ、新たに重症心身障害と精神障害の分野の地域生活基盤の整備を加え、また初めて就労支援策の拡充を盛り込んで、平成18年1月、平成18年度を初年度とする「障害者地域生活支援・就労促進3か年プラン」を策定しました。

◇障害者地域生活支援・就労促進3か年プラン◇

地域生活基盤への 重点投資(特別助成)

障害者自立支援法に基づき、3障害に共通の福祉サービスを、区市町村が一元的に提供する体制の整備が急務
→ 東京都は、障害者の地域生活基盤の整備を重点的に支援します。

3年間でグループホームなど3,200人分を整備します。

1 地域居住の場の整備

身体障害者、知的障害者及び精神障害者の地域生活への移行を進めるため、グループホームの整備を促進します。 **1,310人増**

2 日中活動の場の整備

これから養護学校を卒業する方々のサービス利用の希望に応えるとともに、障害者自立支援法に基づく新たな事業体系による施設整備を促進するため、多様な日中活動の場の整備を推進します。 **1,600人増**

3 在宅サービスの充実

障害者が身近な地域でショートステイが利用できるよう、整備を促進します。 **170人増**

4 地域生活支援型入所施設の整備

施設から地域生活への移行を積極的に支援する機能や、24時間相談・緊急時の対応などのグループホーム等へのバックアップ機能を強化した施設を整備します。 **120人増**

就労支援策の拡充

障害者がそれぞれの希望や状況に応じて働くことができるよう、東京都は区市町村、企業、福祉施設と一体となって支援します。

障害者の就労支援

1 区市町村障害者就労支援事業の拡充 **20か所増**
障害者が一般就労を実現し、安心して働き続けられるよう、就労面と生活面の支援を一体的に提供する事業を拡充します。(全ての区市で実施)

2 企業内通所授産事業の拡充 **26か所増**
企業から委託を受けた作業所等がその企業の中で行う授産事業を拡大し、福祉的就労から一般就労への移行を促進します。

3 福祉的就労の場の経営改革 **100か所増**
小規模作業所・共同作業所等の経営の安定と利用者サービスの向上を図るため、これらの就労の場の法内化を支援します。

- 平成 18 年 4 月、障害者自立支援法が一部施行され、わが国の障害保健福祉施策の改革が始動し、同年 10 月には全面的に施行されました。

障害者自立支援法のポイント

- ① 障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編
- ② 障害のある人々に、身近な区市町村が責任をもって一元的にサービスを提供
- ③ サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実
- ④ 障害者がもっと働ける社会にするため、就労支援を抜本的に強化
- ⑤ 支給決定の仕組み（手続・基準）を透明化、明確化

- 東京都障害者施策推進協議会は、中間提言以降、引き続き調査審議を進め、東京都障害者計画の改定に向けた施策の方向性を提言するため、東京都の障害保健福祉施策と教育、労働、住宅、まちづくりの施策との連携のあり方を中心に検討し、平成 18 年 8 月、東京都知事に対する意見具申（最終提言）を行いました。

- この最終提言では、障害者施策の基本理念として、「障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現」、「障害者が当たり前で働ける社会の実現」、「すべての都民がともに暮らす地域社会の実現」を掲げるとともに、「区市町村による一元的・総合的なサービス提供体制の整備」や「障害者の働く機会を保障する就労支援施策の推進」などの施策目標の達成に向けて、福祉、保健、医療、教育、労働、住宅、まちづくり、権利擁護など広範な分野にわたる東京都の総合的施策の展開について、その方向性が示されました。

- 東京都は、この最終提言を踏まえ、区市町村と連携を図りながら、障害者自立支援法に基づく制度への移行を円滑に進めるとともに、これまで東京都が推進してきた「利用者本位の福祉改革」に即して、引き続き、各障害の特性を踏まえた独自の先進的な施策を展開するため、東京都障害者計画及び東京都障害福祉計画を策定し、全庁を挙げて障害者施策の一層の推進に取り組むこととしました。

- なお、東京都は、障害者自立支援法施行後も、国がその実施状況等を検証して、必要な見直しを行うなど、継続して制度の充実・強化を図るよう、国に対して積極的に提案していきます。

2 計画の性格

(1) 東京都障害者計画

障害者基本法第9条第2項の規定に基づいて策定します。

(2) 東京都障害福祉計画

障害者自立支援法第89条第1項の規定に基づいて策定します。

本計画は、東京都障害者計画と東京都障害福祉計画の性格を併せもつ計画として一体的に策定しますが、国の基本指針に即して策定する東京都障害福祉計画については、障害者自立支援法第89条第2項の規定に基づいて定める事項を別途、掲載します。

また、本計画は、保健医療計画、特別支援教育推進計画、住宅マスタープランなど、障害者施策に関連した他の東京都の計画との整合を図っています。

3 計画期間

(1) 基本計画としての**障害者計画**の期間は、平成 19 (2007) 年度から平成 23 (2011) 年度までの5年間とし、可能な限り平成 23 年度までに達成すべき施策目標・事業目標を掲げました。

(2) **障害福祉計画**の計画期間は、平成 23 年度における福祉サービス等の必要見込量や達成すべき数値目標を設定した上で、平成 20 (2008) 年度までを第 1 期とし、各年度における必要量や目標数値を掲げました。

なお、第 2 期障害福祉計画は、第 1 期の計画に係る事業実績及び目標の達成状況を踏まえ、平成 23 年度の目標を見直した上で、平成 21 (2009) 年度から平成 23 (2011) 年度までの各年度のサービス必要量や目標数値を設定するものとして、平成 20 年度中に策定します。

年度	19	20	21	22	23
障害者計画	→				施策目標 事業目標	
障害福祉計画	【第 1 期】 各年度の必要量や目標を設定		→		数値目標 サービスの 必要見込量	
			【第 2 期】 各年度の必要量や目標を設定			

4 計画の進行管理

(1) この計画で定めた事業目標並びに数値目標及び各年度におけるサービスの必要見込量に対する達成状況については、区市町村や関係機関等の協力を得て、毎年、福祉保健局障害者施策推進部において調査し、把握します。

(2) 東京都は、把握した計画の達成状況について東京都障害者施策推進協議会に報告し、同協議会の点検・評価を受けるものとします。

(3) 平成 20 年度に予定している本計画の見直しには、東京都障害者施策推進協議会からの意見を踏まえ、取り組みます。

第1章

東京の障害者の状況と施策の課題

第1章 東京の障害者の状況と施策の課題

第1節 東京都における障害者数

平成18年12月末現在、都内では、身体障害者手帳の交付を受けている人が約42万人、愛の手帳（知的障害者・児を対象）の交付を受けている人が約6万人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人が約4万人です。

平成7年以降の手帳交付者数の推移をみると、増加傾向にあり、平成17年度末における交付者数は、前年度に比べ身体障害者手帳では2.6%、愛の手帳では3.8%、精神保健福祉手帳では18.6%伸びています。

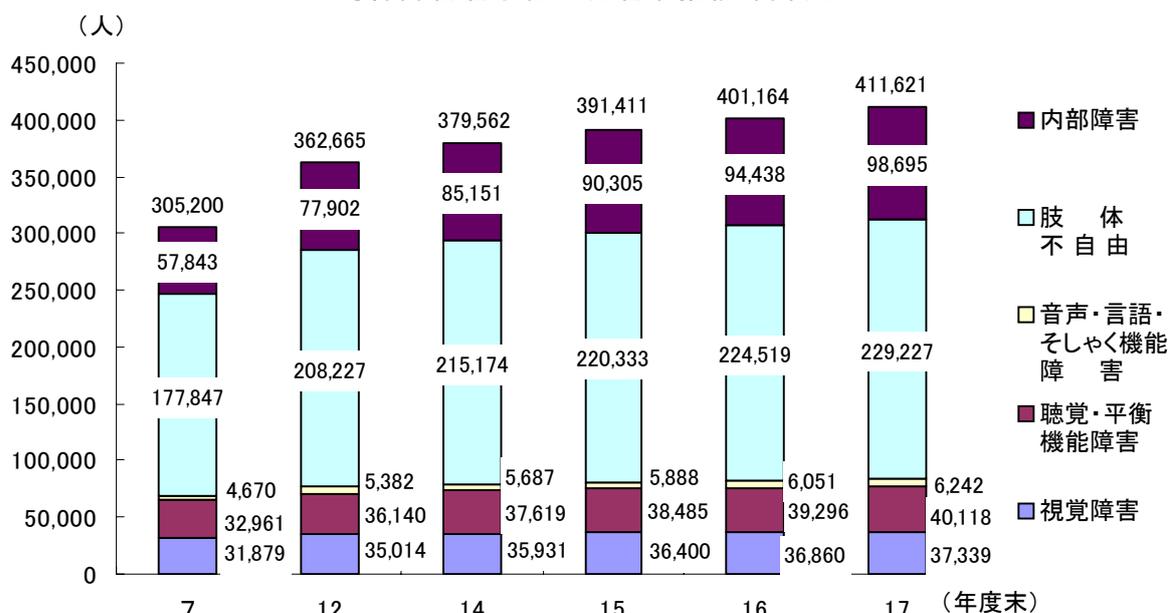
1 身体障害者手帳交付状況

（平成18年12月末現在，単位：人）

区分	総数	視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体不自由	内部障害	
総数	419,791	37,754	40,838	6,366	232,861	101,972	
（構成比％）	（100.0）	（9.0）	（9.7）	（1.5）	（55.5）	（24.3）	
児	18歳未満	23,775	2,023	4,785	398	14,739	1,830
者	18歳以上	396,016	35,731	36,053	5,968	218,122	100,142

資料:福祉保健局「福祉・衛生行政統計」

身体障害者手帳交付者数推移(障害別)



資料:福祉保健局「福祉・衛生統計年報」

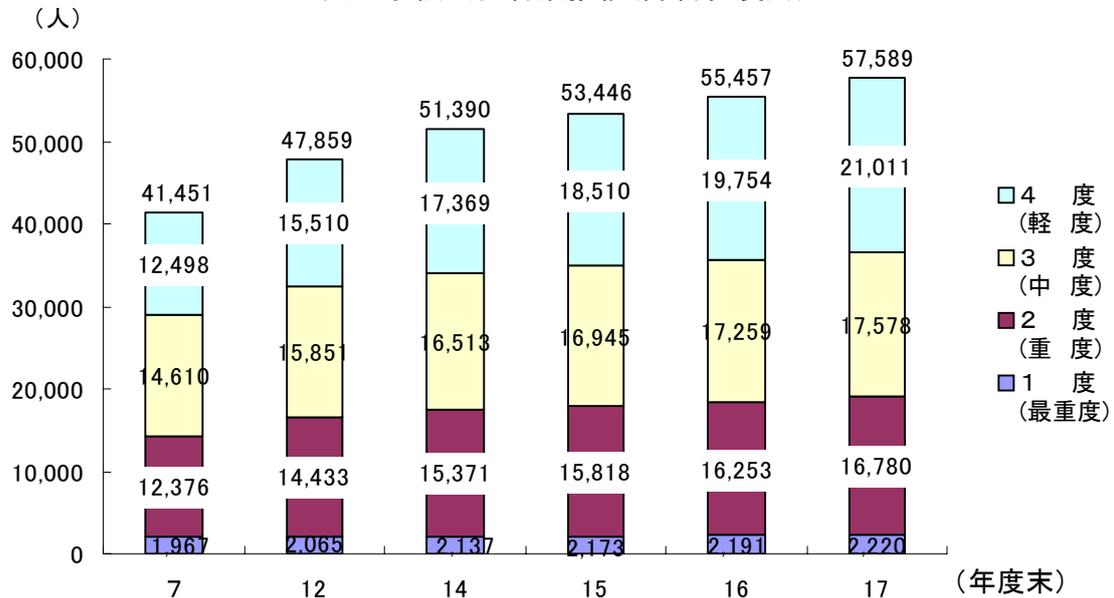
2 知的障害者「愛の手帳」交付状況

(平成 18 年 12 月末現在, 単位: 人)

区分	総数	1 度(最重度)	2 度(重度)	3 度(中度)	4 度(軽度)
総数	59,335	2,258	16,929	17,890	22,258
(構成比%)	(100.0)	(3.8)	(28.5)	(30.2)	(37.5)
児	18 歳未満	426	3,863	4,305	5,822
者	18 歳以上	1,832	13,066	13,585	16,436

資料:福祉保健局「福祉・衛生行政統計」

愛の手帳交付者数推移(障害程度別)



資料:福祉保健局「福祉・衛生統計年報」

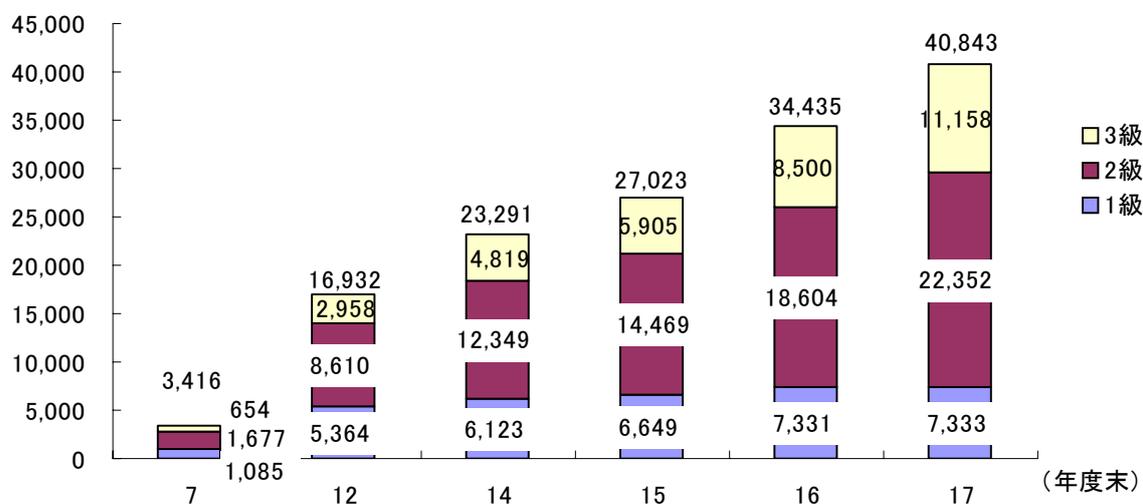
3 精神障害者保健福祉手帳交付状況

(平成 18 年 12 月末現在, 単位: 人)

区分	総数	1 級	2 級	3 級
総数	39,071	6,249	21,686	11,136
(構成比%)	(100.0)	(16.0)	(55.5)	(28.5)

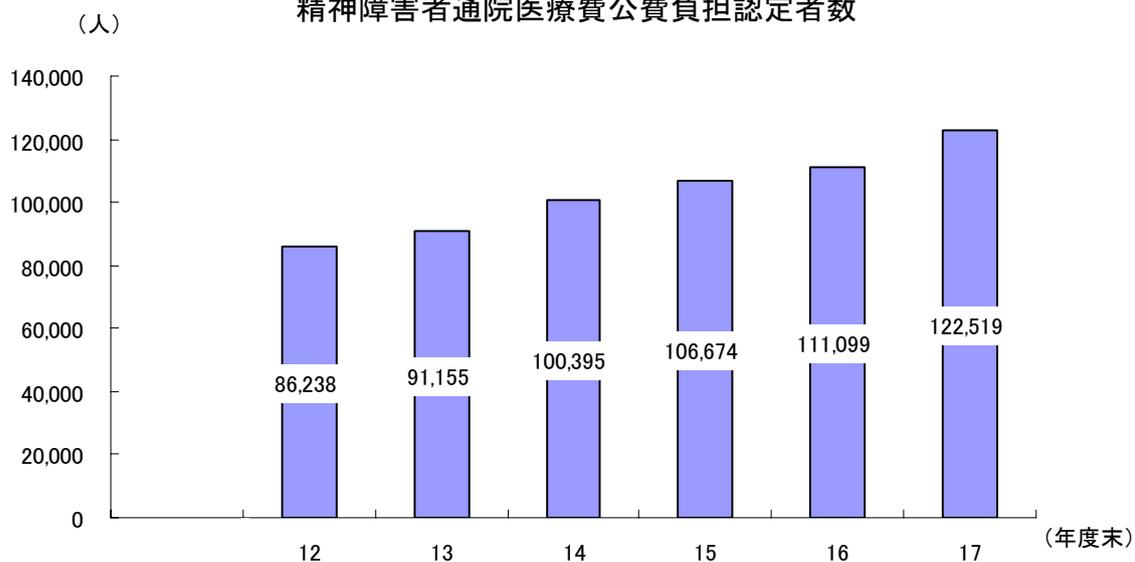
資料:福祉保健局「福祉・衛生行政統計」

精神保健福祉手帳所持者数推移(等級別)



資料:中部総合精神保健福祉センター調べ

精神障害者通院医療費公費負担認定者数



資料:中部総合精神保健福祉センター調べ

第2節 東京都社会福祉基礎調査「障害者の生活実態」結果

東京都では、平成15年度に、身体障害者・知的障害者・精神障害者を対象として障害者の生活実態に関する調査を実施しました。

本節では、この調査結果を中心として、前回調査（平成10年度実施）の結果と比較し障害者の状況やニーズの変化を踏まえながら、東京における障害者の生活状況やニーズの所在を明らかにしたいと思います。

東京都社会福祉基礎調査「障害者の生活実態」の概要

調 査 名	平成15年度社会福祉基礎調査 「障害者の生活実態」
調 査 基 準 日	平成15年11月1日
前 回 調 査 年 度	平成10年度
調 査 対 象 者	都内に在住する18歳以上の者で、身体障害者手帳、愛の手帳又は精神保健福祉手帳を所持する者のうち調査の協力に応じたもの 〔調査回答数〕 身体障害者 2,757人分 知的障害者 647人分 精神障害者 529人分 計 3,933人分
調 査 項 目	① 障害の状況 ② 住まいの状況 ③ 日常生活の状況 ④ 経済活動 ⑤ 福祉サービス ⑥ 社会参加等 など

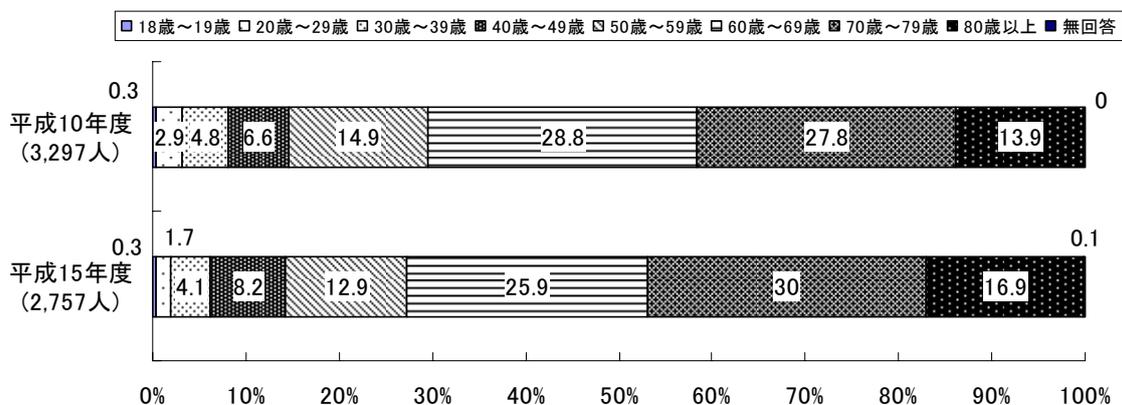
(注) 本節に掲載した図表で、特に注記がないものは、平成15年度社会福祉基礎調査結果を表す。また、調査結果を表した図表に記されている「総数」は、当該調査の回答者数をいう。

1 障害者の状況

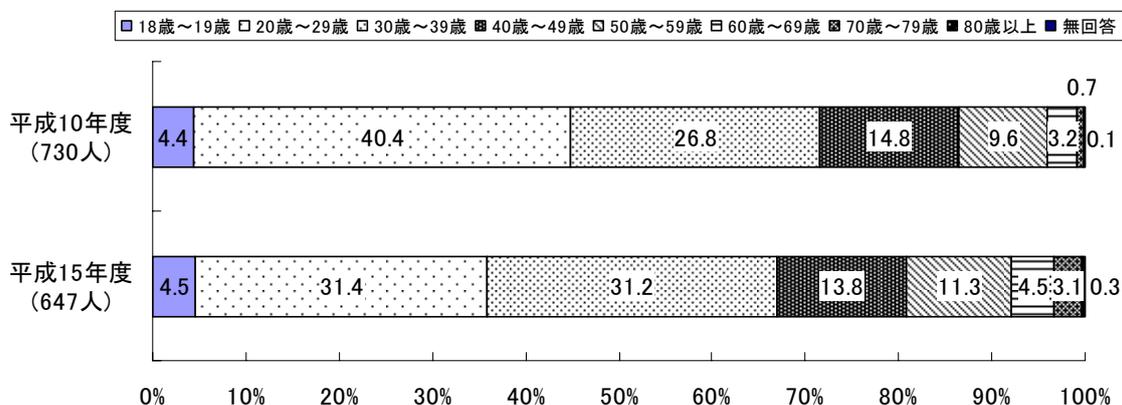
(1) 高齢化の状況

回答者の年齢を見ると、身体障害者では60歳以上が合わせて72.8%となっています。知的障害者では「20～29歳」31.4%、次いで「30～39歳」31.2%と合わせて6割強となっています。60歳以上は合わせて7.9%です。精神障害者は、「50～59歳」24.2%、次いで「30～39歳」21.9%となっています。60歳以上は合わせて25.5%です。平成10年度と平成15年度調査結果を比較すると、いずれの障害でも高齢化の傾向が見られます。

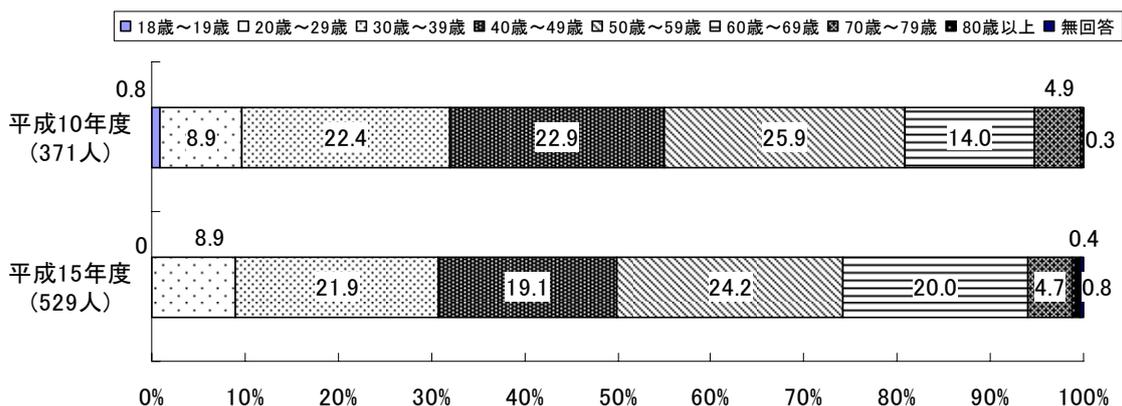
身体障害者



知的障害者



精神障害者



(2) 障害の重複化の状況

18歳以上の身体障害者のうち、愛の手帳を持っている人（知的障害者）の割合は、若年層で高くなっています。一方、知的障害者のうち、身体障害者手帳を持っている人の割合は、「70～79歳」で40%となっています。

身体障害者手帳以外の手帳の所持（複数回答）

	総数	愛の手帳	健福精神障害者保	戦傷病者手帳	その他	持っていない	無回答
総数	100 (2757)	2.9	0.4	0.2	0.8	93.2	2.5
18～19歳	100 (9)	22.2	-	-	-	66.7	11.1
20～29歳	100 (47)	14.9	2.1	-	-	83.0	-
30～39歳	100 (112)	19.6	0.9	-	-	77.7	1.8
40～49歳	100 (227)	9.7	0.9	-	-	86.3	3.1
50～59歳	100 (355)	5.4	1.1	-	0.3	90.7	2.5
60～69歳	100 (713)	0.7	0.3	-	0.6	96.8	1.7
70～79歳	100 (827)	0.4	0.1	0.2	1.6	94.9	2.9
80歳以上	100 (465)	0.2	-	0.9	0.9	95.3	2.8

愛の手帳以外の手帳の所持（複数回答）

	総数	手帳身体障害者	保精神障害者	戦傷病者手	その他	持っていない	無回答
総数	100 (647)	21.5	2.8	-	0.2	73.9	2.0
18～19歳	100 (29)	17.2	3.4	-	-	75.9	3.4
20～29歳	100 (203)	18.2	3.0	-	-	77.3	1.5
30～39歳	100 (202)	22.3	3.5	-	0	72.8	2.0
40～49歳	100 (89)	24.7	1.1	-	-	71.9	2.2
50～59歳	100 (73)	20.5	2.7	-	-	72.6	4.1
60～69歳	100 (29)	24.1	3.4	-	-	72.4	-
70～79歳	100 (20)	40.0	-	-	-	60.0	-
80歳以上	100 (2)	-	-	-	-	100.0	-

2 住宅等の状況

(1) 住まいの種類（在宅対象者）

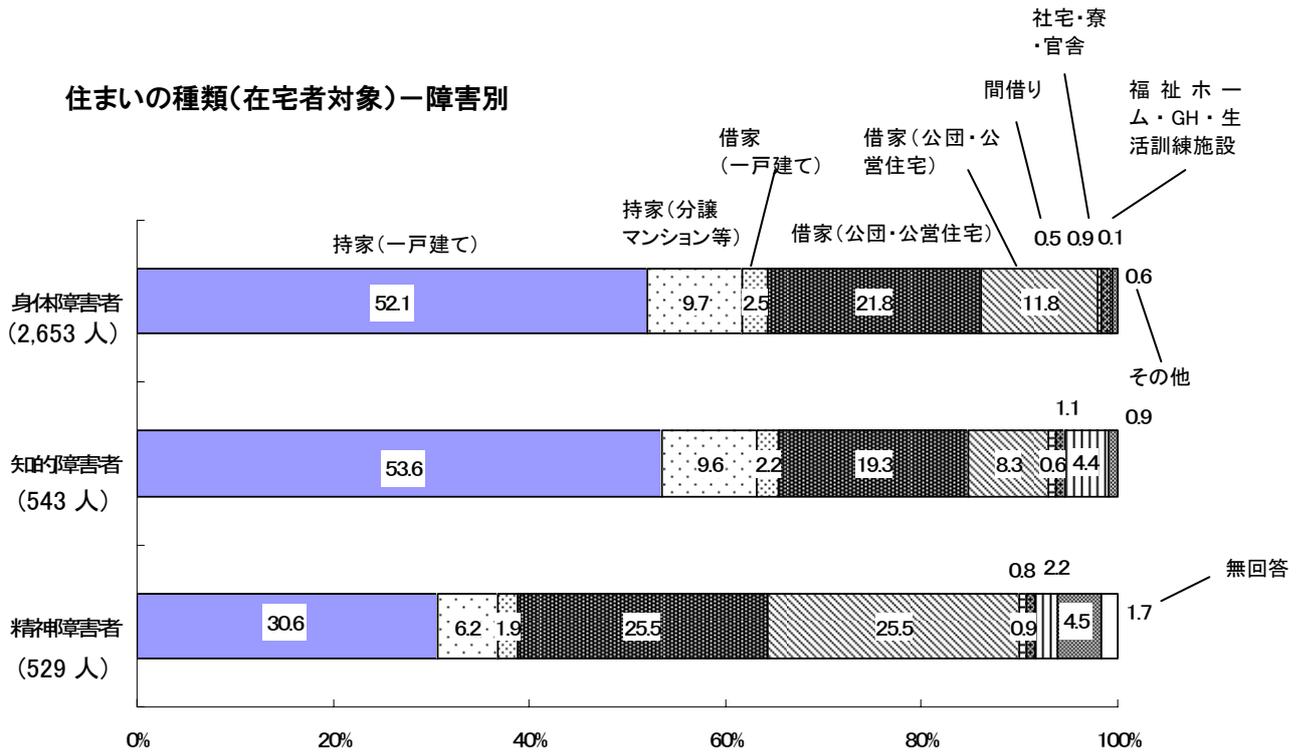
施設入所者を除いた在宅者について住まいの種類を見ると、持家（一戸建て、分譲マンション等）の割合が、身体障害者61.8%、知的障害者63.2%とともに6割を超えています。精神障害者では、持家（一戸建て、分譲マンション）の割合が4割弱であるのに対し、借家（公団・公営住宅、民間アパート、マンション）が5割強となっています。

また、平成10年度調査結果と比較すると、知的障害者ではグループホーム等の入居者が2.9ポイント増加しています。しかし、入居者に占める割合は3障害ともまだまだ低く、今後、地域生活の基盤として整備していく必要があります。

	総数	持家（一戸建て）	持家（分譲マンション等）	借家（一戸建て）	借家（公団・公営住宅）	借家（民間アパート・マンション）	間借り	社宅や会社の寮・官舎などの住宅	福祉ホームグループホーム・ホーム・生活訓練施設	その他	無回答
身体障害者	平成10年度 100 (3,229)	52.4	8.4	3.3	18.8	13.8	0.0	1.2	0.3	1.6	0.2
	平成15年度 100 (2,653)	52.1	9.7	2.5	21.8	11.8	0.5	0.9	0.1	0.6	0.0
知的障害者	平成10年度 100 (668)	54.9	9.0	3.5	18.4	9.4	0.0	2.0	1.5	1.2	0.1
	平成15年度 100 (543)	53.6	9.6	2.2	19.3	8.3	0.6	1.1	4.4	0.9	0.0
精神障害者	平成10年度 100 (371)	36.1	4.6	2.7	20.4	25.9	0.0	0.5	2.9	6.7	0.0
	平成15年度 100 (529)	30.6	6.2	1.9	25.5	25.5	0.9	0.8	2.2	4.5	1.7

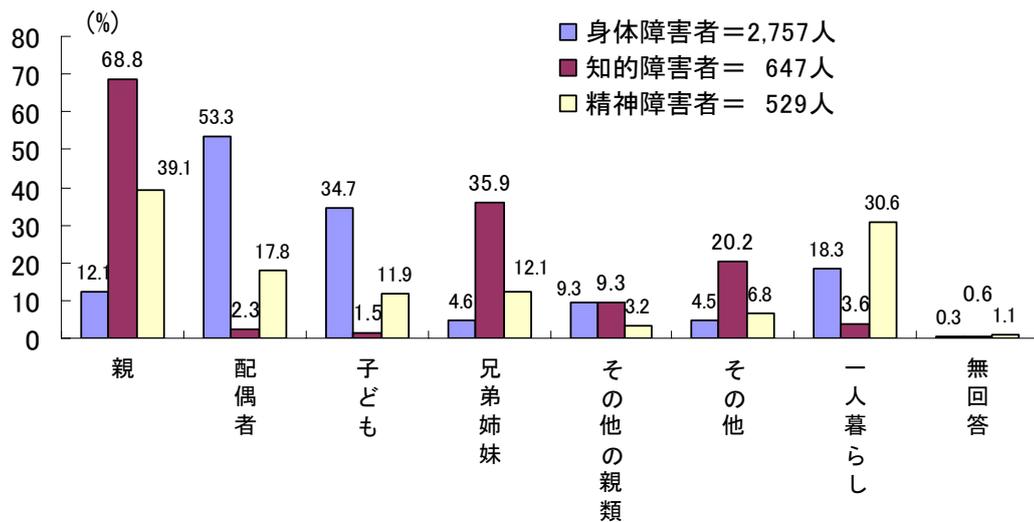
注)身体障害者の平成10年度における「福祉ホーム・グループホーム・生活訓練施設」には、肢体不自由者自立ホームを含む。

住まいの種類(在宅者対象)―障害別



(2) 一緒に暮らしている人(複数回答)

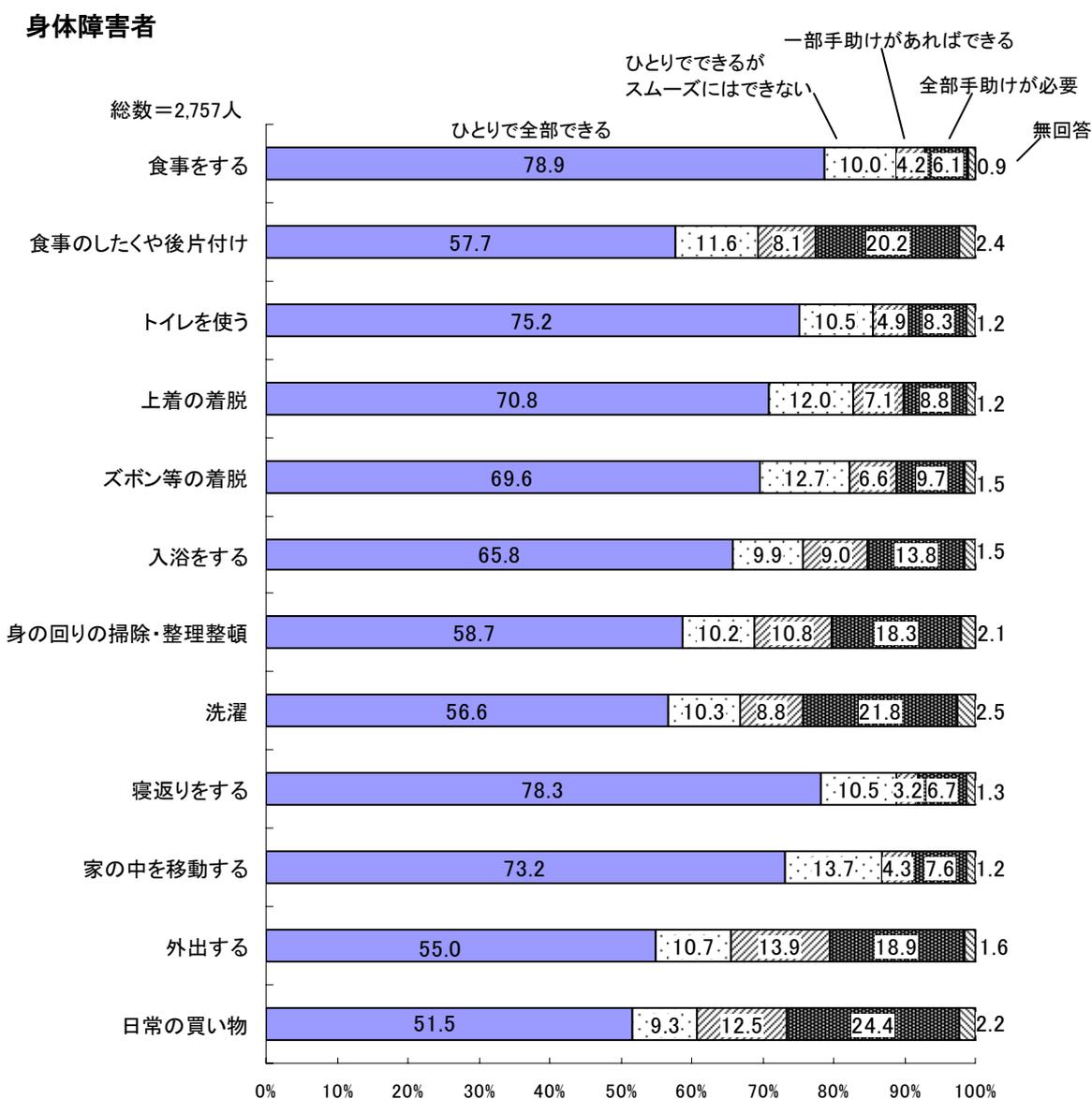
身体障害者では、多い順に「配偶者」、「子ども」、「親」です。「一人暮らし」は18.3%となっています。知的障害者では、「親」が68.8%と高く、次いで「兄弟姉妹」、「その他」です。精神障害者では、多い順に「親」、「配偶者」、「兄弟姉妹」ですが、一人暮らしの割合も30.6%と高くなっています。



3 介護・介助等の援助の状況

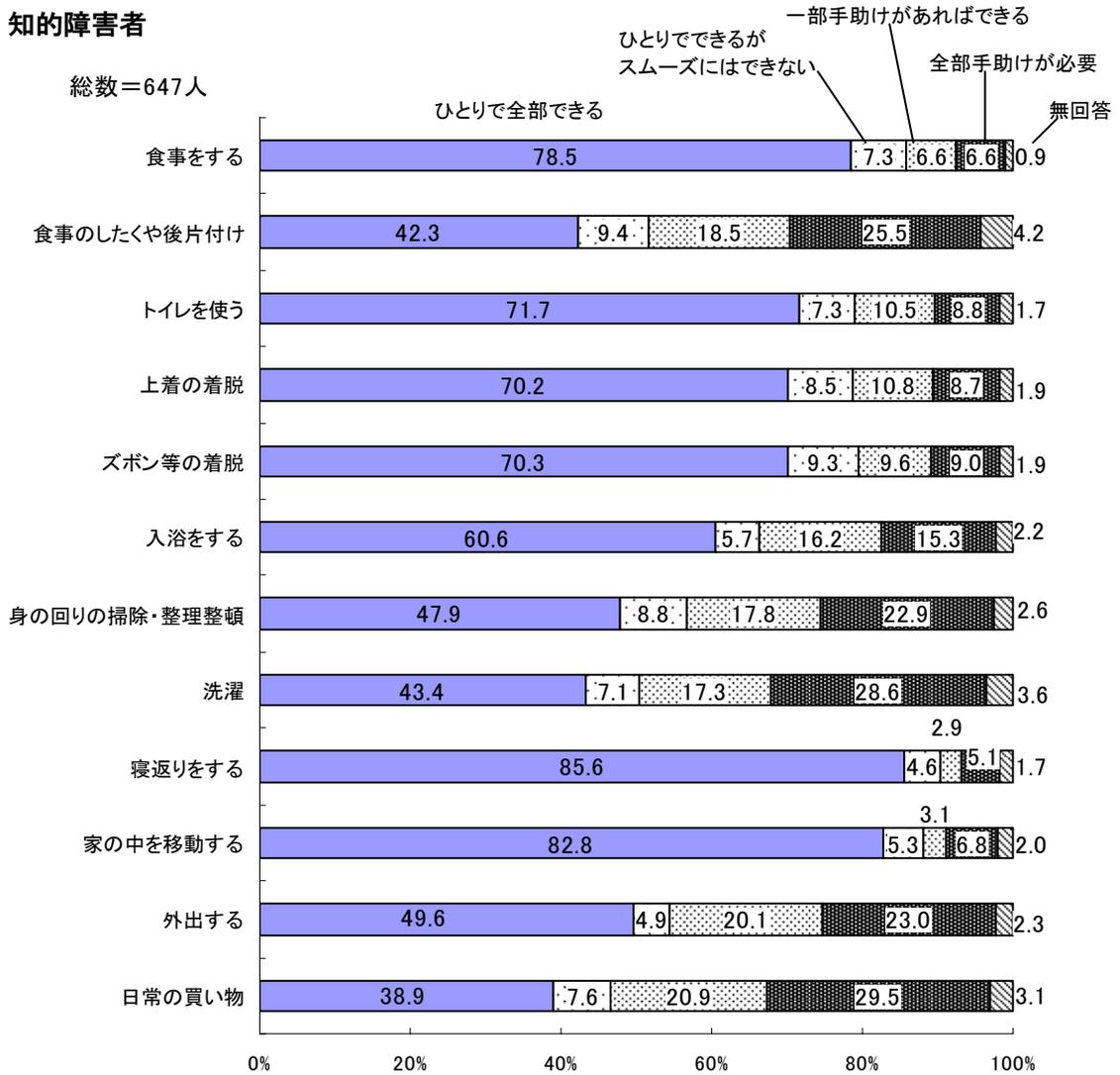
(1) 日常生活動作能力

12種類の日常生活動作のうち、身体障害者で「ひとりで全部できる」と答えた人の割合が最も低いのは、「日常の買い物」の51.5%であり、次いで「外出をする」55.0%となっています。知的障害者では、「ひとりで全部できる」と答えた人の割合が、「日常の買い物」で最も低く38.9%であり、次いで「食事のしたくや後片付け」、「洗濯」、「身の回りの掃除・整理整頓」が4割強となっています。精神障害者では、いずれの項目についても「ひとりで全部できる」が50%以上ですが、「全部手助けが必要」を見ると、「銀行・郵便局等の利用」22.7%、「お金の管理」19.5%が他の項目に比べ若干高くなっています。



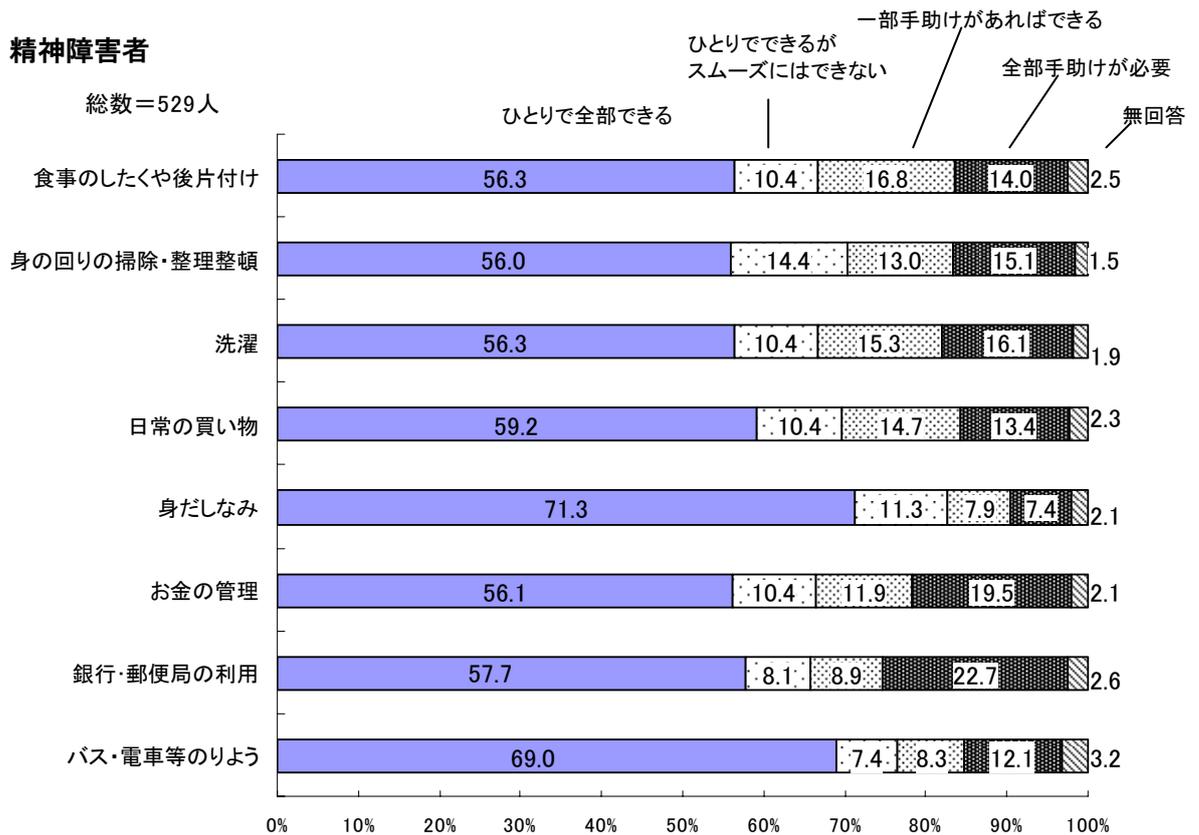
知的障害者

総数=647人



精神障害者

総数=529人

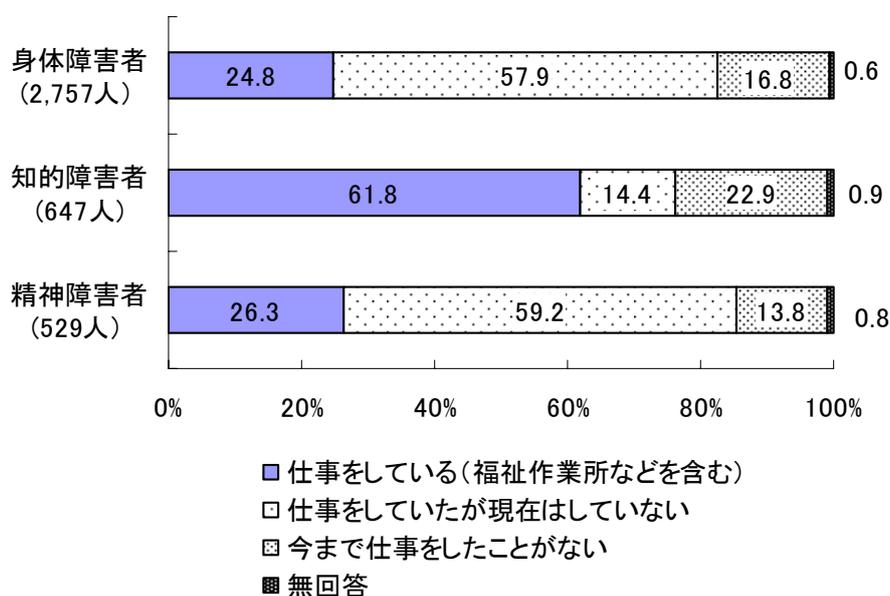


4 就労の状況

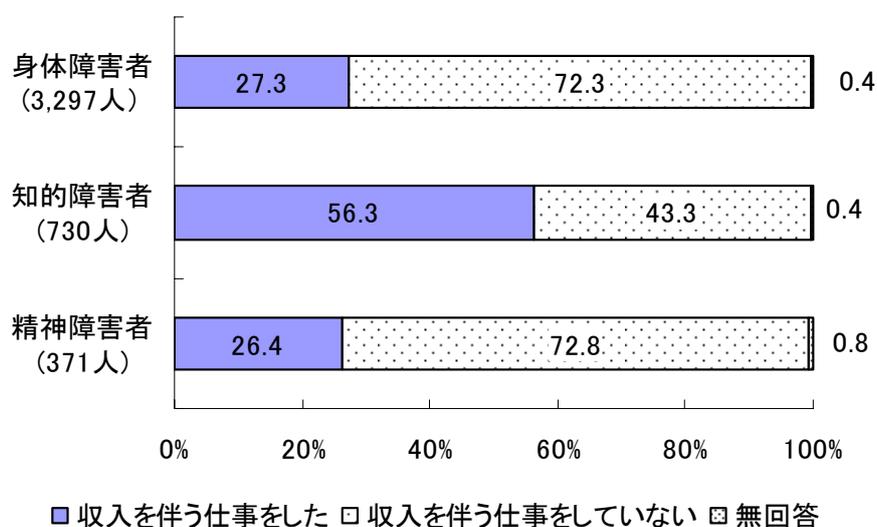
(1) 収入を伴う仕事の有無（調査基準日現在）

身体障害者、精神障害者に比べ、知的障害者では「仕事をしている（福祉作業所などを含む）」と回答した人の割合が61.8%と高くなっています。

平成10年度調査結果と比較すると、「仕事をしている（福祉作業所などを含む）」（平成10年度調査では、「（前月中）収入を伴う仕事をした」と回答した人の割合が知的障害者では5.5ポイント増加していますが、身体障害者、精神障害者ではわずかに減少しています。障害者が当たり前に行ける社会の実現が早急に求められます。



<参考>平成10年度調査結果 収入を伴う仕事の有無（前月中）

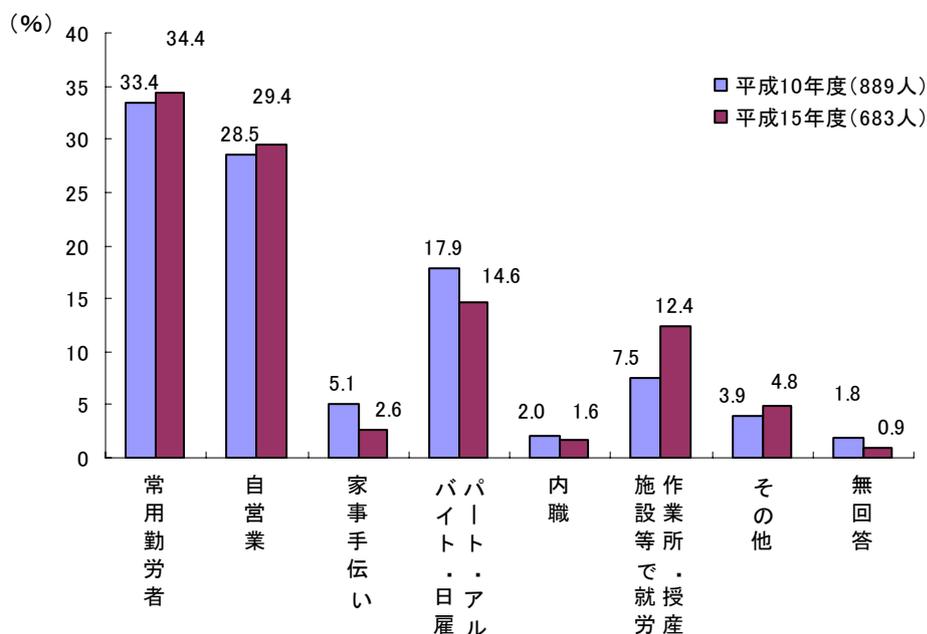


(2) 仕事の種類（複数回答）

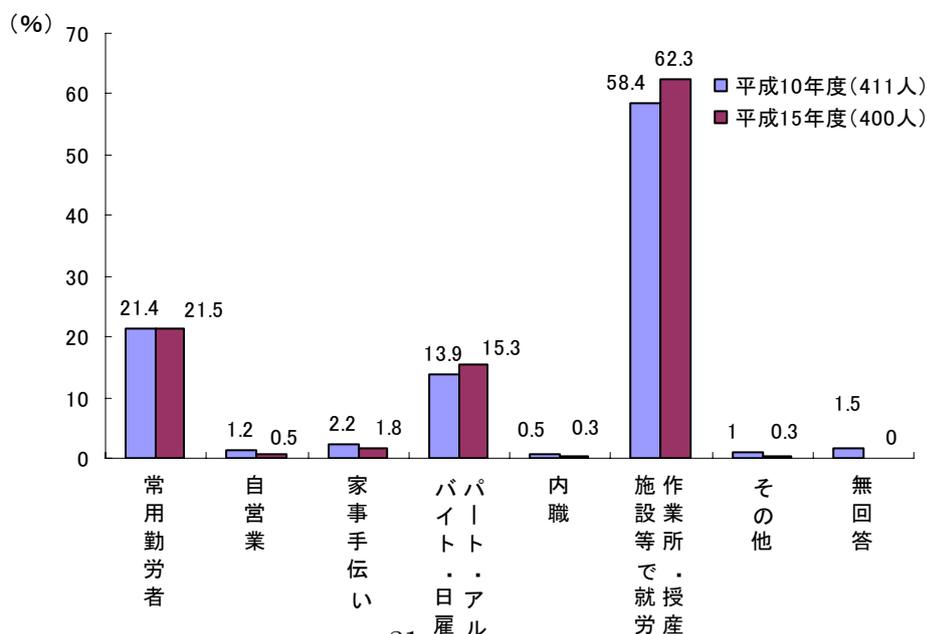
身体障害者では、「常用勤労者」（34.4%）と「自営業」（29.4%）の割合が高いのに対し、知的障害者と精神障害者では、半数以上が「作業所・授産施設等で就労」と回答しています。また、知的障害者の仕事の種類を愛の手帳の程度別に見ると、4度の人では「常用勤労者」が32.5%、「パート・アルバイト・日雇」が23.4%となっています。

平成10年度調査結果と比較すると、身体障害者では、「作業所・授産施設等で就労」の割合が4.9ポイント増加したのに対し、「パート・アルバイト・日雇い」が3.3ポイント減少しています。一方、精神障害者では、「作業所・授産施設等で就労」の割合が5.4ポイント減少し、「パート・アルバイト・日雇い」が7.7ポイント増加しています。

身体障害者



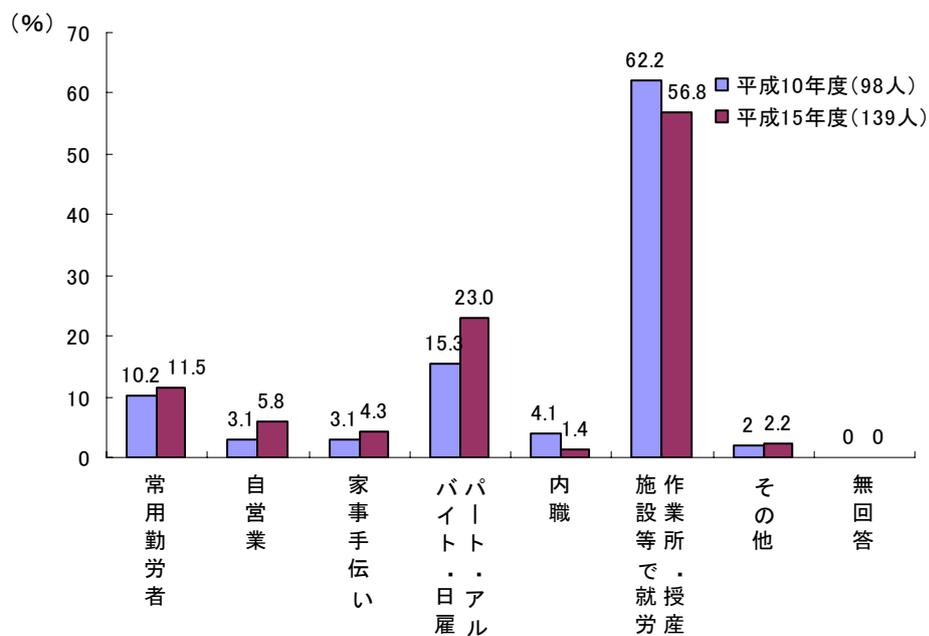
知的障害者



仕事の種類—愛の手帳の程度別

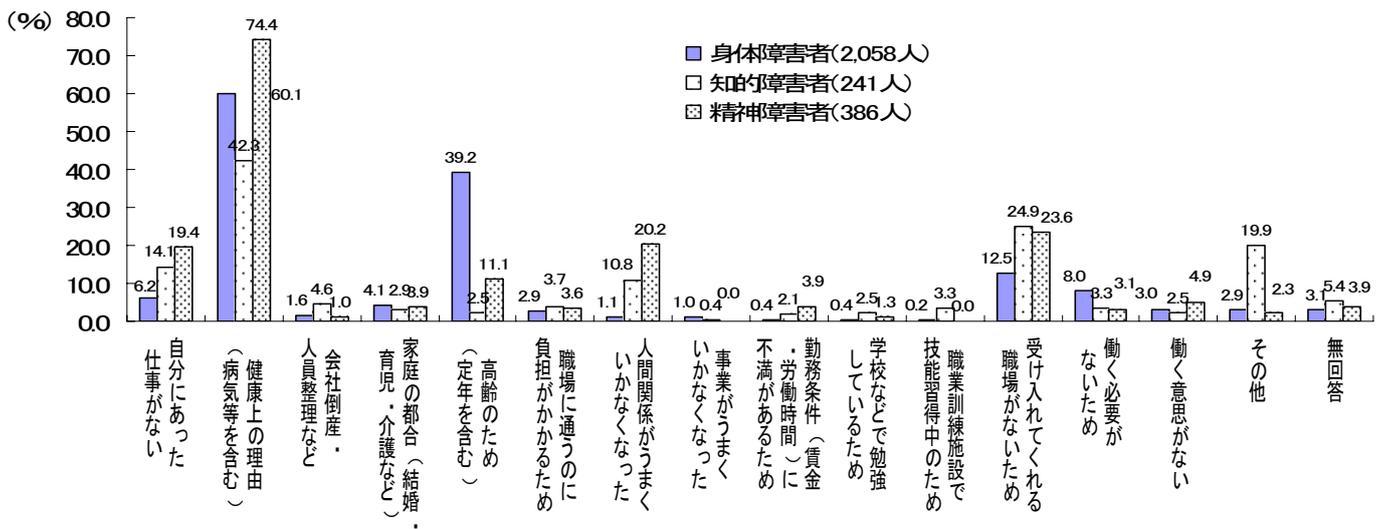
	総 数	常 用 勤 労 者	自 営 業	家 業 の 手 伝 い	・ア パ ー ト ・ 日 雇 バ イ ト	内 職	就 産 作 業 施 設 等 ・ 授 産	そ の 他	無 回 答
総数	100 (400)	21.5	0.5	1.8	15.3	0.3	62.3	0.3	-
1度	100 (5)	-	-	-	-	-	100.0	-	-
2度	100 (80)	5.0	-	-	-	-	95.0	-	-
3度	100 (157)	19.1	1.3	1.3	15.3	-	65.6	-	-
4度	100 (154)	32.5	-	3.2	23.4	0.6	41.6	0.6	-

精神障害者



(3) 仕事をしていない理由（3つ以内の複数回答）

仕事をしていない理由としては、3障害ともに「健康上の理由（病気等を含む）」の割合が最も高く、そのほか、身体障害者では、「高齢のため（定年を含む）」（39.2%）、知的障害者では「受け入れてくれる職場がないため」（24.9%）、精神障害者では「受け入れてくれる職場がないため」（23.6%）、「人間関係がうまくいかなかった」（20.2%）の割合が高くなっています。職場開拓や職場定着などの就労面での支援とともに、就労に伴う生活面での支援が求められています。

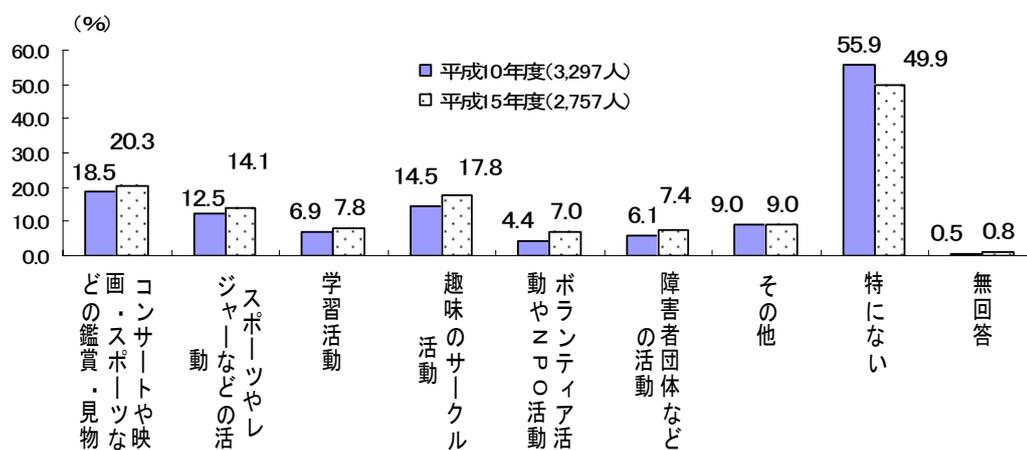


5 学習・スポーツ・社会活動への参加の状況

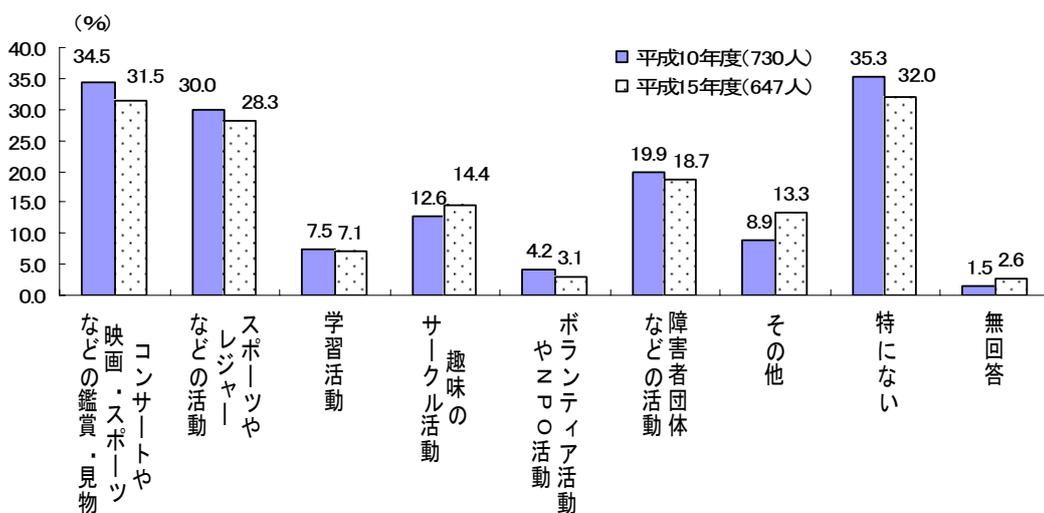
(1) 趣味や社会活動への参加（複数回答）

過去1年間に行った趣味、学習、スポーツ、社会活動などをみると、身体障害者では多い順に「コンサートや映画・スポーツなどの鑑賞・見物」20.3%、次いで「趣味のサークル活動」17.8%、知的障害者では、「コンサートや映画・スポーツなどの鑑賞・見物」31.5%、次いで「スポーツやレジャーなどの活動」28.3%、精神障害者では「コンサートや映画・スポーツなどの鑑賞・見物」28.4%、次いで「趣味のサークル活動」27.4%となっています。また、身体障害者で49.9%、知的障害者で28.3%、精神障害者で42.9%の方が「特にない」と回答しています。

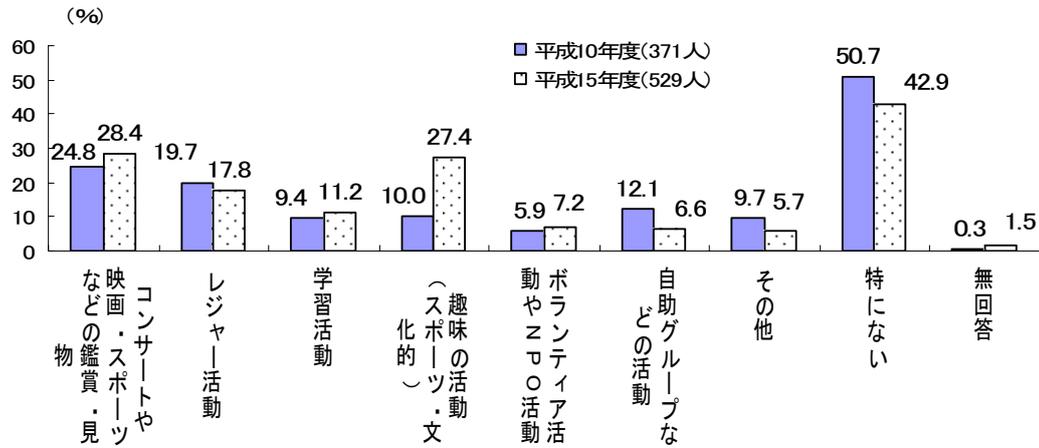
身体障害者



知的障害者



精神障害者

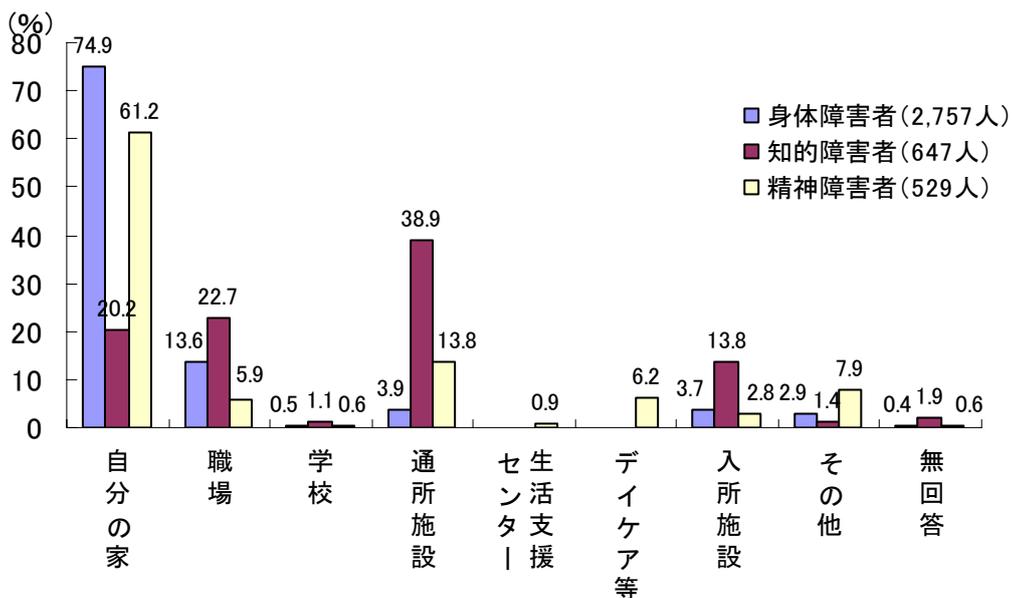


6 日中の過ごし方の状況

(1) 平日の日中に過ごす場所(複数回答)

身体障害者・精神障害者で「自分の家」の割合が高くなっています。知的障害者では、「通所施設(作業所・デイケア等を含む)」が最も多くなっていますが、他の障害者に比べて入所施設の割合が多くなっています。

一人ひとりの希望や状況に応じて利用できる、日中活動の場の整備が強く求められます。



平日の日中に過ごす場所一年齢階級別（複数回答）

	合計	自分の家	職場	学校	生産施設など	通所施設・授業所	生活支援センター	デイケア等	入所施設	その他	無回答
身体障害者	総数	100.0 (2,757)	74.9	13.6	0.5	3.9	3.7	2.9	0.4
	18～29歳	100.0 (56)	16.1	32.1	23.2	23.2	1.8	3.6	-
	30～39歳	100.0 (112)	38.4	37.5	0.9	19.6	1.8	-	1.8
	40～49歳	100.0 (227)	44.1	32.6	-	13.7	6.2	3.5	-
	50～59歳	100.0 (355)	55.2	33.8	-	4.5	3.1	3.1	0.3
	60歳以上	100.0 (2,005)	85.6	6.1	0.0	1.2	3.6	3.0	0.4
知的障害者	総数	100.0 (647)	20.2	22.7	1.1	38.9	13.8	1.4	1.9
	18～29歳	100.0 (232)	9.5	28.4	3.0	48.7	6.9	1.7	1.7
	30～39歳	100.0 (202)	18.3	22.8	-	43.1	12.9	1.0	2.0
	40～49歳	100.0 (89)	27.0	20.2	-	34.8	14.6	1.1	2.2
	50～59歳	100.0 (73)	39.7	21.9	-	16.4	20.5	-	1.4
	60歳以上	100.0 (51)	37.3	2.0	-	17.6	37.3	3.9	2.0
精神障害者	合計	100.0 (529)	61.2	5.9	0.6	13.8	0.9	6.2	2.8	7.9	0.6
	18～29歳	100.0 (47)	46.8	6.4	4.3	27.7	4.3	2.1	2.1	4.3	2.1
	30～39歳	100.0 (116)	61.2	7.8	0.9	14.7	-	5.2	0.9	8.6	0.9
	40～49歳	100.0 (101)	60.4	7.9	-	16.8	1.0	6.9	2.0	5.0	-
	50～59歳	100.0 (128)	55.5	6.3	-	17.2	0.8	7.8	3.1	8.6	0.8
	60歳以上	100.0 (135)	71.9	2.2	-	3.0	0.7	6.7	5.2	10.4	-

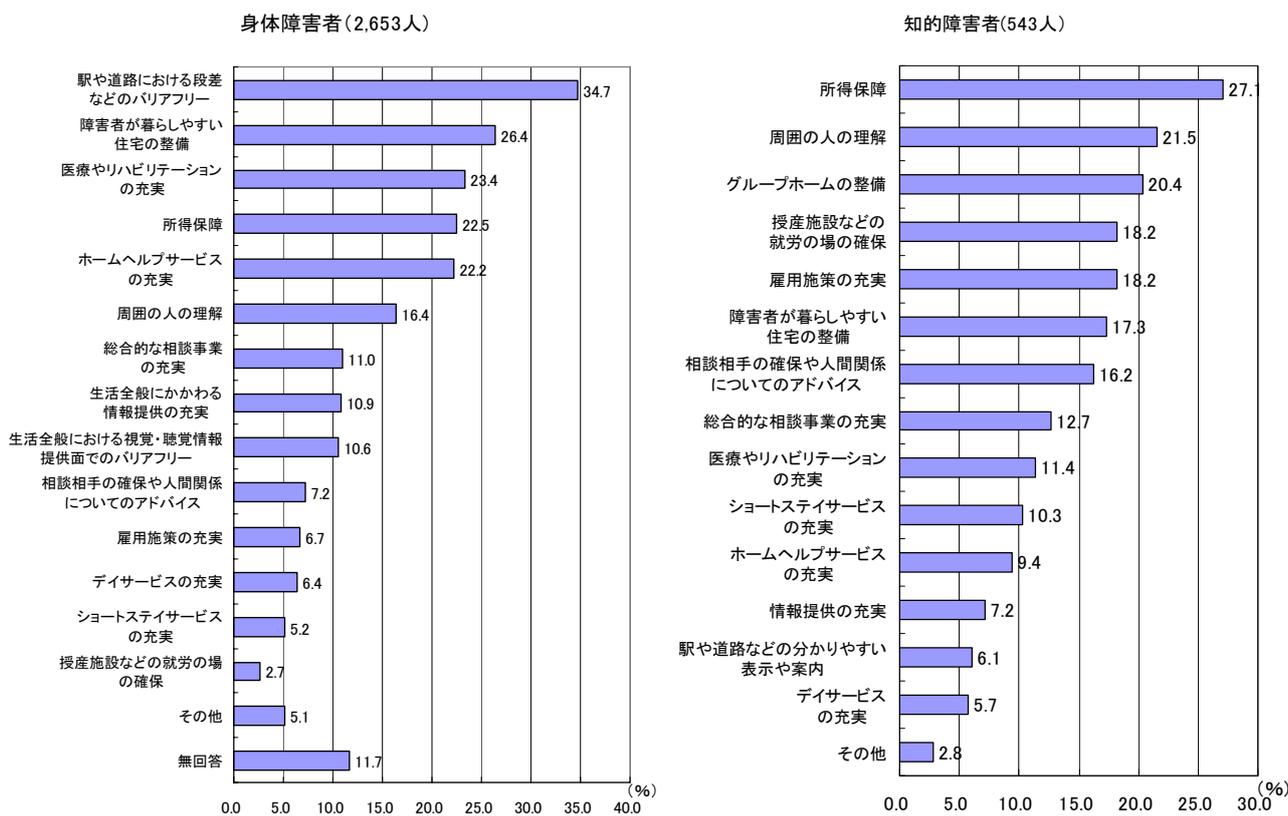
7 行政等への要望

(1) 福祉サービス（在宅者対象）

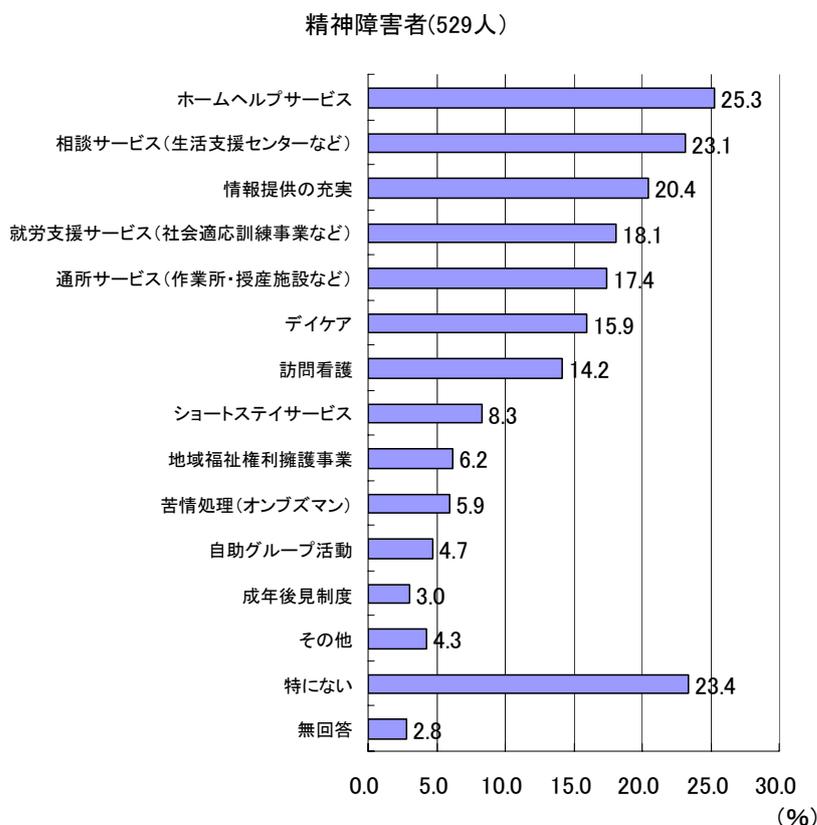
地域で生活するために必要なことは、身体障害者では、「駅や道路における段差などのバリアフリー」、「障害者が暮らしやすい住宅の整備」、「医療やリハビリテーションの充実」などが、知的障害者では、「所得保障」、「周囲の人の理解」、グループホームの整備」などが多くなっています。

また、精神障害者が今後利用したい福祉サービスとしては、「ホームヘルプサービス」、「相談サービス」、「情報提供の充実」などが多くなっています。

<生活に必要な福祉サービス等（3つ以内の複数回答）>



< 今後利用したい福祉サービス等（3つ以内の複数回答） >



(2) 福祉サービス（施設入所者）

施設に入所している知的障害者が、地域で生活する上で必要なこととしては、「グループホームの充実」という回答が最も多く、次いで「授産施設などの就労の場の確保」となっています。知的障害の程度別でみると、3・4度（中軽度）では、「グループホームの充実」のほかに、「障害者が暮らしやすい住宅の整備」、「相談相手の確保や人間関係についてのアドバイス」なども求められています。

また、将来望む暮らし方については、中・軽度の方でグループホームや一人暮らしを希望する人が多くなっています。この希望にこえるためにも、地域居住の場の整備は急務となっています。

< 地域で生活する上で必要なこと（3つ以内の複数回答） >

知的障害者

	総数	い障害者が暮らしやすい住宅の整備	授産施設などの就労の場の確保	ホームヘルプサービスの充実	デイサービスの充実	ショートステイサービスの充実	グループホーム（生活寮）の充実	医療やリハビリテーションの充実	総合的な相談事業の充実	雇用施策の充実	駅や道路などの分かりやすい表示や案内	情報提供の充実	所得保障	相談相手との確保やアトバイス	周囲の人の理解	その他	無回答
総数	100 (104)	13.5	18.3	14.4	3.8	1.0	28.8	4.8	8.7	5.8	2.9	1.9	10.6	12.5	14.4	21.2	23.1
1度	100 (12)	16.7	8.3	16.7	16.7	0.0	33.3	0.0	8.3	0.0	0.0	8.3	25.0	0.0	8.3	25.0	16.7
2度	100 (47)	6.4	25.5	14.9	2.1	2.1	29.8	6.4	8.5	0.0	2.1	2.1	8.5	2.1	10.6	19.1	29.8
3度	100 (30)	20.0	13.3	13.3	0.0	0.0	23.3	6.7	13.3	10.0	0.0	0.0	10.0	16.7	10.0	23.3	23.3
4度	100 (12)	25.0	16.7	16.7	8.3	0.0	41.7	0.0	0.0	25.0	16.7	0.0	8.3	58.3	41.7	16.7	0.0

<将来望む暮らし方>

知的障害者

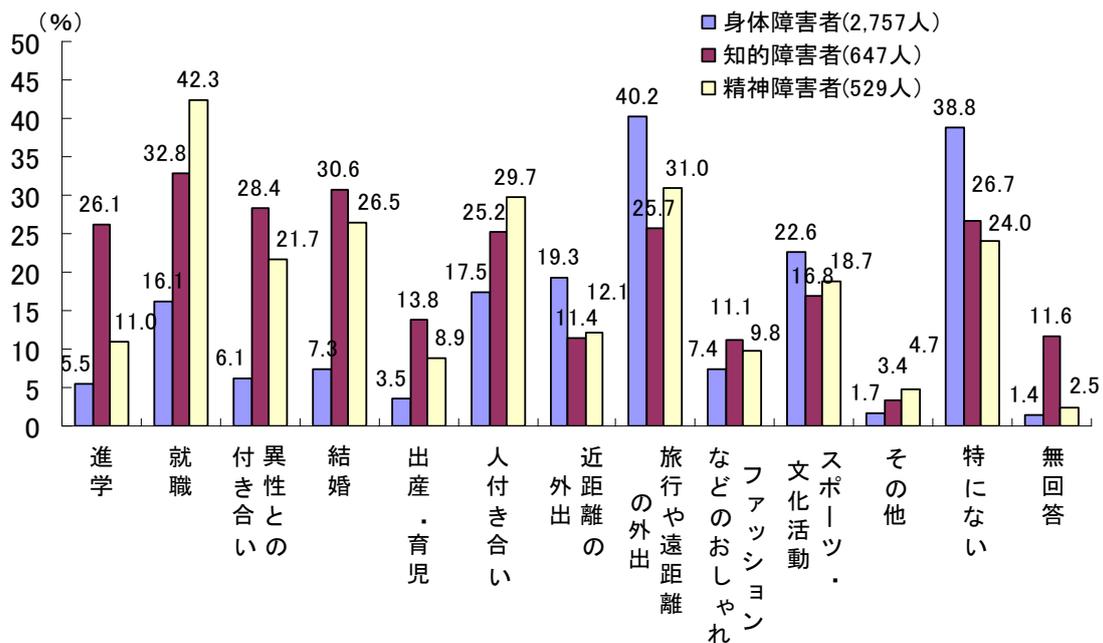
	総数	施設 で 生 活	現 在 生 活	す る に 生 活	家 族 と 一 緒	ホ ム ー グ ル ー プ	し ー 人 暮 ら	そ の 他	い わ か ら な	無 回 答
総数	100 (104)	28.8	21.2	9.6	5.8	3.8	26.9	3.8		
1度	100 (12)	25.0	16.7	0.0	0.0	0.0	58.3	0.0		
2度	100 (47)	21.3	25.5	8.5	2.1	8.5	25.5	8.5		
3度	100 (30)	46.7	16.7	13.3	6.7	0.0	16.7	0.0		
4度	100 (12)	8.3	25.0	16.7	25.0	0.0	25.0	0.0		

8 都民等の障害者理解の状況

(1) 障害のためにあきらめたり妥協したこと（複数回答）

3障害とも「旅行や遠距離の外出」の割合が高い一方、知的・精神障害者では「就職」、「結婚」の割合が高くなっています。

また、身体障害者では「特にない」と回答した人の割合も高くなっています。



第2章

障害者施策推進の基本的考え方

第2章 東京都の障害者施策推進の基本的考え方

第1節 障害者施策推進の基本理念

「ノーマライゼーション」とは、障害をもつ人も、もたない人も、社会の一員として、お互いに尊重し、支えあいながら、地域の中でともに生活する社会こそが当たり前の社会である、という考え方です。

東京都は、このノーマライゼーションの理念の下、障害者が、他の市民と同様に、自らの生活のあり方や人生設計については、自らが選び、決め、行動するという「自己選択・自己決定」の権利を最大限に尊重され、人間としての尊厳をもって地域で生活できるよう、以下のような社会の実現を目指して、障害者施策を計画的かつ総合的に推進します。

I 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現

障害の種別にかかわらず、また、どんなに障害が重くても、必要とするサービスを利用しながら、障害者本人が希望する地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

そのため、障害者が自ら望む生活のあり方を選択できるようサービス基盤を重点的に整備するとともに、重度・重症の障害者（児）であっても、可能な限り地域で生活し続けられるよう、東京都と区市町村が重層的に地域生活を支援する体制を整備します。

Ⅱ 障害者が当たり前働ける社会の実現

障害者が地域において自立して生活し、その生活の質の向上を図るため、働く機会を拡大するとともに安心して働き続けられるよう支援を提供することにより、障害者が当たり前働ける社会の実現を目指します。

そのため、企業等に障害者雇用への取組を促す一方、福祉施設においても、利用者を一般就労へ円滑に移行させる支援事業や、より高い水準の賃金・工賃を利用者に支払う支援事業に積極的に取り組むよう、福祉施設の経営改革を促します。

Ⅲ すべての都民がともに暮らす地域社会の実現

コミュニケーションや移動の円滑化を図る施策の推進により、障害をもつ人ともたない人が学校、職場、地域の中で交流を図り、たとえ障害をもっている、適切な支援があれば街なかで暮らし、一般の職場で働けることを都民が理解し、支え合いながら暮らす地域社会の実現を目指します。

第2節 東京都の障害者施策の目標と課題

東京都は、前節で掲げた社会を実現するため、障害をもつ人に、基本的人権をはじめとした市民としての権利を保障することはもとより、人間としての尊厳にふさわしい生活を保障することが最大の目標であることを踏まえ、以下の5つの施策目標を掲げ、全庁を挙げて障害者施策を推進していきます。

5つの施策目標

施策目標Ⅰ 地域における自立生活を支える仕組みづくり

施策目標Ⅱ 社会で生きる力を高める支援

施策目標Ⅲ 当たり前で働ける社会の実現

施策目標Ⅳ バリアフリー社会の実現

施策目標Ⅴ サービスを担う人材の養成・確保

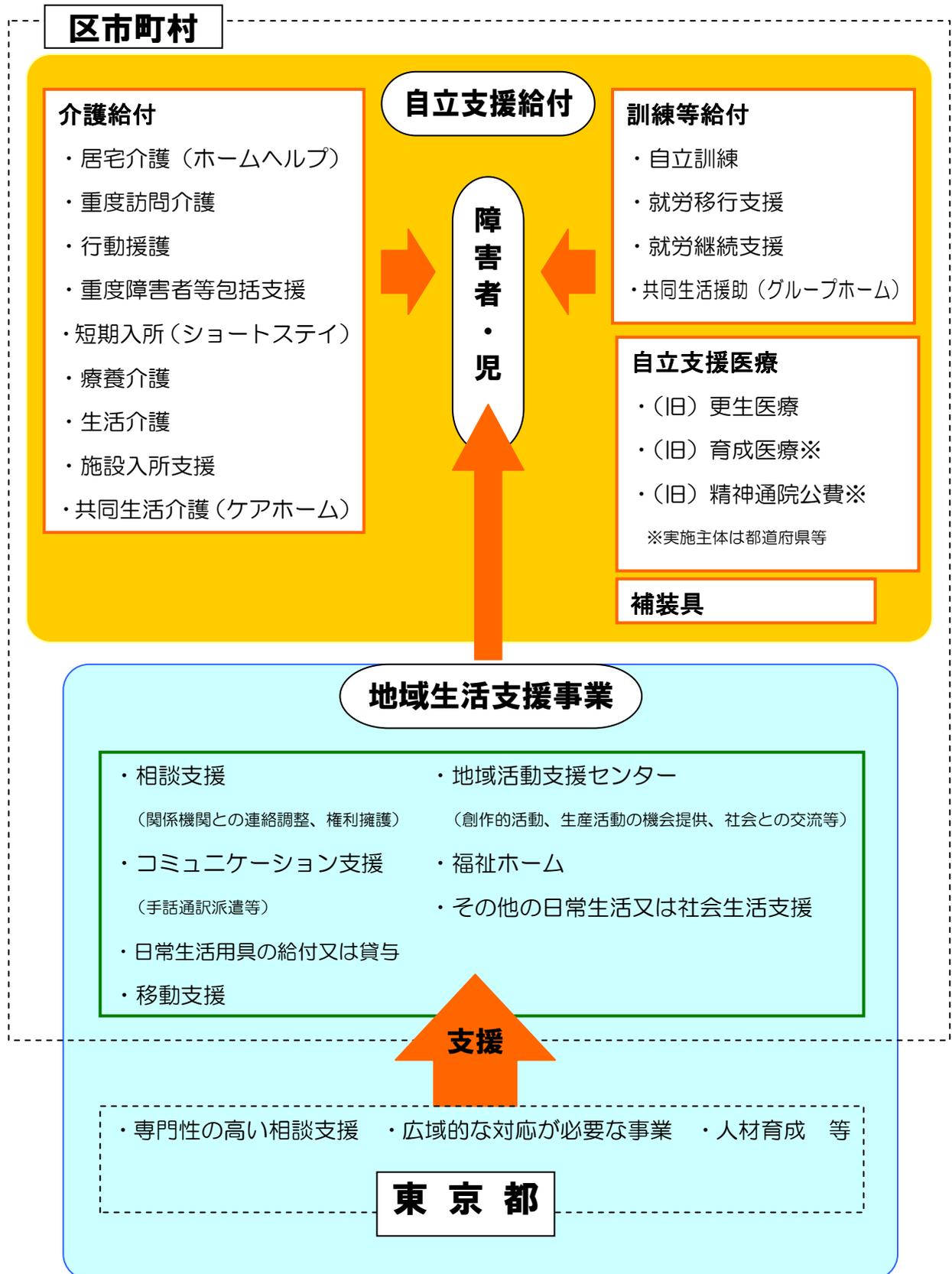
施策目標 I 地域における自立生活を支える仕組みづくり

- 地域における自立生活を実現するためには、生活の拠点である住まいをはじめとして、障害者とその家族が必要とする介護・介助サービス、保健・医療サービス、コミュニケーションや移動の支援にかかわるサービス、そして一人一人の希望や状況に応じて利用できる日中活動の場・就労の場などの地域生活基盤が確保されなければなりません。
- あわせて、障害者とその家族からの相談に応じて、サービス利用に関する情報提供や助言を行い、必要に応じて利用者とサービス事業者との連絡調整を図るとともに、日常生活・社会生活上保障されるべき権利を擁護するなどの相談支援事業が欠かせません。
- 区市町村は、住民のニーズを踏まえた地域生活基盤の計画的整備と相談支援事業の実施に、主体的に取り組むことが求められており、これにより、どんなに障害が重くても、必要とするサービスを利用しながら、本人が希望する地域で安心して暮らし続けられる社会を実現することが重要です。
- 東京都は、区市町村が取り組む地域生活基盤の整備を促進するため重点的に投資するとともに、専門性の高い相談支援事業、個々の区市町村では対応が困難な課題（保健・医療分野、防災・防犯対策など）への取組や地域のネットワーク構築の支援など広域的な支援事業及びサービスの質・量を確保する人材の育成やサービス評価などに積極的に取り組みます。

課題1 区市町村による一元的・総合的なサービス提供体制の整備

- 障害者自立支援法により、障害の種別（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず、必要とする障害福祉サービスや相談支援事業を利用するための仕組みを共通化・明確化し、住民に身近な区市町村が責任をもって一元的にサービスを提供することになりました。

障害者自立支援法による総合的な自立支援システムの全体像



- また、障害者自立支援法では、これまで障害の種別・程度別に編成され、複雑化していた施設体系を、利用者に提供する支援内容に応じた機能別に再編し、平成23年度までの経過期間内に、順次、新たな事業体系に移行させるとしています。

障害者自立支援法による福祉サービスの体系



(注) 表中の「身」は「身体障害者」、「知」は「知的障害者」、「精」は「精神障害者」、「児」は「障害児」のことです。

- 障害者自立支援法に基づいて区市町村が作成する障害福祉計画では、支援費制度の利用実績、障害者等のサービスの利用に関する意向、事業者の新体系への移行希望等を勘案しつつ、地域の実情を踏まえて、障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みを定めることとされています。

- この障害福祉サービス等の必要見込量を定めるに当たって、国は下記の基本的考え方を示しています。

- 1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保証
- 2 希望する障害者に日中活動サービスを保証
- 3 グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を促進
- 4 福祉施設から一般就労への移行等を推進

- 東京都はこの基本的考え方を踏まえ、区市町村に対し「身体障害や知的障害の分野に比べ福祉サービスの基盤整備が立ち後れていた精神障害の分野を含め、すべての障害者が自己選択・自己決定に基づいてサービスを利用できるよう、東京都と区市町村は、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス及び相談支援事業の計画的・重点的な整備を行う必要がある」との考え方を示しました。

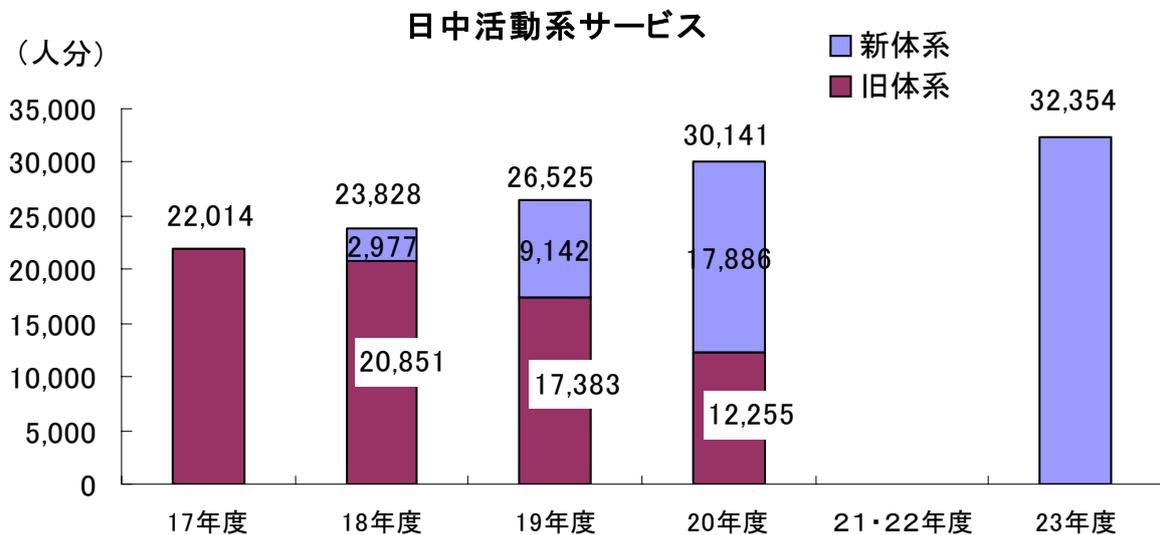
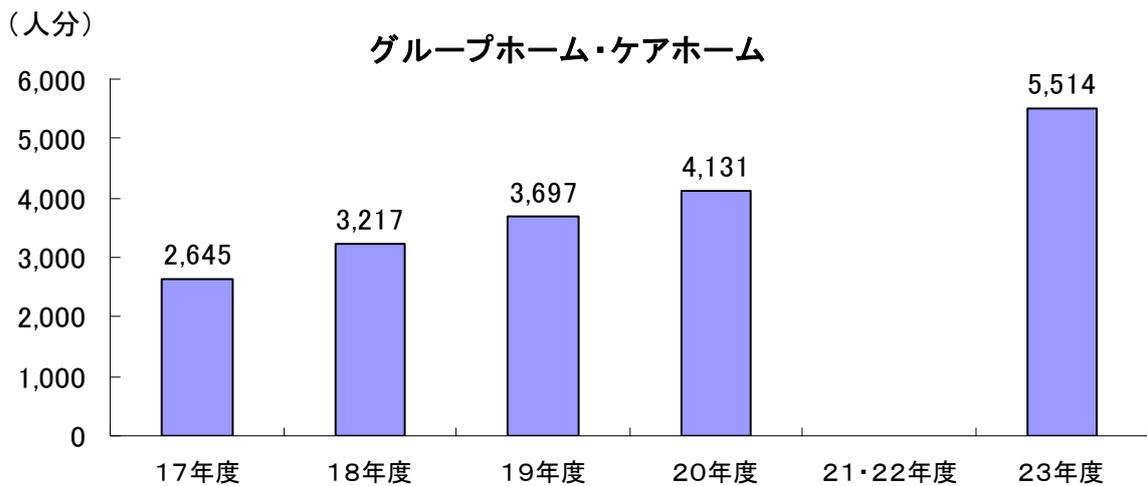
- 東京都は、各区市町村がこの基本的考え方を踏まえて定めた障害福祉サービス等の見込量を集計したものを基本として、区市町村との調整を図りながら、東京都全域の見込み数値を下表のとおり決めました。

各年度における月間の障害福祉サービス等の見込量

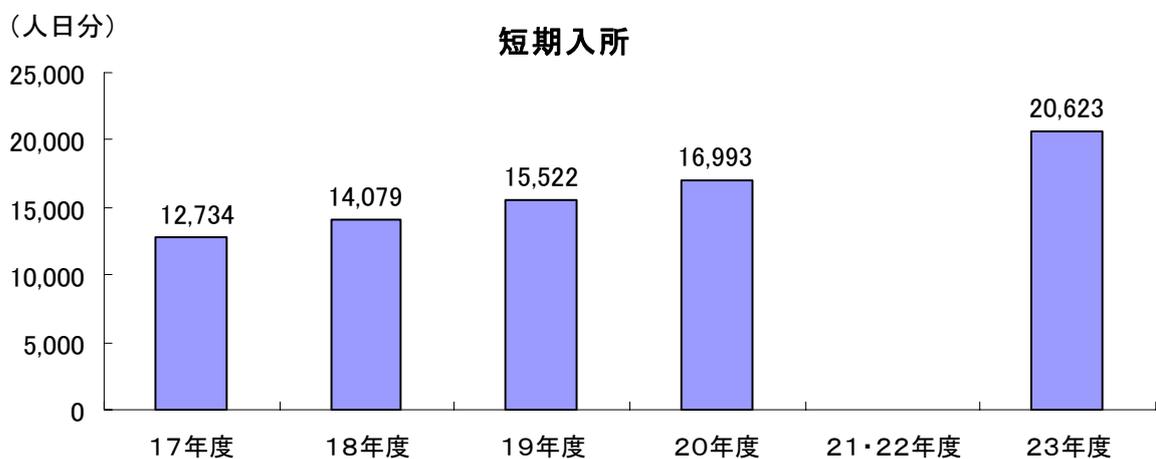
サービスの種類		単位	18年度	19年度	20年度	23年度
訪問系サービス	居宅介護	時間分	620,649	671,297	713,268	816,588
	重度訪問介護					
	行動援護					
	重度障害者包括支援					
日中活動系サービス	生活介護	人分	1,663	4,069	6,956	13,422
	自立訓練(機能訓練)	人分	249	380	563	733
	自立訓練(生活訓練)	人分	76	369	666	1,333
	就労移行支援	人分	161	871	1,597	2,654
	就労継続支援(A型)	人分	34	227	489	1,056
	就労継続支援(B型)	人分	646	3,056	7,412	12,828
	療養介護	人分	148	170	203	328
	(小計)	人分	2,977	9,142	17,886	32,354
	児童デイサービス	人日分	10,647	13,138	14,501	19,158
	短期入所	人日分	14,079	15,522	16,993	20,623
共同生活援助(グループホーム)	人分	3,217	3,697	4,131	5,514	
共同生活介護(ケアホーム)						
施設入所支援	人分	1,714	2,836	4,088	8,458	
相談支援(計画作成対象)	人分	2,475	3,435	4,039	5,772	

(参考) 旧体系サービス見込量

サービスの種類		単位	18年度	19年度	20年度	23年度
日中活動系	旧入所サービス分	人分	8,238	7,158	5,808	0
	旧通所サービス分	人分	12,613	10,225	6,447	0
居住系	旧入所サービス分	人分	8,238	7,068	5,702	0



※ 新体系の日中活動系サービスは、旧体系と比較可能な生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護を集計したものである。



【障害福祉サービス等の見込量を確保するための方策】

○ 東京都は、この障害者計画及び障害福祉計画の策定に先立ち、「障害者地域生活支援・就労促進3か年プラン」（以下「3か年プラン」という。）を策定し、平成18年度から平成20年度までの3年間、グループホーム、通所施設、ショートステイなどの地域生活基盤の重点的整備を、引き続き積極的に支援していく（設置者負担の1/2を特別助成）こととしました。

● さらに、この計画では、区市町村が平成23年度までに必要と見込んだ障害福祉サービスの量が確保されるよう、3か年プランの拡充を図ります。

1 地域居住の場の整備

身体障害者、知的障害者及び精神障害者の地域生活への移行を進めるため、グループホームの整備を促進します。

1,310人増→**1,560人増**

2 日中活動の場の整備

これから養護学校を卒業する方々のサービス利用の希望に応えるとともに、障害者自立支援法に基づく新たな事業体系による施設整備を促進するため、多様な日中活動の場の整備を推進します。

1,600人増→**1,900人増**

3 在宅サービスの充実

障害者が身近な地域でショートステイが利用できるよう、整備を促進します。

170人増→**200人増**

課題2 施設入所・入院から地域生活への移行促進

- ノーマライゼーションの理念の下、長期の施設入所者や、いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促進するためには、地域生活移行後の生活基盤の整備が必要です。必要とするサービスを利用しながら、本人が希望する地域で安心して暮らし続けられるよう、グループホーム等の地域居住の場や日中活動の場など、継続的な生活支援体制の整備に引き続き重点的に取り組んでいきます。
- 東京都と区市町村は、平成23年度までに施設入所や入院から地域生活へ移行する者の数値目標を設定するとともに、移行後の地域生活基盤である、グループホーム・ケアホーム等の居住の場、自立訓練事業や就労継続支援事業等の日中活動の場、短期入所事業などの必要見込量を定めます。

ア 入所施設から地域生活への移行

【地域移行の数値目標】

- 東京都は、平成18年11月、区市町村に対して「障害福祉計画の策定に向けた東京都の基本的考え方」（東京都の基本指針）を示し、「区市町村が支給決定を行っている施設入所者の1割以上の者が、平成23年度末までに地域生活に移行できるように、グループホーム等の地域居住の場、自立訓練事業等の通所事業及びショートステイ事業などの必要見込量を算定し、地域生活への移行後の生活基盤の整備に計画的に取り組む」ことを求めました。
- また、都内・都外の施設入所支援事業者に対しても、「グループホーム等への入居支援などにより、平成23年度末までに、入所者の1割以上を地域生活へ移行させる」よう求めました。
- 東京都は、区市町村が東京都の基本指針を踏まえ、地域の実情に応じて設定した「入所施設を利用している住民のうち、平成23年度末までに地域生活に移行する者の目標数値」を積算して、都全域の目標とします。

項目	目標値	説明
地域生活移行者数	874人	現在の入所者のうち、平成23年度末までに、施設入所からグループホーム・ケアホーム等での地域生活へ移行する予定の者の数 (平成17年10月1日現在の入所者数の11.9%)

【目標達成のための方策】

① 入所施設の地域移行の取組を促します

・東京都ではこれまで、入所施設における支援を必要としている障害者の利用ニーズにこたえるため、「障害者地域生活支援緊急3か年プラン」（平成15年度～17年度）に基づいて、区部・未設置地域を中心に、「地域生活支援型入所施設」（身体障害者療護施設及び知的障害者入所更生施設）の整備を推進してきました。

・「地域生活支援型入所施設」は、地域の在宅障害者に対する相談支援やショートステイ利用など貴重な社会資源であるほか、入所利用が長期化しないよう、自活訓練事業などの実施により、利用者をグループホーム等へ送り出す地域移行支援を推進し、グループホーム等への移行後も緊急時のバックアップ機能を担う支援拠点として整備されてきました。

・今後、「地域生活支援型入所施設」において、日中の活動支援として自立訓練事業や就労移行支援事業を実施するよう働きかけ、入所者の地域生活への移行に積極的に取り組むよう促します。

・また、既存の入所施設においても、可能な限り、入所者をグループホーム等における地域生活へ移行させるため、自立訓練事業や就労移行支援事業に取り組むよう促すなど、「地域生活支援型入所施設」への転換を進めます。

② 都外施設利用者支援コーディネート機関を設置します

・都外施設利用者の地域移行については、本人の希望を尊重し、都外施設所在地のグループホーム利用希望のほか、都内に移り住むことを希望する者については、その意向を踏まえ、受入れ可能なグループホーム等をマッチングするコーディネート機関を設置し、都内のグループホーム等への移行促進策を講じます。

③ 地域移行後の生活を支える基盤の整備に取り組みます

・東京都は、平成18年度から平成20年度までの3年間、3か年プランを拡充

し、グループホーム・ケアホーム等の居住の場、自立訓練事業や就労継続支援事業等の日中活動の場、短期入所事業など、地域移行後の生活基盤を確保するための整備に重点的に投資します。（42頁参照）

【入所施設の定員に関する考え方】

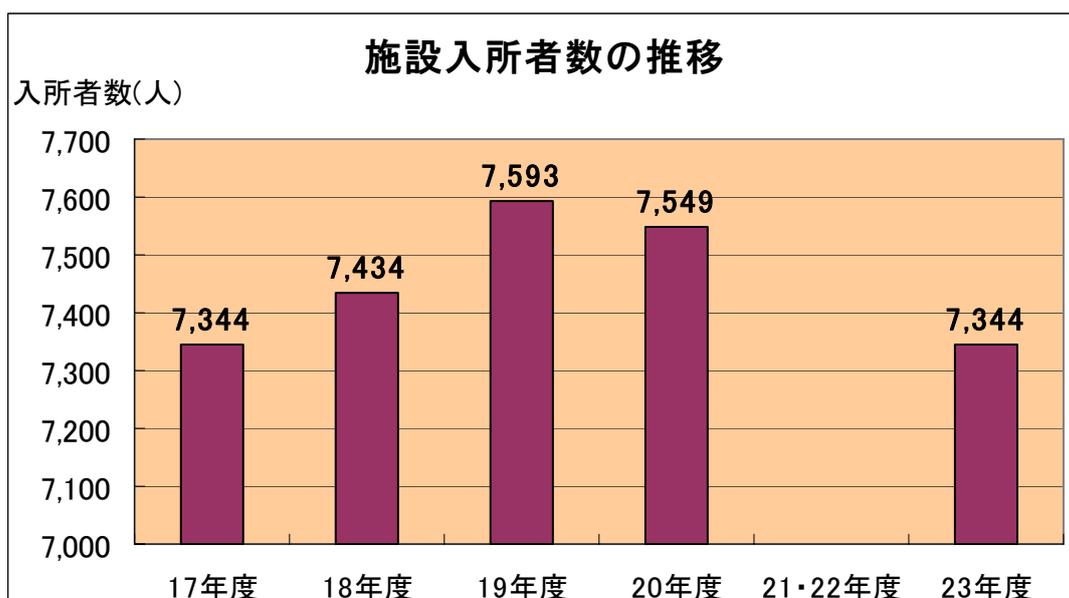
○ 国の基本指針では、「平成 17 年 10 月 1 日現在の施設入所者数を平成 23 年度末までに 7%以上削減する」との目標設定が望ましいとされています。

※ 削減対象の入所施設は、長期の入所が常態化している身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設（入所）、知的障害者授産施設（入所）等が想定されている。

○ しかし、東京都においては、以下のような理由から、平成 23 年度末までに入所者を 7%以上削減するのは困難であると判断しています。

- ・平成 15 年度以降の緊急整備計画の効果により身体障害者療護施設及び知的障害者更生施設（入所）の入所待機者は減少傾向にあるが、最重度の障害をもつ者、重複障害者、強度行動障害を伴う重度知的障害者あるいは日常的に医療的ケアを必要とする障害者など、入所施設における専門的支援が真に必要な障害者の利用ニーズに、こたえていく必要がある。
- ・このため、都内、とりわけ特別区の入所施設の未設置地域において、入所施設による支援が真に必要な者の利用と、施設から地域への移行を進めるため、地域生活支援型入所施設の整備を推進している。
- ・既存施設の入所者のグループホーム等への地域移行を促進すると同時に、移行によって生じた空き定員を、都外施設の入所者や児童福祉施設における過齢者を都内施設で受け入れるために活用する必要がある。

○ 以上のような地域の実情から、東京都における「平成 23 年度末の入所定員数」は、施設入所支援事業者の定員削減の計画を把握しつつ、当面は、平成 17 年 10 月 1 日現在の定員数を超えないよう努めます。



【重症心身障害児（者）施設のあり方】

- 医療の高度化などに伴い、地域で生活する心身に重度の障害をもつ重症心身障害児（者）が増えており、在宅療育を可能とするための地域のサービス基盤の充実が求められています。
- このため、東京都は3か年プランにおいて、新たに重症心身障害の分野の地域生活基盤の整備を加え、ショートステイ、日中活動の場などの整備を積極的に推進しています。
- また、重症心身障害児（者）施設について、各施設における入所児（者）の状況や人材確保、民間におけるサービス提供の状況、新たな施策体系における位置づけ等を踏まえ、そのあり方を検討します。

イ いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の 地域生活への移行

【地域移行の数値目標】

- 平成14年度の患者調査等によると、東京都には、退院可能な精神障害者は約5,000人いるとされています。

都内外の精神科医療機関における最新の退院可能者数の把握が困難であるため、本計画の策定にあたっては、暫定的に、約5,000人を区市町村の人口比で按分して算定した人数を、地域移行の対象者数として各区市町村に示しました。

- 国の基本指針では、平成24年度までに「受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」が退院できることを目指すとしています。

しかし、東京都は、退院後の地域生活基盤の確保の観点から、東京都の基本指針において、平成18年度を初年度として、10年後の平成27年度末までに退院できることを目指すこととし、各区市町村には、平成23年度末において、区市町村が設定した対象者数の5割以上の者が地域生活へ移行することを目指すよう求めました。

- 東京都は、区市町村が東京都の基本指針を踏まえ、地域の実情に応じて設定した「いわゆる『社会的入院』の状態にある患者のうち、平成23年度末までに地域生活に移行する者の目標数値」を積算して、都全域の目標とします。

項目	目標値	説明
地域生活移行者数	2,500人	現在の退院可能精神障害者のうち、平成23年度末までに、精神科病院からグループホーム・ケアホーム等での地域生活へ移行する予定の者の数 (平成18年度現在の暫定的な退院可能精神障害者数の50%)

【目標達成のための方策】

① 「精神障害者退院促進支援事業」に計画的に取り組みます

・東京都は、平成 16 年度と平成 17 年度に「退院促進支援モデル事業」を実施し、退院促進に向けた精神科病院と地域関係機関相互のネットワークづくり等に取り組んできました。

今後は、モデル事業の成果を踏まえ、相談支援事業者等にコーディネーターを配置して、精神科病院の医師・精神保健福祉士等や退院後の生活を支える関係機関との連絡・調整等を行うことにより対象者の円滑な地域移行を図る「精神障害者退院促進支援事業」（都道府県地域生活支援事業）に計画的に取り組みます。

事業名	年次計画			
	18年度	19年度	20年度	23年度
精神障害者退院 促進支援事業 (か所数)	3	6	12	12

② 区市町村における相談支援体制と地域生活基盤の整備を推進します

・区市町村は、「精神障害者退院促進支援事業」に配置されるコーディネーターとの連絡・調整に当たる相談支援事業者を確保する必要があります。

・東京都は、平成 23 年度までに、精神障害者地域生活支援センター等を活用した「地域活動支援センター I 型」をすべての区市町村に設置することを目指し、区市町村がこのセンター等の相談支援事業により、退院時及び退院後の地域生活を継続して支える体制の整備に取り組むよう促します。

・東京都は、平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間、3 か年プランを拡充し、退院後の地域生活を支えるために必要なグループホーム等の居住の場、自立訓練事業や就労移行支援事業等の日中活動の場などの生活基盤について、設置者負担を軽減する特別助成等により、区市町村障害福祉計画に定めるサービス必要見込量を満たすための整備に重点的に投資します。（42 頁参照）

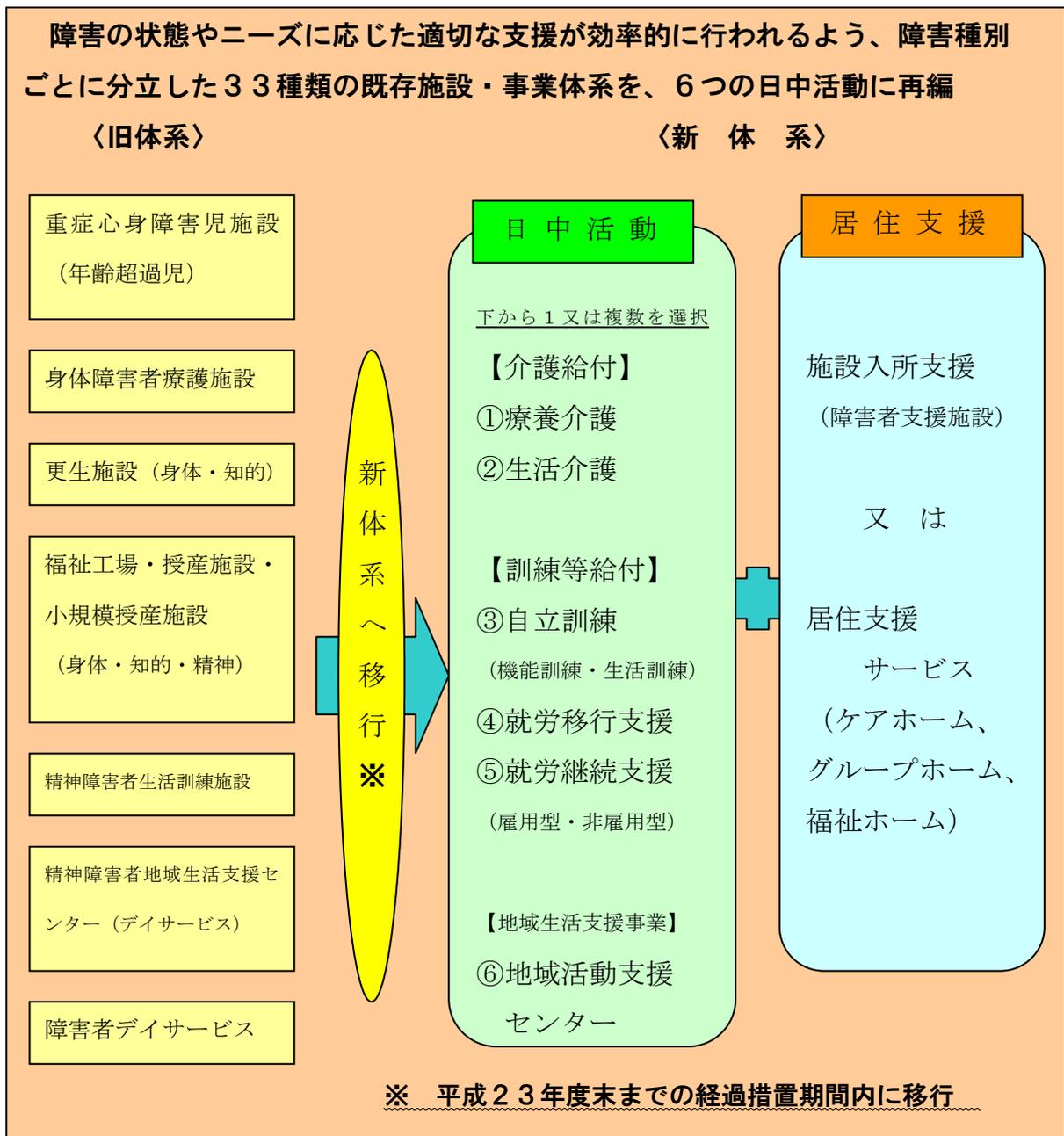
ウ 一般住宅への移行支援

- 区市町村における地域移行支援は、入所施設や病院からグループホーム等への移行促進にとどまらず、継続的な居住支援体制の整備状況を踏まえ、グループホーム等から公営住宅や民間賃貸住宅等の一般住宅への移行、さらには、施設・病院から一般住宅への移行も、視野に入れて取り組むことが重要です。
- 一般住宅のうち公営住宅については、公営住宅法施行令の改正により、平成18年2月から、身体障害者に加え、知的障害者と精神障害者の単身入居が可能となり、すでに募集・入居が行われています。
- 民間住宅については、民間賃貸住宅への入居が困難な高齢者が安心して入居できるよう、利用者の費用負担により、緊急時対応・24時間電話相談などの見守りサービスや、万一の際の葬儀・残存家財の片付けを行う「あんしん入居制度」の対象が、平成17年10月に障害者にも拡大されました。また、これまで高齢者を対象としてきた国の家賃債務保証制度も、同年9月、障害者に適用が拡大されました。この制度について、不動産関係団体や、障害者の支援を行う各種団体等との連携の強化により普及促進を図っていきます。
- 一般住宅への移行を促進するためには、移行時と移行後の支援を一貫して行う支援体制が必要です。市町村地域生活支援事業である「住宅入居等支援事業」（居住サポート事業）は、賃貸契約による一般住宅への入居を希望している障害者に対して、不動産業者への住宅あっせん依頼、入居契約手続の支援などの入居時の支援とともに、入居後の見守り、緊急時対応、関係機関との連絡・調整などの継続的な居住支援を提供するものです。また、障害者施策推進区市町村包括補助事業の「障害者単身生活サポート事業」では、グループホーム・ケアホームから一般住宅への入居を希望している障害者に対し、相談支援機関が24時間体制で相談・助言、必要な調整を行います。東京都は、障害者が地域の一般住宅で安心して生活し続けられるよう、区市町村がこれらの事業に積極的に取り組むよう促します。

課題3 新たな事業体系への移行促進

- 障害者自立支援法では、これまで障害の種別・程度別に編成され、複雑化していた施設体系を、利用者に提供する支援内容に応じた機能別に再編し、平成23年度までの経過期間内に、順次、新たな事業体系に移行させるとしています。

施設・事業の再編の仕組み



- これにより、夜間の居住支援と日中の活動支援を分離した上で、自立や社会参加に向けた日中活動の場として、生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）、地域活動支援センターなど、利用者のニーズに即した支援内容の選択が可能となり、一層、利用者本位の方向性が鮮明にされました。

ア 日中活動の場の新体系事業への移行促進

- 区市町村は、利用者がニーズに即して日中活動の支援内容を選択できるよう、地域内の旧体系の事業者が、新たな事業体系に早期に移行することを促すと同時に、移行先の事業種別（支援内容）の多様性を確保した上で、日中活動系サービスを計画的に整備することが重要です。
- 東京都は、平成18年度から平成20年度までの3年間、3か年プランを拡充し、設置者負担を軽減する特別助成等により、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業等の新体系事業を運営する日中活動の場の整備を促進します。（42頁参照）

イ 小規模作業所等の法内化の促進

- 法定外事業である小規模作業所や共同作業所についても、5年程度の期間内に、新たな事業体系に移行することが求められています。区市町村においては、地域活動支援センター（市町村地域生活支援事業）への移行のほか、複数の小規模作業所等の統合再編などにより、介護給付や訓練等給付の対象となる日中活動支援サービス事業への移行を促進する必要があります。
- このため、区市町村が、区域内の小規模作業所等の法内化（法人格の取得、設備・人員基準への適合等）と新事業体系への移行を促進するための取組を主体的・積極的に展開するよう、東京都は、以下の支援策を講じます。

【小規模作業所等の法内化促進策】

1 法内化に伴う施設・設備整備費の特別助成

心身障害者（児）通所訓練等事業及び精神障害者共同作業所の補助対象施設が法内化のために必要な施設整備を行う場合及び生産性向上のための設備整備を行う場合に、設置者（社会福祉法人等）負担の1／2を特別助成します。

2 法内化促進支援事業

障害者自立支援法の施行に伴い、法人格取得を希望する小規模作業所等任意団体に、専門知識をもつ協力員を派遣し、法人設立及び団体運営のノウハウを提供することにより法内化を促進するとともに、NPO 法人格取得後の安定的な運営を支援します。

3 小規模作業所等新体系移行支援事業

小規模作業所などから、障害者自立支援法に規定される事業へ移行した法人に対し新体系事業の運営等に要する費用の一部を補助します。

4 小規模作業所への支援の充実強化事業

小規模作業所等が新たな事業体系へ円滑に移行できるよう、障害者自立支援法の趣旨に対応した事業構築、事業計画（工賃アップの課題を含む。）の作成など、新体系の下での経営のノウハウ等を中心に研修事業を実施します。

課題4 日常生活を支えるサポート体制の整備

- 障害者の移動支援とコミュニケーション支援は、地域自立と社会参加の促進に不可欠な、日常生活を支える基幹的なサービスです。

- 障害者自立支援法では、これらの事業は市町村の地域生活支援事業に位置づけられましたが、東京都は、利用者のニーズに応じて必要量が供給されるよう、区市町村が着実に事業に取り組むよう促すとともに、サービスを担う人材の養成に取り組みます。

施策目標Ⅱ 社会で生きる力を高める支援

課題1 児童・生徒一人一人に応じた教育の推進

- 学校教育法の改正により、平成19年4月から「特別支援教育」が実施されるとともに、盲・ろう・養護学校の制度が、障害種別を越えた「特別支援学校」の制度へと転換されることとなりました。
- 東京都は、これまでの障害をもつ児童・生徒等の教育に対する都民の期待にこたえ、都における特別支援教育の展望を明らかにするため、平成16年11月に「東京都特別支援教育推進計画」を策定し、児童・生徒の自立や社会参加に向けて一人一人の教育ニーズに応じた教育の一層の推進を図っています。

ア 乳幼児期から学齢期を通じて一貫した支援の提供

- 障害の早期発見・早期療育を図るため区市町村において実施されている乳幼児健康診査及び発達健康診査で障害が発見された後、保健師による訪問指導や専門医等による療育相談が実施されていますが、就学前から就学後を見据えた連続性のある療育相談・発達相談の支援体制の整備が求められています。
- このため、乳幼児期から学齢期への円滑な移行に向けて、区市町村を単位として、療育機関（通園施設、発達相談支援機関等を含む。）、保育所、幼稚園、小・中学校等の職員等の連携により、児童・保護者を支援する相談支援体制を整備します。
- さらに、乳幼児期から学校卒業後までを視野に入れた、一貫性のある支援を行うことを目的とした「個別の教育支援計画」の策定・実施に向けて、教育、保健・医療、福祉、労働等の関係機関との連携が不可欠となっています。
特別支援学校は、区市町村を基礎単位としたエリアの中で、特別支援教育のセンター的機能を発揮できるよう、さらに連携体制づくりを推進します。

イ 児童・生徒の障害の重度・重複化や多様化への対応

- 近年、小・中学校における特別支援学級の在籍者の増加や通常の学級に在籍する学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の児童・生徒への適切な支援の必要性が高まっています。
- また、特別支援学校では障害の重度・重複化が顕著となっている一方、知的障害特別支援学校高等部には中学校の通常の学級や特別支援学級からの進学者が6割を占めているなど、児童・生徒一人一人の障害の程度や状態、進路希望に応じた適切な教育を推進することが課題となっています。
- このため、小・中学校や特別支援学校において、保護者からの意見等を踏まえて作成する「個別指導計画」に基づいて、児童・生徒一人一人のニーズに応じた専門的指導を一層充実させることが大切です。
- 地域の保健・医療、福祉、労働等の関係機関や小・中学校等への支援を行うセンター的機能を発揮することが求められている特別支援学校はもとより、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の児童・生徒の特別な教育ニーズに適切に対応することが求められている小・中学校の教員の専門性を一層向上させるため、障害の理解と指導に関する専門研修や特別支援教育コーディネーター養成に関する研修等を実施していきます。
- 特別支援学校における障害が重い児童・生徒に対しては、「個別の教育支援計画」に基づいて、小学部から高等部までの12年間の一貫性のある教育が重要であり、身辺自立を中心とした基本的な生活習慣をはじめ、卒業後の地域での自立を見据えた生活技術の習得や社会的体験の機会の提供など、将来の自立と社会参加を目指した教育内容の充実を図ります。

課題2 職業的自立に向けた職業教育の充実

- 知的障害特別支援学校では、例年、高等部卒業生の約30%が一般企業に就職していますが、職業学科の応募倍率が3倍を超えるなど、職業的自立に対する生徒や保護者の高いニーズに応えることのできる教育環境を整備することが喫緊の課題となっています。
- このため、東京都は、知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校高等部を新たに設置し、最近の産業構造の変化や企業の求人（職種）動向を十分に踏まえた授業科目（職業系列・コース）の設定と教育内容・方法の導入により、職業学科等における職業教育の充実を通じて生徒全員の企業就労を目指します。
- 既存の知的障害特別支援学校においても、職業教育改善校の指定により、東京都教育委員会が委嘱する企業の雇用担当者や地域の就労支援機関支援者等の企業等アドバイザーなどからの助言により、各校の作業学習等における作業内容や作業環境の改善に取り組んでいます。
- また、平成18年度から、企業等の障害者雇用経験者に、知的障害特別支援学校における実習先・就労先の更なる企業開拓と職場定着支援の一部を担う特別支援学校就労サポーター事業を実施しています。
- 現在、特別支援学校では、学齢期から社会参加期への円滑な移行を支援するための「個別移行支援計画」の作成が進められていますが、この計画の内容を充実していくためには、区市町村を単位とした支援ネットワークによる継続的な支援体制の整備が重要です。
- このため、特別支援学校は、特に、区市町村障害者就労支援事業の実施機関との在学中からの連携及び卒業時の引継ぎに十分配慮することが必要であり、就職者の職場定着支援においても継続的に連携を図る必要があります。
また、卒業時に企業就労せずに福祉施設の利用を選択した卒業生に関して、「個別移行支援計画」の策定に当たった特別支援学校は、地域の支援ネットワークの一員として、公共職業安定所、区市町村障害者就労支援事業実施機関、福祉施設職員などとの連携・協働を担うことが大切です。

施策目標 Ⅲ 当たり前働ける社会の実現

- 障害者が地域において自立して生活し、その生活の質の向上を図るためには、働く機会を拡大するとともに安心して働き続けられるよう支援を提供することにより、障害者が当たり前働ける社会を実現することが必要です。
- 東京都は、より多くの障害者が一般就労に移行できるよう、区市町村の就労支援事業を拡充するとともに、福祉施設における就労支援を充実・強化します。また、庁内外の関係機関の連携を強化するための協議の場を設置し、福祉、労働、教育等の施策を一体的に進めます。
- これらの取組により、「10年後の東京」（平成18年12月策定）において示された、今後10年間（平成28年まで）で東京の障害者雇用が3万人以上増加することを目指します。

課題1 一般就労への移行促進

- 近年、ハローワークにおける、知的障害者及び精神障害者の新規求職者数・就職件数とも増加しており、知的障害者と精神障害者の働きたいという意欲が高まっています。
一方、ジョブコーチ事業、委託訓練事業、トライアル雇用など障害者が一般就労を目指すことを支える訓練・実習の機会が多様化していますが、現状では、福祉施設による活用が十分でなく、利用者の一般就労への移行が進んでいません。
- 今後は、施設利用者を含め、一般就労を希望する障害者が企業等で働き、安心して働き続けられるために必要な支援体制を重点的に整備する必要があります。

【一般就労への移行促進の数値目標】

- 東京都は、「福祉施設から一般就労への移行」のみならず、養護学校の卒業生や離職者などで一般就労を希望する障害者が企業等で働く機会を拡大するため、引き続き、東京独自に区市町村障害者就労支援事業及び施設外授産又は企業内通所授産事業の拡充に重点的に取り組めます。
- また、東京労働局、東京障害者職業センター及び産業労働局との連携により、障害者の態様に応じた多様な委託訓練、障害者トライアル雇用、ジョブコーチによる支援等の事業を拡充することを目指します。
- 以上の就労支援に係る事業に積極的に取り組むことにより、平成 23 年度中に一般就労に移行する者の数が、福祉施設から一般就労へ移行する者を含め、平成 17 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上となることを目指します。

この場合、福祉施設から一般就労へ移行する者が、平成 17 年度の実績の 4 倍以上となることを目指します。

(1) 区市町村障害者就労支援事業の利用による一般就労への移行

項目	目標値	説明
年間一般就労移行者数	1,500人	平成23年度において、区市町村障害者就労支援事業による支援を受けて一般就労した者(福祉施設利用者を含む。)の数 (平成17年度実績(717人)の 2倍以上)

(2) 福祉施設における就労から一般就労への移行にかかる目標

項目	目標値	説明
福祉施設から一般就労へ移行する者の人数	852人	※福祉施設の利用者のうち平成23年度において一般就労へ移行する者の目標値 (平成17年度実績(213人)の 4倍)

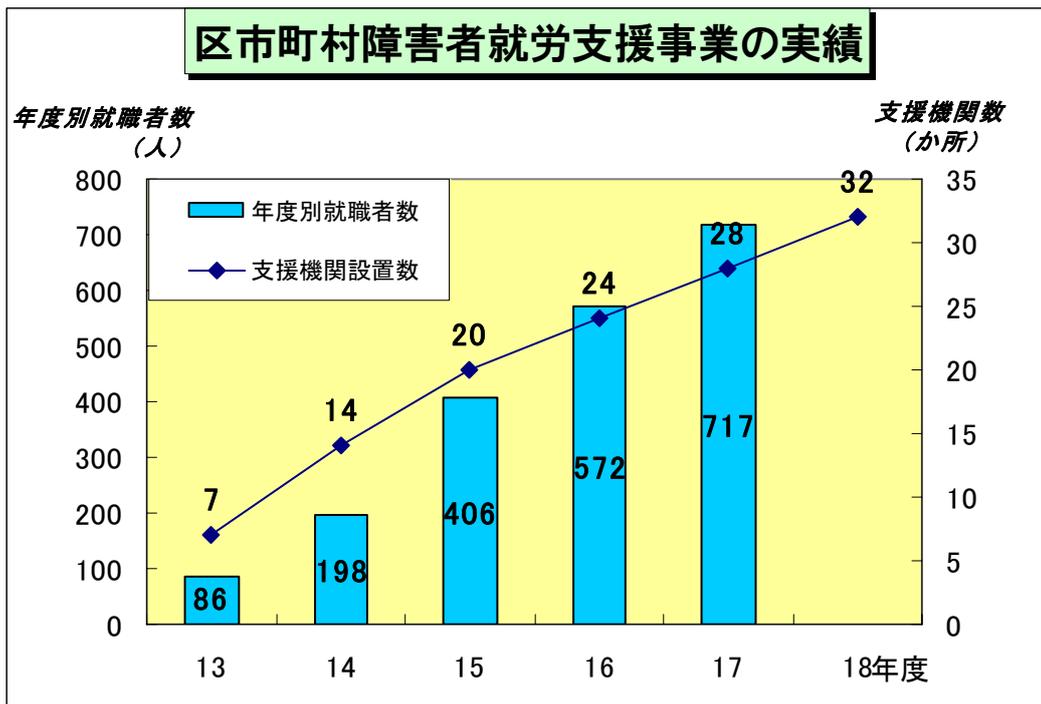
(3) 労働施策との連携による福祉施設から一般就労への移行にかかる目標

項目	目標値	説明
公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職支援		平成23年度において、公共職業安定所の支援を受けて福祉施設から一般就労への移行を希望するすべての者を支援する体制づくりを目指す。
障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	260人	※福祉施設から一般就労へ移行する者(852人)の 3割
障害者試行雇用事業の開始者数	426人	※福祉施設から一般就労へ移行する者(852人)の 5割
職場適応援助者による支援の対象者数	426人	※福祉施設から一般就労へ移行する者(852人)の 5割
障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	70人	※福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数
障害者就業・生活支援センターの設置か所数	6か所	

【目標達成のための方策】

① 区市町村障害者就労支援事業を拡充します

・東京都は、区市町村を実施主体として、職場開拓や就職準備、職場定着などの就労面の支援と、就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する「区市町村障害者就労支援事業」を推進してきました。



・このため、東京都は3か年プランにおいて、区市町村障害者就労支援事業を未実施の区市町村が本事業に取り組むよう、平成20年度までの3年間で20か所増やして、49か所での実施を予定していました。

・この計画では、3か年プランの拡充を図り、障害者就業・生活支援センター事業等の活用も含めて、平成23年度までにすべての区市町村で、就労面と生活面の支援を一体的に提供する就労支援事業を実施する（複数の自治体による共同実施を含む。）ことを目指します。

・区市町村は、この就労支援事業者を核として、企業・経営者団体や福祉、保健、教育、労働等の関係機関とのネットワークづくりに取り組み、就労移行支援事業を実施する事業者へのサポート体制を整備するとともに、発達障害者、高次脳機能障害者の就労支援ニーズにも対応できる支援体制を構築する必要があります。

② 企業内通所授産事業を拡充します

・施設外授産及び企業内通所授産事業は、福祉施設の利用者と福祉施設職員が、企業内での作業を通して一般就労に近い働き方を体験することで、一般就労への意欲と力量を高め、一般就労に向けた課題を認識することにつながる有効な施策です。

・このため、東京都は3か年プランにおいて、施設外授産及び企業内通所授産事業を実施する福祉施設等を、3年間で26か所増やし、33か所での実施を予定していました。

- ・この計画では、3か年プランの拡充を図り、平成20年度までにすべての区市で実施できるよう、49か所での実施を目指します。

- ・さらに、平成23年度までに、すべての区市町村で実施する（複数の自治体による共同実施を含む。）ことを目指します。

この場合、就労移行支援事業を実施する事業者はもとより、区市町村障害者就労支援事業を実施する事業者も活用できるよう検討します。

③ 障害者就労支援のため庁内外の連携を強化します

- ・障害者の一般就労を支援するため、庁内関係各局、東京労働局、企業・経済団体、就労支援事業者等の関係機関の連携を強化するための協議の場を設置し、福祉、労働、教育等の施策を一体的に進めます。

課題2 福祉施設における就労支援の充実・強化

ア 就労移行支援事業の効果的運営

- 就労移行支援事業は、標準利用期間を2年とし、この期間中に一般就労への移行に向けて、企業等における実習や職場探し、職業習慣の確立や求職活動などの支援を行い、就職後の職場定着支援等を実施する通所事業です。
- 就労移行支援事業に取り組む施設職員は、ハローワークや障害者職業センター等の労働関係機関との連携を図るとともに、施設外授産及び企業内通所授産事業を最大限に活用し、また、区市町村障害者就労支援事業に配置されているコーディネーターとの協働を積極的に進め、一般就労への円滑な移行支援と安心して働き続けられるための支援体制を確保することが重要です。

イ 就労継続支援事業の効果的運営

- 福祉施設の利用者の中には、短時間雇用やグループ就労などの選択肢が広がれば一般就労への移行が可能な者も増えていくと考えられますが、通常の企業就労に適應することが困難な者も多くいます。しかし、こうした利用者が従事している作業による工賃収入は依然として低額であり、地域での自立生活や将来の生活設計を展望することが困難な状況にあります。
- このような現状を踏まえ、障害者自立支援法では、施設と雇用契約を結んで働く場として就労継続支援事業A型（雇成型）を規定しましたが、これを実施するためには、地域の最低賃金をめどに障害者の自立生活が可能な水準の賃金を支払えるよう、商品開発・販路開拓や作業種目の見直し・作業工程の改善など、福祉施設の経営改革を進める必要があります。
- 同様に、就労継続支援事業B型（非雇成型）においても、工賃の水準を上げるための経営努力が求められており、事業者が平均工賃の目標水準を設定し、実績とともに公表することとなり、地域の最低賃金の3分の1を上回った場合に報酬上の加算措置を行うことにより、成果を出すことが求められています。

- 区市町村においては、障害福祉計画の策定を通じて、旧体系事業者が就労継続支援事業A型（雇用型）やB型（非雇用型）など新たな事業体系へ移行することを促し、利用者が自らの希望や力量に応じた働き方を選択できるようにするとともに、地域の就労支援事業者のネットワークづくりを進める必要があります。

- 東京都は、就労継続支援事業に取り組む事業者に対して生産性を向上させるための設備投資に助成するほか、区市町村が、地域の就労支援事業者のネットワークを活用した共同受注、共同商品開発・販路開拓などの事業に、積極的に取り組むよう支援します。

施策目標Ⅳ バリアフリー社会の実現

課題1 ユニバーサルデザインの普及による福祉のまちづくり推進

- 東京都は、平成7年に福祉のまちづくり条例を制定し、その後、共同住宅など対象施設の拡大や、基準面積の引下げによる届出対象施設の拡大等を行い、公共施設や交通機関等におけるバリアフリー化を推進してきました。
- また、ハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）に基づき、平成16年7月に、「高齢者、身体障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（通称ハートビル条例）を制定し、法律で定める対象建築物に学校、社会福祉施設等を加えるなどの東京都独自の対象拡大や整備基準の強化により、建築物等のバリアフリー化を推進してきました。
- さらに、平成18年6月に、従来のハートビル法と交通バリアフリー法を統合し、バリアフリー化目標の設定及びその達成に向けた施策の拡充を図る、バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）が成立し、同法による総合的・一体的なバリアフリー化の推進が展開されることとなりました。
- この間、東京都は、区市町村を主体とする福祉のまちづくり推進の施策として、50区市町において、福祉のまちづくりの仕組みづくりと普及啓発、バリアフリー化促進などの地域支援事業を実施し、身近な地域における福祉のまちづくりの基盤整備に取り組んできました。
- また、鉄道駅エレベーター等整備事業、だれにも乗り降りしやすいバス整備事業、だれにも乗り降りしやすいタクシー整備事業などにより、公共交通の基盤整備に取り組み、平成12年に制定された交通バリアフリー法（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）と相まって、移動円滑化に向けた交通施設の整備は着実に進んできています。

- こうしたバリアフリー化の進展の中で、東京都福祉のまちづくり推進協議会は、年齢や障害の有無・種別にかかわらず、すべての人が利用しやすい都市環境の創造に向けて、ユニバーサルデザインの考え方を基本とした福祉のまちづくりを推進することの重要性を指摘しました。
- ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、企画段階からできるだけ多くの人利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って検討、整備することであり、その対象は、都市施設や製品にとどまらず、教育や文化、情報提供等に至るまで多岐にわたるものであって、初めからあらゆる方法でバリア（障壁）を生み出さないようにする考え方です。
- 東京都福祉のまちづくり推進協議会が提案した、建築物等の整備と移動円滑化のための情報提供という2つのユニバーサルデザインガイドラインを踏まえて、東京都はユニバーサルデザインガイドライン普及用のパンフレットを作成して、区市町村、都民、事業者の活用を図っています。
- 今後は、区市町村を単位としたユニバーサルデザイン福祉のまちづくり推進モデル事業により、ユニバーサルデザインに基づく施設整備や移動円滑化の情報提供を具体化し、このモデル事業の成果等を都内全域に普及させていきます。
- これらの取組により、平成18年12月に策定した「10年後の東京」において示された、「ユニバーサルデザインのまちづくりが面的に整備され、誰もが不自由なく街歩きを楽しむことができる」まちづくりを推進します。

課題2 心のバリアフリーの推進

- 「すべての都民がともに暮らす地域社会」を実現するためには、例えば、障害者施策を推進する立場では、障害をもつことによる困難や生きにくさについて、都民一人一人が自らの身近な問題として考え、「障害は特別な、ごく一部の人の問題であって、障害をもたない自分にはとても理解できない」といった意識上の壁を取り除くことが重要です。

- この意識上の壁を取り除くためには、それぞれの障害特性と障害者本人の状況に応じたコミュニケーションや移動の円滑化を図ることにより、障害をもつ人ともたない人が、学校・職場や地域社会で出会い、様々な機会に、自然に交流し、たとえ障害をもっている、周囲の人々の何らかの配慮や支援があれば、街なかで暮らし、一般の職場で働けることを都民が理解することが大切です。
- 東京都は、スポーツ・文化芸術活動など多様な機会を捉えて、障害理解のための啓発活動や広報活動を推進するとともに、学校教育を通じて心のバリアフリーの実現を目指します。
- また、広聴活動や調査を実施して、障害者及び家族のニーズや施策への要望を聴取するとともに、都民の障害者理解の状況を把握します。

施策目標 V サービスを担う人材の養成・確保

- 平成15年度に導入された障害者支援費制度以来、サービス利用者の「自己選択・自己決定」を基本とした、契約によるサービス利用制度が定着してきました。
障害者自立支援法では、支援費制度の対象とされていなかった精神障害者の福祉サービスや障害児施設の入所・通所の利用についても、契約方式が採られたため、障害者本人や保護者が、多様な事業者の中から、より質の高いサービスを提供するものを選択できる仕組みづくりが求められています。
- 東京都は、利用者に身近な地域で、障害福祉サービスや相談支援事業が十分に供給されるよう、社会福祉法人、NPO法人、当事者団体などの民間団体や企業による多様な事業者の参入を促すとともに、サービスの質の向上に資する人材の養成・育成に取り組みます。
- サービスの直接の担い手である介護従事者等については、新たに実施する重度訪問介護従業者養成研修や、区市町村地域生活支援事業に位置づけられた移動支援事業の担い手である移動介護育成従業者養成研修を通じて、今後の需要に的確に対応できるよう、着実に養成を図ります。
- また、サービス提供に係る専門職員として、新たにサービス管理責任者及び相談専門員が、福祉サービス及び相談支援の事業者ごとに配置されることとなり、これらの者の確保とサービスの質を高めるための研修を着実に実施します。
- さらに、障害者自立支援法の下で提供されるサービスの質を維持・向上させるため、行政機関職員をはじめ、福祉施設職員、グループホーム世話人、就労支援機関職員など民間の社会福祉事業や保健・医療の事業に従事する者に対して、利用者本位のサービス・支援の提供に資する研修を実施していきます。
- あわせて、東京都が平成15年度から取り組んできた福祉サービスの第三者評価について、自立支援法の新たな事業体系に基づく障害福祉サービス等を、順次、評価対象として、利用者のサービス選択と事業者のサービスの質の向上を支援していきます。

第3章

障害者施策の総合的展開

第3章 障害者施策の総合的展開

第1節 障害者施策の目標と取組の体系

施策目標	取組
I 地域における自立生活を支える仕組みづくり	<ol style="list-style-type: none">1 相談支援体制の整備2 地域生活への移行促進と地域での居住の安定の確保3 保健・医療サービスの充実4 地域生活を支えるサービス基盤の整備5 地域生活の安心・安全の確保
II 社会で生きる力を高める支援	<ol style="list-style-type: none">1 自立と社会参加を支える教育の充実2 学習・文化・スポーツ・交流活動の推進
III 当たり前に取り組める社会の実現	<ol style="list-style-type: none">1 働く意欲や力量を高める支援の充実・強化2 一般就労の機会を拡大する仕組みづくり3 安心して働き続けるための支援体制の整備4 福祉施設における就労支援の取組の強化
IV バリアフリー社会の実現	<ol style="list-style-type: none">1 福祉のまちづくりの推進2 情報面のバリアフリー3 制度面のバリアフリー4 心のバリアフリー
V サービスを担う人材の養成・確保	<ol style="list-style-type: none">1 福祉人材の養成・確保

第2節 具体的施策の体系と計画事業の展開

I 地域における自立生活を支える仕組みづくり

取組1 相談支援体制の整備

(1) 専門的・広域的な相談支援体制の整備

- 1 東京都心身障害者福祉センターの機能の充実
- 2 都立(総合)精神保健福祉センターの機能の充実
- 3 都の障害者総合相談支援機能の検討
- ☆ 4 高次脳機能障害支援普及事業
- ★ 5 区市町村高次脳機能障害支援促進事業
- 6 東京都発達障害者支援センターの運営
- 7 障害児等療育支援事業の推進
- 8 児童相談所の機能の充実
- 子ども家庭総合センター(仮称)の整備
- 9 保健所の機能の充実
- ☆ 10 夜間こころの電話相談事業

(2) 地域における権利擁護機関の整備とサービスの質の確保

- 11 福祉サービス総合支援事業
- 12 成年後見活用あんしん生活創造事業
- 13 地域福祉権利擁護事業の実施
- 14 福祉サービス第三者評価の普及

取組2 地域生活への移行促進と地域での居住の安定の確保

(1) 入所施設・病院から地域生活への移行の促進

- ③ 15 地域生活支援型入所施設の整備
- ★ 16 都外施設利用者支援コーディネート機関の運営
- ☆ 17 精神障害者退院促進支援事業の推進

(2) ケア付き住宅等の整備

- ③ 18 障害者グループホーム・ケアホームの整備・運営の支援
- ★ 19 グループホーム・ケアホームの夜間支援体制の整備
- ③ 20 重度身体障害者グループホームの整備・運営の支援

(3) 地域居住のための一般住宅の確保

- 21 障害者向け都営住宅の供給
- 22 都営住宅への入居支援
- 23 区市町村における障害者等向け公営住宅の供給助成
- 24 都営住宅の障害者向け設備改善

(4) 居住の安定のための支援体制の整備

- ★ 25 障害者単身生活サポート事業の推進
- 26 民間賃貸住宅入居支援制度の実施
- 27 民生・児童委員による地域生活の見守り

【凡 例】 事業番号の前に付している記号等の意味は以下のとおり

☆ = 平成18年度新規事業

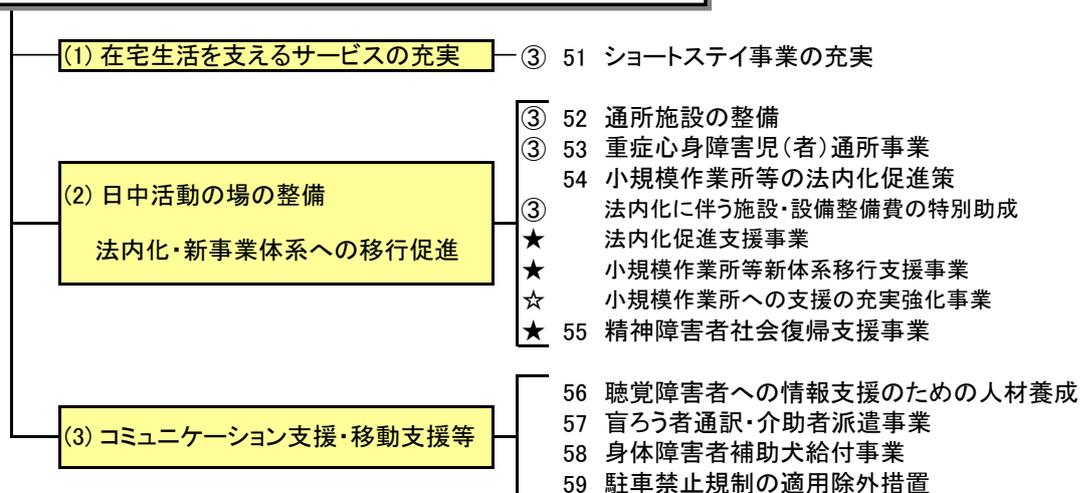
★ = 平成19年度新規事業

③ = 「障害者地域生活支援・就労促進3か年プラン」の対象事業

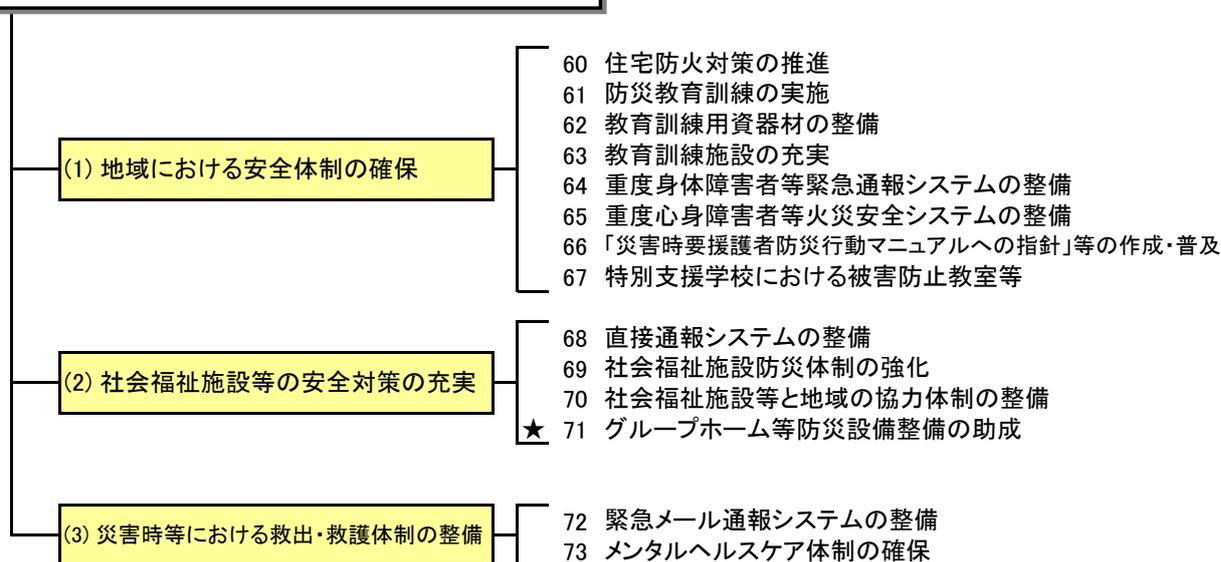
取組3 保健・医療サービスの充実

(1) 障害の早期発見・早期療育の推進	28 周産期医療システムの整備 29 身体障害児療育相談等
(2) 重症心身障害児(者)の療育体制の整備	30 在宅重症心身障害児(者)訪問看護
(3) リハビリテーション医療体制の整備	31 東京都リハビリテーション病院の運営 32 地域リハビリテーション支援事業
(4) 障害者歯科保健医療体制の整備	★ 33 障害者歯科健康相談・支援 34 心身障害児(者)歯科診療施設の確保 35 都立心身障害者口腔保健センターの運営
(5) 精神科医療サービス提供体制の整備	36 精神科救急医療体制の整備 37 都立病院における精神科医療体制の整備・運営 精神医療センター(仮称)の整備 小児総合医療センター(仮称)の整備 大塚病院における小児精神科外来の整備 38 精神科身体合併症医療体制の整備 39 アルコール精神疾患医療対策の推進 40 老人性認知症専門病棟運営費補助事業
(6) 難病患者療養支援体制の整備	41 難病患者療養支援事業 42 在宅難病患者医療機器貸与・整備 43 在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護 44 難病患者等ホームヘルプサービス事業 45 在宅難病患者訪問診療
(7) HIV感染者への医療の確保と支援	46 エイズ診療体制の整備 47 療養支援体制の整備
(8) 医療費公費負担・助成制度の充実	48 心身障害者(児)医療費助成制度 49 精神障害者等医療費公費負担 50 特殊疾病(難病)医療費の公費負担

取組4 地域生活を支えるサービス基盤の整備



取組5 地域生活の安心・安全の確保



Ⅱ 社会で生きる力を高める支援

取組1 自立と社会参加を支える教育の充実

(1) 乳幼児期における保育・早期教育の充実

- 74 障害児保育事業への助成
- 75 早期教育の充実
都立ろう学校における教育相談の充実

(2) 義務教育・後期中等教育段階における教育条件の整備

- 76 就学相談の充実
就学相談室の運営
- 77 特別支援学校の整備
知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校の設置
中高一貫型聴覚障害特別支援学校の設置
病弱特別支援学校高等部の設置
新たなタイプの学校の設置・普通教室の確保
- 78 高等学校等への受入れ体制の整備
- 79 区市町村との連携体制の構築
- 80 小・中学校における特別支援教育体制の推進・副籍モデル事業
- 81 健康教育の充実
- 82 摂食・嚥下機能の障害に応じた給食の提供
- 83 学童クラブ事業への助成
- 84 私立特別支援学校等における障害児教育への助成
- 85 私立専修学校高等課程における障害児(者)教育への助成
- 86 東京都教職員研修センターの機能の充実
- 87 学校教育における実践研究等の推進

(3) 特別支援学校における進路指導・職業教育の充実

- 88 都立特別支援学校の職業教育の充実
企業等アドバイザー事業
就労サポーター事業
企業向けセミナー
職業教育改善推進校の指定

(4) 公立大学法人首都大学東京の整備・充実

- 89 入学試験受験条件の整備・充実
- 90 学修環境の充実
- 91 人的サービスの充実

取組2 学習・文化・スポーツ・交流活動の推進

学習・文化・スポーツ・交流活動の推進

- 92 都立図書館サービス事業の充実
- 93 東京都特別支援学校統合文化祭の実施
- 94 社会教育施設(ユース・プラザ)における交流事業
- ☆ 95 駒沢オリンピック公園総合運動場の整備
- 96 障害者スポーツ・文化芸術活動の推進

Ⅲ 当たり前になれる社会の実現

取組1 働く意欲や力量を高める支援の充実・強化

(1) 職業能力開発施設の機能の充実

- 97 東京障害者職業能力開発校の充実
- 98 心身障害者職能開発センターにおける障害者就業推進事業
- 99 障害者職業訓練の地域展開

(2) 多様な職業訓練・職場実習の機会の提供

- 100 障害者委託訓練コースの拡充
- ③ 101 施設外授産・企業内通所授産事業の拡充
- 102 精神障害者社会適応訓練事業の実施
- 103 都庁内での職場実習の機会の提供

取組2 一般就労の機会を拡大する仕組みづくり

(1) 多様な雇用・就労の場の確保

- 104 障害者の就業促進に関する意識啓発等
- ☆ 105 障害者職域開拓支援事業の推進
- 106 第三セクター方式による重度障害者雇用モデル企業の育成
- ★ 107 障害者が働く駅構内店舗の設置

(2) 都における障害者雇用の促進

- 108 障害者雇用率3%の確保

(3) 自営業・在宅就労の支援

- 109 重度身体障害者パソコン講習事業

取組3 安心して働き続けるための支援体制の整備

(1) 就労面と生活面の一体的支援の提供

- ③ 110 区市町村障害者就労支援事業の拡充
- 111 障害者就業・生活支援センターの設置促進等

取組4 福祉施設における就労支援の取組の強化

- ③ 52 通所施設等の整備(再掲)
- 112 作業所等経営ネットワーク支援事業
- 54 小規模作業所への支援の充実強化事業(再掲)
- ③ 113 就労継続支援事業への移行に伴う設備整備の助成

IV バリアフリー社会の実現

取組1 福祉のまちづくりの推進

(1) 福祉のまちづくりの総合的推進

- 114 市街地再開発事業等における福祉のまちづくりの推進
- ★ 115 ユニバーサルデザイン整備促進事業
- 116 バリアフリー法に基づく認定
- 117 既存建築物改善事例集の活用

(2) 住宅の整備

- 118 民間住宅におけるバリアフリー化の普及
- 119 既設都営住宅のバリアフリー化(エレベーター設置事業)の推進
- 120 既設都営住宅のスーパーリフォーム
- 121 都営住宅団地の建替えに伴う地域開発整備

(3) 道路の整備

- 122 安全で快適な歩道の整備・特定経路のバリアフリー化
- 123 横断歩道橋の整備
- 124 高齢者・障害者ドライバーに配慮した道路整備
- 125 無電中化の推進
- 126 視覚障害者誘導用ブロック等の設置
- 127 路上放置物等の是正指導、広報
- 128 視覚障害者用信号機等の設置・改善
- 129 道路標識の整備

(4) 公園、河川等の整備

- 130 海上公園における障害者向け配慮
- 131 スーパー堤防等の整備
- 132 うるおいのある川辺の整備

(5) 公共交通機関の整備

- 133 都営交通機関(地下鉄・バス)の施設・設備の整備
- 134 駅施設の垂直移動対策等の促進
- 135 鉄道駅エレベーター等整備事業
- 136 だれにも乗り降りしやすいバス整備事業

取組2 情報面のバリアフリー

(1) 情報提供体制の整備

- 137 視聴覚障害者向け都政情報の提供
- 138 「消費生活情報」の提供
- 139 「手話交番」の表示板の設置

取組3 制度面のバリアフリー

- 140 東京都職員採用試験制度
- 141 公職選挙実施に伴う障害者への配慮

取組4 心のバリアフリー

(1) 障害理解のための啓発・教育の推進

- 142 ふれあいフェスティバルの開催
- 143 精神保健知識の普及・啓発
- 144 福祉教育の充実

(2) 広報活動の充実

- 145 広報活動の充実

(3) 障害者に関する調査・研究、広聴

- 146 障害者に関する調査の実施
- 147 首都大学東京社会福祉学の研究・教育
- 148 広聴活動の充実

V サービスを担う人材の養成・確保

取組1 福祉人材の養成・確保

- | | |
|----------------------------|--|
| (1) 人材養成機関の整備・運営 | 149 首都大学東京健康福祉学部の運営 |
| (2) 福祉人材センターの運営 | 150 福祉人材センターの運営 |
| (3) 介護従事者等の養成・修学支援 | 151 ホームヘルパー養成研修事業
障害者(児)居宅介護従業者養成研修1級～3級
日常生活支援従業者養成研修
行動援護従業者養成研修 |
| | 152 難病患者ホームヘルパー養成研修 |
| | 153 ガイドヘルパー養成研修事業
視覚障害者移動介護従業者養成研修
全身性障害者移動介護従業者養成研修
知的障害者移動介護従業者養成研修 |
| | 154 職業能力開発センターにおける介護従事者等の養成 |
| | 155 介護福祉士等修学資金の貸与 |
| (4) 障害者自立支援法施行に伴う
人材の養成 | 156 相談支援従事者研修 |
| | 157 サービス管理責任者研修 |
| | 158 障害程度区分認定調査員等研修 |
| (5) 研修の充実 | 159 研修の充実 |

施策の体系

施 策 目 標	課 題
I 地域における自立生活を支えるしくみづくり	相談支援体制の整備 地域居住の場の確保 保健・医療サービスの充実 地域生活支援サービスの充実 権利擁護システムの整備 安全・安心な地域生活の確保
II 社会的自立への支援 (地域や社会で生きる力を高める支援)	療育・教育の充実 多様な日中活動の場の整備・充実 就労に向けた支援体制の整備
III 雇用・就労の促進 (当たり前で働ける社会の実現)	総合的な雇用支援体制の整備・充実 企業等に対する指導・啓発の強化 東京都における障害者雇用の促進 多様な就労の場の整備 地域における就労・生活支援ネットワーク 自営業・在宅就労の支援
IV 社会・経済・文化活動などの 社会参加の促進	学習・文化・スポーツ活動等の支援 地域交流・社会貢献活動の支援
V ユニバーサルデザインに基づいた 都市生活環境の整備	福祉のまちづくりの推進 情報面のバリアフリー 制度面のバリアフリー 心のバリアフリー
VI 都民の理解に根ざした 障害者施策の推進体制の整備	広報・啓発活動の推進 市民参加による地域活動の推進 福祉サービス等の人材の養成・確保 調査・研究等の推進

I 地域における自立生活を支援する仕組みづくり

取組1 相談支援体制の整備

(1) 専門的・広域的な相談支援体制の整備

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>1 東京都心身障害者福祉センターの機能の充実 身体障害者・知的障害者の生活の質の向上と自立を促進するため、区市町村、サービス事業者、地域の支援機関等に対する専門的・技術的支援、障害福祉に従事する人材の養成、都民に対する広報、普及・啓発など、広域的・専門的な機能の充実を図る。</p> <p>また、高次脳機能障害など新たな分野の障害に関する支援体制の整備を図る。</p> <p>[事業実施主体：都]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村・関係機関等向け支援 平成17年度 67件 ・人材養成研修等 平成17年度 23回開催 ・障害者自立支援法関連研修 平成17年度 9回開催 ・障害者福祉交流セミナーの開催 区市町村・関係機関職員等 598名参加 	<p>地域支援機能及び広域的支援機能の一層の充実を図る。</p>	福祉保健局
<p>2 都立(総合)精神保健福祉センターの機能の充実 都における精神保健福祉の技術的中核機関として、区市町村や保健所等関係諸機関に対する技術指導・援助、教育研修、普及啓発、調査研究、精神保健福祉相談及び組織育成等を行う。</p> <p>精神保健福祉センター(昭和41年度開設) 中部総合精神保健福祉センター(昭和60年度開設) 多摩総合精神保健福祉センター(平成4年度開設)</p> <p>[事業実施主体:都]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談及び訪問指導件数 59,045件 ・技術指導・援助及び協力組織の育成 10,553件 ・教育・研修 130回 4,892人 ・普及活動 1,379件 	<p>地域支援機能及び広域的支援機能の一層の充実を図る。</p>	福祉保健局
<p>3 都の障害者総合相談支援機能の検討 障害者自立支援法の趣旨を踏まえ、区市町村が身体・知的・精神の3障害に一元的に対応することができるよう、東京都心身障害者福祉センターと都立精神保健福祉センターの機能のあり方について検討を進める。</p> <p>[事業実施主体:都]</p>		<p>早期にあり方の見直しを行い、改革に着手する。</p>	福祉保健局

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>4 高次脳機能障害支援普及事業 (東京都地域生活支援事業)</p> <p>高次脳機能障害者及びその家族に対する専門的な相談支援を行うとともに、区市町村や関係機関との地域支援ネットワークの充実を図り、高次脳機能障害者に対する適切な支援が提供される体制を整備する。</p> <p>また、区市町村や関係機関の職員等への研修を実施し、地域における適切な支援の普及・啓発を図り、高次脳機能障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。</p> <p>【支援拠点】 東京都心身障害者福祉センター</p> <p>【事業内容】</p> <p>① 相談支援 ② 地域支援ネットワークの構築 ③ 人材養成、広報・普及啓発 ④ 「相談支援体制連携調整委員会」の設置 ⑤ 実態調査の実施(19年度)</p> <p>[事業実施主体:都]</p>	平成18年度 新規事業	事業の推進を図る。	福祉 保健局
<p>5 区市町村高次脳機能障害者支援促進事業</p> <p>区市町村に高次脳機能障害者支援員を配置し、高次脳機能障害者及びその家族に対する相談支援を実施するとともに、関係機関等との連携を図り、区市町村における高次脳機能障害者への支援の充実を図る。</p> <p>[事業実施主体:区市町村]</p>	平成19年度 新規事業	平成19年度:12区市	福祉 保健局
<p>6 東京都発達障害者支援センターの運営</p> <p>自閉症等の特有な発達障害を有する障害児(者)に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児(者)及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害児(者)に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進し、もって、これらの発達障害児(者)及びその家族の福祉の向上を図る。</p> <p>【対象】 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢で発現する者のうち、言語の障害、協調運動の障害その他心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害を有する障害児(者)及びその家族</p> <p>[事業実施主体:都]</p>	都内1か所 (社会福祉法人 に事業委託)	継続して実施する。	福祉 保健局

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>7 障害児等療育支援事業の推進 在宅心身障害児(者)の地域生活を支援するため、以下の事業を行う。</p> <p>① 地域生活支援事業 実施施設にコーディネーターを配置し、在宅心身障害児(者)に対して、療育相談や各種在宅福祉サービス等の連絡・調整を行う。また、ボランティアの育成、情報誌の発行等により地域への啓発活動を行う。</p> <p>② 在宅支援訪問療育等指導事業 相談・指導班を編成して、必要とする地域又は希望する家庭を定期的若しくは随時訪問して、在宅心身障害児(者)に対する各種相談・指導を行う。</p> <p>③ 在宅支援外来療育等指導事業 外来の方法により、地域の心身障害児(者)に対し、各種相談・指導を行う。</p> <p>④ 施設支援一般指導事業 心身障害児通園事業及び障害児保育を行う保育所等の職員に、療育技術の指導を行う。</p> <p>[事業実施主体:都]</p>	<p>8施設 都立3施設 民間5施設</p>	<p>①地域生活支援事業(障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月から区市町村事業) 区市町村が療育相談や福祉サービスの調整等についての知識・技術を習得できるよう支援を行い、平成20年度を目途に円滑な移行を図る。</p> <p>②③④の事業 継続して実施する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>8 児童相談所の機能の充実 福祉保健・教育・警察の各相談機関が連携し、困難事例、専門的援助が必要な事例への対応を含めた、子どもと家庭を総合的に支援する拠点として、「子ども家庭総合センター(仮称)」を整備する。 あわせて、児童相談所の機能強化に向けた再編整備の検討を行う。</p> <p>[事業実施主体:都]</p>	<p>平成18年1月 「子ども家庭総合センター(仮称)基本構想」策定</p>	<p>平成21年度以降の開設を目指す。</p>	<p>福祉保健局 教育庁 警視庁</p>
<p>9 保健所の機能の充実 身近なサービスを提供する市町村への支援や障害者や関係機関に対する相談支援の充実など、広域的・専門的・技術的拠点としての機能を充実する。</p> <p>(主な事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者施設等の健診実施義務者からの受託健診 ・精神保健福祉相談・訪問相談の実施 ・精神障害者社会復帰促進事業(専門グループワーク) ・在宅重症心身障害児訪問事業の実施 ・在宅療養支援ネットワーク事業 ・地域の関係機関、障害者施設職員を対象とした人材育成(研修・講演会等) <p>[事業実施主体:都]</p>	<p>都保健所 7所 (平成19年4月1日現在)</p>	<p>各種事業、保健活動を通じて保健所の機能の充実を図る。</p>	<p>福祉保健局</p>

事業名・事業内容	平成17年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>10 夜間こころの電話相談事業</p> <p>夜間における相談体制が十分でないため、夜間に起こるこころ(精神)の状態悪化(孤独感、不安感、憂うつ、抑うつ等)に関する相談に対応できる体制(都内全域)を確保し、相談者のストレス(不安感等の症状)の解消や医療への受診を働きかけることによって、病状悪化や自殺予防に資する。</p> <p>[事業実施主体:都]</p>	<p>平成18年度 新規事業</p>	<p>平成19年度から、土曜、日曜、祝祭日を含め、365日に拡大して実施する。</p>	<p>福祉 保健局</p>

(2) 地域における権利擁護機関の整備とサービスの質の確保

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>11 福祉サービス総合支援事業 福祉サービスの利用援助、成年後見制度の活用、苦情対応、権利擁護などの福祉サービスの利用者等に対する支援を、住民に身近な区市町村が総合的、一体的に実施するための支援を行う。</p> <p>① 利用者サポート【必須事業】 ・苦情対応 ・権利擁護相談 ・成年後見制度利用相談 ・その他福祉サービス利用に関する専門的な相談</p> <p>② 福祉サービス利用援助 (地域福祉権利擁護事業として実施) 【必須事業】 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者を対象 【選択事業】 要支援・要介護高齢者、身体障害者への対象拡大</p> <p>③ 苦情対応機関等の設置【必須事業】 いずれか一方又は両方を選択 ・第三者性を有する機関の設置 ・弁護士等による専門相談の実施</p> <p>[事業実施主体：区市町村]</p>	<p>39区市において実施済み</p>	<p>平成19年度末までに全49区市で実施する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>12 成年後見活用あんしん生活創造事業 認知症高齢者や知的障害者等が安心して生活することができるよう、区市町村に成年後見制度推進機関を設置し、その取組を支援する等により、成年後見制度の積極的な活用を促進する。</p> <p>【区市町村の取組】 ①成年後見制度推進機関の設置・運営 (後見人等のサポート、地域ネットワークの活用、運営委員会等の設置) ②区市町村の独自取組 (法人後見の実施、申立経費や後見報酬の助成等)</p> <p>【東京都の取組】 ①成年後見制度の普及・PR ②区市町村や推進機関からの相談への対応 ③区市町村や推進機関の職員を対象とした研修の実施 ④後見人等の養成 ⑤関係機関や推進機関の連絡会等の開催</p> <p>[事業実施主体：都、区市町村]</p>	<p>都内の全49区市中、16区市において、成年後見制度推進機関を設置済み、または設置に向けた準備に着手済み。</p>	<p>平成21年度末までに、東京都内の全49区市において、成年後見制度推進機関を設置する。</p>	<p>福祉保健局</p>

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>13 地域福祉権利擁護事業の実施 認知症高齢者や知的障害者・精神障害者等、判断能力が不十分な者が地域において自立した生活を送れるよう、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を行う。 ①福祉サービスの利用援助 ②日常的金銭管理サービス ③書類等の預かりサービス</p> <p>[事業実施主体:社会福祉法人東京都社会福祉協議会]</p>	<p>東社協から区市町村社会福祉協議会等に委託して実施 (委託先:47団体)</p>	<p>未実施の市町村社会福祉協議会における取組を推進する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>14 福祉サービス第三者評価の普及 中立的な第三者である評価機関が福祉サービス事業者のサービスや経営を評価し、結果を公表することで、利用者のサービス選択と事業者のサービスの質の向上を支援することを目的として、全国に先駆けて平成15年度より実施している。 東京都の福祉サービス第三者評価は、「利用者調査」と「事業評価」の二つの評価手法を用いている。評価結果は「とうきょう福祉ナビゲーション」でインターネットを通じて広く公表している。 東京都福祉サービス評価推進機構((財)東京都高齢者研究・福祉振興財団内に設置)は、評価機関の認証、評価者養成、共通評価項目の策定・改定、評価結果の公表、苦情対応、事業者に対する評価制度の普及啓発を行う。また、東京都は同機構への支援、区市町村に対する評価制度の普及促進を行う。</p> <p>[事業実施主体:財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団]</p>	<p>平成15年度 評価開始 評価機関数132 (平成18年12月15日時点) 平成17年度 対象サービス数58 うち障害福祉サービス 34 平成17年度 受審1, 352件 うち障害福祉サービス 事業所の受審230件</p>	<p>障害者自立支援法の新たな事業体系に基づく障害福祉サービスを、順次評価対象としていく。</p>	<p>福祉保健局</p>

取組2 地域生活への移行促進と地域での居住の安定の確保

(1) 入所施設・病院から地域生活への移行の促進

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>15 地域生活支援型入所施設の整備 入所施設による支援が真に必要な障害者の利用を確保するとともに、入所者の地域生活への移行を促進するため、地域生活支援型入所施設を整備する。</p> <p>【「地域生活支援型」の要件】 ① 障害者自立支援法の新たな事業体系(障害者支援施設)による日中・夜間のサービスの提供 ② 入所者の地域生活への移行促進 自立訓練事業などにより一定の入所期間後にグループホーム等へ積極的に移行させる ③ 地域で生活する障害者への支援 随時の相談、ショートステイ、日中活動の場の提供など在宅者やグループホーム利用者を支援する</p> <p>「3か年プラン」の特別助成 ・施設整備費:設置者(社会福祉法人等)負担の1/2を特別助成する。 ・用地取得費:貸付率を、2/3から3/4に引き上げる。</p> <p>[事業実施主体:社会福祉法人等]</p>	<p>平成17年10月1日現在の入所定員 知的障害者入所更生施設 6,273人 ・都外 2,775人 ・都内 3,498人 身体障害者療護施設 519人 ・都外 187人 ・都内 332人</p>	<p>「地域生活支援・就労促進3か年プラン」の推進</p> <p>障害者支援施設(旧身体障害者療護施設・旧知的障害者入所更生施設)を、未設置地域を優先して整備する。</p> <p>平成18年度～平成20年度 120人分 整備する。</p>	福祉保健局
<p>16 都外施設利用者支援コーディネート機関の運営 施設に入所する障害者の地域移行促進を図り、地域生活移行後も適切な支援体制が維持されるよう、指導調整を行うなどの総合的な支援策をコーディネートすることにより、障害者の円滑な地域生活を支援するとともに、都外施設規模の縮小や過年齢児の解消などの課題解決に向けた取組を進める。</p> <p>【対象】 都外施設入所者で、都内での地域生活を希望する障害者</p> <p>【事業内容】 都内での地域生活を希望する都外施設利用者の支援(社会資源の発掘、関係機関との調整など)</p> <p>[事業実施主体:社会福祉法人]</p>	<p>平成19年度新規事業</p>	<p>都外施設利用者の都内や現地での地域移行を積極的に進める。</p>	福祉保健局

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>17 精神障害者退院促進支援事業の推進 精神科病院に入院している精神障害者のうち、症状が安定しており、受入条件が整えば退院可能である者の地域生活移行に向けた支援を行うことにより、退院を促進し、安定した地域生活を実現する。</p> <p>① 退院促進コーディネート事業 コーディネーターと地域生活サポーターが、入院中の患者に対して退院に向けた働きかけを行うとともに、退院後の生活の安定に必要な支援を行う。</p> <p>② グループホーム活用型ショートステイ事業 入院中からグループホームで体験入居ができるショートステイ事業を実施する。</p> <p>③ 精神科訪問看護推進事業 地域の訪問看護ステーションの看護師が、精神科病院の指導を受けて患者の退院支援を行うことで、精神科訪問看護の参入促進を図る。</p> <p>④ 地域生活移行支援会議 退院促進支援事業の実績を評価・検証し、都全域への展開に向けた検討を行う。</p> <p>[事業実施主体:都]</p>	<p>退院促進支援モデル事業の実施</p> <p>平成16年度 2か所 平成17年度 2か所</p>	<p>区市町村等関係機関と連携しながら、精神障害者の地域生活移行を計画的に推進する。</p> <p>退院促進コーディネート事業</p> <p>平成18年度 3 地区 平成19年度 6 地区 平成20年度 12 地区</p>	<p>福祉保健局</p>

(2) ケア付き住宅等の整備

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>18 障害者グループホーム・ケアホームの整備・運営の支援 知的障害者及び精神障害者の地域社会における自立を支援するため、生活の場を提供し、食事の提供等その他必要な援助を行う。</p> <p>(知的障害) 満15歳以上であって、共同生活住居への入居を必要とする者 (精神障害) 一定の入居期間の後、一般住宅等への転居を条件とする。</p> <p>「3か年プラン」の特別助成 ・施設整備費:設置者(社会福祉法人等)負担の1/2を特別補助する。</p> <p>◇ 障害者グループホーム事業を行う社会福祉法人等に、既設の都営住宅を提供する。</p> <p>[事業実施主体:社会福祉法人等]</p>	<p>533か所 2,645人</p> <p>8団地 20戸</p>	<p>「地域生活支援・就労促進3か年プラン」の推進 障害者グループホーム・ケアホームの整備を推進する。</p> <p>平成18年度～平成20年度 1,500人分</p> <p>◇ 事業を行う社会福祉法人等からの要望を受け、順次、実施する。</p>	<p>福祉保健局</p> <p>都市整備局</p>

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>19 グループホーム・ケアホームの夜間支援体制の整備 夜間、職員を配置し、入居者の支援及び緊急時の対応などの支援体制を確保するグループホーム等に、補助を行う。</p> <p>〔事業実施主体:社会福祉法人等〕</p>	<p>平成19年度新規事業</p>	<p>グループホーム等における夜間生活の支援体制を強化する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>20 重度身体障害者グループホームの整備・運営の支援 重度身体障害者に対し、低額な料金で日常生活に適する居室その他の設備を利用させるとともに、介助員を配置するほか地域資源(ヘルパー等)を活用して地域生活を実現する。</p> <p>〔対象〕 居宅において生活することが困難な18歳以上の重度身体障害者(障害程度等級が2級以上であって、入浴、炊事、食事等に全面介助又は一部介助を要する者)。ただし、常時の医療を必要とする状態にある者を除く。</p> <p>「3か年プラン」の特別助成 ・施設整備費:設置者(社会福祉法人等)負担の1/2を特別補助する。</p> <p>〔実施主体:区市町村、社会福祉法人等〕</p>	<p>11か所</p>	<p>「地域生活支援・就労促進3か年プラン」の推進 重度身体障害者グループホームの整備を推進する。</p> <p>平成18年度～平成20年度 60人分</p>	<p>福祉保健局</p>

(3) 地域居住のための一般住宅の確保

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>21 障害者向け都営住宅の供給 都営住宅の建替えなどにより、障害者等にも住まいやすいバリアフリー住宅のストック形成に努めるとともに、住宅に困窮する車いす使用者が、地域社会の中で安全・快適な生活が送れるよう、都営住宅の建替事業の中で車いす使用者向け住宅を供給する。</p> <p>[事業実施主体：都]</p>	1,028戸	建替事業において、従前居住者に車いす使用者がいる場合については、地元区市と協議した上で、必要に応じ車いす使用者向け住宅を建設している。	都 市 整備局
<p>22 都営住宅への入居支援</p> <p>(1) 入居収入基準の緩和(平成10年度から) 障害者等の都営住宅への入居機会を拡大するため、一般世帯より高い収入基準を適用する。 一般世帯 収入分位25% 障害者等世帯 収入分位40%</p> <p>(2) 優先入居 家族向け募集において、優遇抽選や住宅困窮度に応じたポイント方式により、障害者世帯が都営住宅に優先的に入居できるようにする。 ア 優遇抽選(昭和54年度から) 障害の程度に応じて、甲優遇(5倍優遇)又は乙優遇(7倍優遇)を適用 イ ポイント方式(昭和48年度から) 住宅困窮度を点数化し、高いものから順に入居</p> <p>(3) 単身入居(身体障害者は昭和55年度、精神障害者・知的障害者は平成17年度から) 身体障害者手帳4級以上、精神保健福祉手帳3級以上、愛の手帳4度以上の障害者は、単身で都営住宅に入居することができる。</p> <p>(4) 特別減額(昭和51年度から) 一定所得以下の障害者世帯の使用料を減額する。</p> <p>[事業実施主体：都]</p>		障害者の居住の安定を図るため、都営住宅への入居に際しての配慮や家賃負担の軽減を行う。	都 市 整備局
<p>23 区市町村における障害者等向け公営住宅の供給助成 地域における継続居住を支援するため、区市町村による高齢者向け住宅や車いす使用者向け住宅などの公営住宅の整備を支援する。 ＜補助対象＞建設費等補助</p> <p>[事業実施主体：区市町村]</p>	高齢者・障害者等向け公営住宅 4,485戸	引き続き適正に整備されるよう区市町村を支援する。	都 市 整備局

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
24 都営住宅の障害者向け設備改善 既存の都営住宅に入居している高齢者、障害者がいる世帯に対して、必要に応じて住戸内の手すりの設置や和式トイレの洋式化などの住宅設備改善を行う。 [事業実施主体:都]	高齢者向改善 45,832戸 障害者向改善 12,922戸	継続して事業を推進する。	都市整備局

(3) 居住の安定のための支援体制の整備

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
25 障害者単身生活サポート事業の推進 (障害者施策推進区市町村包括補助事業) グループホーム及びケアホームから一般住宅(公営住宅等)への入居を希望している障害者に対し、相談支援機関が24時間体制で相談・助言、必要な調整を行うことによって、障害者の単身での地域生活を支援する。 [事業実施主体:区市町村]	平成19年度 新規事業	平成19年度に10地区での実施を目指し、引き続き、事業を推進する。	福祉保健局
26 民間賃貸住宅入居支援制度の実施 (1) あんしん入居制度 保証人がいない等の理由により賃貸住宅への入居が困難な高齢者や障害者がスムーズに住まいを確保できるよう、利用者の費用負担による見守りサービスの実施、死亡した場合の葬儀や残存家財の片づけを行う。 この制度を利用することにより、賃貸住宅に入居する高齢者・障害者及び家主の双方が安心して、賃貸借契約を結ぶことができる。 (2) あんしん賃貸支援事業 国が創設した高齢者、障害者等に対する入居制限を行わない民間賃貸住宅の登録制度を、東京都も活用し、区市町村が行う障害者自立支援法に基づく居住サポート事業と連携して、物件の登録、登録情報の提供等をモデル事業として行う。 [事業実施主体:(財)東京都防災・建築まちづくりセンター]	高齢者利用件数 176件 ※平成17年10月から、障害者への適用拡大	本制度の周知を図り、高齢者・障害者の居住の安定を確保する。	都市整備局

事業名・事業内容	平成17年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>27 民生・児童委員による地域生活の見守り</p> <p>障害者が地域社会において自立した生活を送ることを支援するため、民生・児童委員がその生活を見守り、必要に応じて相談、情報提供等を行う。</p>	<p>都内の民生・児童委員数＝約1万人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員 約9,500人 ・主任児童委員 約780人 <p>民生・児童委員による障害者訪問件数(16年度) 約2万件</p>	<p>障害者問題に係る民生・児童委員の理解を深め、相談支援体制の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法についての勉強会 ・精神保健に関する研修の実施等 	<p>福祉保健局</p>

取組3 保健・医療サービスの充実

(1) 障害の早期発見・早期療育の推進

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
28 周産期医療システムの整備 合併症妊娠や分娩時の新生児仮死などハイリスクな分娩・出産等に対応できる周産期母子医療センターの整備を進めるとともに、総合的な周産期医療体制を確立する。 [事業実施主体:都]	(平成18年度末) 総合周産期母子医療センター 9施設 地域周産期母子医療センター 13施設 NICU(新生児集中治療管理室) 195床	周産期医療システムの充実に向けた検討を行う。	福祉保健局
29 身体障害児療育相談等 (1) 療育相談 身体に障害をもつ子どもや、そのおそれのある子どもに対する療養上の相談・指導を行い、障害の軽減や治ゆを図るとともに、当該児童やその家庭への支援を行う。 [事業実施主体:区・都・保健所設置市]	個別相談 148人 集団指導 24回	継続して実施する。	福祉保健局
(2) 病気の子どもピアカウンセリング 小児慢性特定疾患児及びその親が抱える不安や悩み等を軽減し、地域から孤立させない体制を作るための支援強化を目的とする。	実施件数 62件		
(3) 未熟児訪問指導 保健師や助産師などが家庭訪問を行い、未熟児をもつ親に対して保育や日常生活の指導を行う。 [事業実施主体:区市町村]	未熟児訪問指導 849回		

(2) 重症心身障害児(者)の療育体制の整備

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
30 在宅重症心身障害児(者)訪問看護 在宅重症心身障害児(者)の健康を保持し、家庭生活の安定を図るため、重症心身障害児(者)看護に習熟した看護師が家庭を週1回程度訪問し、家族とともに日常生活の看護を行うほか、家族への看護技術指導・相談・助言を行う。 [事業実施主体:都]	平成17年度 利用者数 実人員: 383人 延人員:11,689人	継続して実施する。	福祉保健局

(3) リハビリテーション医療体制の整備

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>31 東京都リハビリテーション病院の運営 東京都におけるリハビリテーション医療の中核的施設として高度診療機能を備え、身体に機能障害があり、リハビリテーション医療を専門的に行う必要のある患者に、外来及び入院による医療を行うとともに、医療関係者の教育研修やリハビリテーションの臨床研究を行う。</p> <p>【事業内容】 (1) 専門リハビリ医療の提供(入院165床、うち回復期病棟外来120人/日程度) (2) リハビリ医療に係る教育、研修 (3) リハビリ医療研究</p> <p>〔事業実施主体：都、社団法人東京都医師会が指定管理者〕</p>	<p>平成17年度実績 ・入院 57,114人 (156.5人/日) ・外来 22,143人 (75.3人/日)</p>	<p>リハビリテーション専門病院として、多様な機能障害に対応できるリハビリ医療の中核的施設として機能を果たすほか、リハビリテーション医療の研究及び教育・研修事業を積極的に展開する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>32 地域リハビリテーション支援事業 障害者や高齢者が寝たきり状態になることを予防し、地域において生涯にわたって生き生きとした生活を送るためには、急性期から回復期、維持期のそれぞれの状態に応じた適切かつ円滑なリハビリテーションの提供が必要である。地域においてさまざまな形態で実施されているリハビリテーション事業を支援することによって、保健・医療・福祉が連携した地域におけるリハビリテーションのシステム化を図る。</p> <p>【事業内容】 二次保健医療圏ごとに地域リハビリテーション支援センターを指定し、センターを拠点に、地域リハビリテーションの支援を行う。 ア 地域のリハビリテーション従事者の研修、援助 イ 直接地域住民と接する相談機関の支援 ウ 福祉用具、住宅回収等の相談への対応に係る支援 エ 地域の関係団体の支援 オ 連絡会、事例検討会の実施 等</p> <p>〔事業実施主体：都〕</p>	<p>リハビリテーション支援センター指定状況： 10病院</p>	<p>二次保健医療圏ごとに12の地域リハビリテーション支援センターを指定し、地域におけるリハビリテーション提供体制の充実を図っていく。</p>	<p>福祉保健局</p>

(4) 障害者歯科保健医療体制の整備

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>33 障害者歯科健康相談・支援 これまで、保健所が中心となって障害者に対する歯科相談等を実施してきたが、かかりつけ歯科医の定着など一定の成果が上がってきたことから、今後は障害の程度が重度・難症例の障害者を対象に、歯科相談業務を行う。また、各関係者を対象に研修を実施するほか、障害者入通所施設への支援等を行い、地域の歯科保健の推進を図る。 (1) 重度・難症例歯科相談 (2) 施設等歯科健康管理支援 (3) 研修会・講習会 [事業実施主体: 都]</p>	<p>平成19年度再構築</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>34 心身障害児(者) 歯科診療施設の確保 心身障害児の入所施設及び通園施設における歯科診療事業の運営経費の一部を補助することにより、心身障害児(者)の歯科診療体制の確保を図る。 [事業実施主体: 都]</p>	<p>7か所</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>35 都立心身障害者口腔保健センターの運営 心身障害児(者)等に対する歯科診療を行うとともに、心身障害児(者)のう蝕予防、歯周疾患の予防、歯科保健医療従事者に対する教育研修、情報提供等を通じて、地域における歯科保健の向上を図る。 [事業実施主体: 都、社団法人東京都歯科医師会が指定管理者]</p>	<p>歯科治療 平均 35.6人/日 予防相談 平均 39.0人/日 教育研修 年間 20コース 1,668人</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福祉保健局</p>

(5) 精神科医療サービス提供体制の整備

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>36 精神科救急医療体制の整備 夜間及び休日における精神科救急患者（合併症を除く）に対し、都内を4ブロックごとに都立病院（墨東・豊島・松沢・府中病院）を指定し、疾病の急発及び急変のための医療体制を整備する。 都立の4病院に加え、精神科初期、二次（救急身体合併症を含む）救急医療体制を整備するとともに、精神科救急医療情報センターを平成14年9月から設置している。</p> <p>〔事業実施主体：都〕</p>	<p>緊急入院 1,379件</p>	<p>夜間・休日等に発生する急性期患者が、症状に応じて速やかに医療を受けられるようにするため、夜間・休日の救急医療体制を整備する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>37 都立病院における精神科医療体制の整備・運営</p> <p>(1) 精神医療センター（仮称）の整備 松沢病院をわが国の精神科医療をリードする精神医療センター（仮称）として改築し、他施設と密接に連携することで、都全体の精神科医療の質の向上や精神保健福祉サービスの充実を一層推進する。 ・精神科急性期医療、精神科救急医療、精神科身体合併症医療等のセンター的機能のほか、精神障害者歯科医療、精神科リハビリテーション医療に取り組む。 ・長期入院患者の転・退院支援や新入院患者の退院支援等、患者の社会復帰に積極的に取り組む。</p> <p>(2) 小児総合医療センター（仮称）の整備 清瀬小児病院、八王子小児病院、梅ヶ丘病院を統合し、都における小児医療の拠点として総合的で高度・専門的な医療を提供する小児総合医療センター（仮称）を多摩メディカル・キャンパス内（府中市）に整備する。 ・小児精神科医療では、自閉症などの広汎性発達障害、ADHD、LD、統合失調症、適応障害など、さまざまな障害をもつ幼児期から思春期までの患者に対応する。 ・「こころ」と「からだ」を総合した医療を提供し、神経症や心身症、摂食障害などに取り組む。</p> <p>(3) 大塚病院における小児精神科外来の整備 梅ヶ丘病院の小児総合医療センター（仮称）への移転統合に伴い、大塚病院に外来診療及びデイケアを行う小児精神科外来を設置する。 入院を必要とする患者については、小児総合医療センター（仮称）との密接な連携の下、小児総合医療センター（仮称）に病床を確保し、受け入れていく。</p> <p>〔事業実施主体：都〕</p>	<p>松沢病院 入院 877人/日 外来 372人/日 (17年度実績)</p> <p>梅ヶ丘病院 (小児精神疾患 専門病院) 入院 192/日 外来 134/日 (17年度実績)</p> <p>平成19年度 施設設計 (新規事業)</p>	<p>精神医療センター（仮称）の整備 順次、開棟・開設し、平成24年度以降の全面開設を目指す。 病床規模：897床、 外来規模：550人程度/日</p> <p>小児総合医療センター（仮称）の整備 平成21年度末開設を目指す。 病床規模：561床 （うち、小児精神医療224床） 外来規模：750人程度/日 （うち、こころの専門診療部 150人程度/日）</p> <p>大塚病院における小児精神科外来の整備 区部における小児精神科外来の機能を確保する。</p>	<p>病院 経営 本部</p>

事業名・事業内容	平成17年度末 状況等	事業目標	所管局
38 精神科身体合併症医療体制の整備 都内の精神科病院に入院中の重度の精神科患者で、かつ重度の合併症を併発したものに対して、精神科身体合併症医療事業を実施することにより、適正な医療を確保する。 〔事業実施主体:都〕	受理件数 936件	継続して実施する。	福祉 保健局
39 アルコール精神疾患医療対策の推進 民間精神科病院におけるアルコール精神疾患専門病棟の運営に対して助成を行うことにより、アルコール精神疾患医療の確保・充実を図る。 〔事業実施主体:都〕	病院数：9か所 病床数：450床	継続して実施する。	福祉 保健局
40 老人性認知症専門病棟運営費補助事業 認知症高齢者に対して専門的に治療を行う精神科病棟を有する都内の民間精神科病院に対し、運営費の一部を補助することにより、都内における認知症高齢者に対する適切な医療を確保する。 〔事業実施主体：都〕	病院数：7か所 病床数：350床	継続して実施する。	福祉 保健局

(6) 難病患者療養支援体制の整備

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>41 難病患者療養支援事業 疾病の特殊性から医療面、生活面等に様々な不安や悩みを抱えている在宅難病患者及びその家族に対し、保健師等による相談・指導を行い、患者・家族の療養環境の整備・改善を図る。 ① 在宅療養支援地域ケアネットワーク ② 在宅療養相談指導 [事業実施主体:都]</p>	<p>地域ケアネットワーク会議 27回 訪問相談・指導 2,612回</p>	<p>継続して実施していく。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>42 在宅難病患者医療機器貸与・整備 難病患者の自宅での療養生活を支援するため、在宅療養に必要な医療機器を貸与するとともに、必要に応じ訪問看護を実施することで、患者・家族の経済的負担の軽減と、在宅療養環境の整備を図る。 [事業実施主体:都]</p>	<p>貸与患者数 519人 貸与台数 767台 訪問看護 5,228回</p>	<p>継続して実施していく。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>43 在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護 在宅において人工呼吸器を使用している難病患者に対して、診療報酬で定められた回数を超えて訪問看護を実施することにより、在宅重症難病患者に対する在宅療養サービスの向上を図る。 [事業実施主体:都]</p>	<p>18人 1,714回</p>	<p>継続して実施していく。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>44 難病患者等ホームヘルプサービス事業 日常生活を営む上で支障のある難病患者等の家庭に対して、ホームヘルパーを派遣して、日常生活を営むのに必要なサービスを提供する。 [事業実施主体:区市町村]</p>	<p>32区市町村 77人</p>	<p>継続して実施していく。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>45 在宅難病患者訪問診療 寝たきり等により受療が困難な在宅難病患者の医療の確保及び療養環境の向上を図るとともに、医療と保健・福祉の連携による在宅ケア体制の整備、充実を図る。 [事業実施主体:都]</p>	<p>対象者 365人 件数 952件</p>	<p>継続して実施していく。</p>	<p>福祉保健局</p>

(7) HIV感染者への医療の確保と支援

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>46 エイズ診療体制の整備 エイズ診療協力病院の確保と相互の連携を進めるとともに、一般医療機関とのネットワーク化を図り、地域の医療機関でのエイズ診療への取組を推進する。</p> <p>[事業実施主体：都]</p>	<p>拠点病院 42病院(公開)</p> <p>連携病院 10病院(公開)</p>	<p>エイズ診療協力病院相互の連携を強化するとともに、協力病院と診療所間の連携を推進し、HIV感染者等が働き学びながら身近な地域で医療を受けられる体制の整備を図る。</p>	福祉保健局
<p>47 療養支援体制の整備 保健・医療・福祉の連携を強化し、HIV感染者への在宅での療養を支援する体制を整備する。</p> <p>[事業実施主体：都、区]</p>	<p>平成17年度 地域エイズ連携 会議開催 7所 (区部2、多摩5)</p>	<p>保健所を中心とした保健・医療・福祉のネットワークによる支援手法を構築し、エイズ患者等の地域での療養を総合的に支えていく体制の整備を図る。</p>	福祉保健局

(8) 医療費公費負担・助成制度の充実

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>48 心身障害者(児)医療費助成制度 心身障害者(児)の医療を確保し、保健の向上と福祉の増進を図るため、保険の自己負担分を助成する。</p> <p>[事業実施主体：都]</p>	<p>平成17年度 助成対象延人員 1,304,241人</p>	<p>継続して実施する。</p>	福祉保健局
<p>49 精神障害者等医療費公費負担 医療費を公費負担することにより、精神障害者の医療を確保し、早期の社会復帰を図る。</p> <p>① 措置入院医療 ② 通院医療 ③ 小児精神入院医療(都単独の公費負担) ④ 第1種自閉症児施設入所児の医療(都単独の公費負担)</p> <p>[事業実施主体：都]</p>	<p>平成17年度 措置入院医療 延べ4,547件 通院患者 延べ2,140,420件 小児精神入院医療 延べ1,994件 自閉症児医療0件</p>	<p>継続して実施する。</p>	福祉保健局

事業名・事業内容	平成17年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>50 特殊疾病（難病）医療費の公費負担 原因が不明で、根治的な治療方法がなく、長期の療養を必要とする難病患者に対し、難病医療費の保険の自己負担分を公費で負担することにより、難病患者の精神的・経済的負担の軽減を図る。</p> <p>[事業実施主体：都]</p>	<p><特殊疾病医療費対象疾病> 平成19年1月現在 国庫対象 45疾病 都単独 27疾病</p>	<p>国の動向を踏まえた対応を図りつつ、継続して実施していく。</p>	<p>福祉保健局</p>

取組4 地域生活を支えるサービス基盤の整備

(1) 在宅生活を支えるサービスの充実

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>51 ショートステイ事業の充実 保護者等の事情により一時的に介護を行うことが困難になった場合など必要なときに、障害児(者)が短期間、施設に入所して、必要な支援を受けられるよう、ショートステイ事業の充実を図る。</p> <p>「3か年プラン」の特別助成 ・施設整備：設置者（社会福祉法人等）負担の1/2を特別助成する。</p> <p>〔事業実施主体：区市町村〕</p>	<p>心身障害児(者) 498人分</p> <p>うち重症心身障害児(者) 82人分</p> <p>精神障害者 15人分</p>	<p>障害者が身近な地域で短期間の入所利用ができるよう、ショートステイ事業の拡充を図る。</p> <p>「地域生活支援・就労促進3か年プラン」の推進 【事業規模の拡大】 平成18年度～平成20年度 200人分確保する。</p>	福祉保健局

(2) 日中活動の場の整備(法内化・新事業体系への移行促進)

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>52 通所施設の整備 養護学校等の卒業生、離職者及び入所施設等から地域生活へ移行する者の利用希望に応えるため、多様な日中活動の場を確保する。今後は、「障害者地域生活支援・就労促進3か年プラン」に基づき、障害者自立支援法に定める生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援など新たな事業体系に基づく通所施設の整備を促進する。</p> <p>「3か年プラン」の特別助成 ・施設整備費:設置者(社会福祉法人等)負担の1/2を特別助成する。 ・用地取得費:貸付率を、2/3から3/4に引き上げる。</p> <p>[事業実施主体:社会福祉法人等]</p>	<p>身体・知的障害者通所施設利用定員 9,316人</p> <p>平成15～17年度通所授産施設・通所更生施設整備実績 1,107人分</p> <p>精神障害者通所授産施設 27施設 定員:717人</p> <p>小規模通所授産施設 身体障害 38か所 知的障害 47か所 精神障害 69か所</p>	<p>「地域生活支援・就労促進3か年プラン」の推進</p> <p>平成18年度～平成20年度 1,690人分確保する。</p> <p>市町村部の未設置地域及び小規模作業所や小規模通所授産施設の法内化のための整備を優先して実施する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>53 重症心身障害児(者)通所事業 在宅重症心身障害児(者)の日中活動の場を確保することにより、運動機能の低下の防止及び在宅療養の質的向上を図り、家族とともにできるだけ長い間、地域社会の中で生活できるよう援護する。</p> <p>① 医療型 手厚い医療的ケアを必要とする重症心身障害児(者)について、既存の重症心身障害児(者)通所施設において実施する。</p> <p>② 地域施設活用型 比較的軽度ではあるが、一定の医療的ケアを必要とする重症心身障害児(者)については、地域の障害児(者)施設を活用し、重症心身障害児施設の専門スタッフが技術支援を行うことにより、身近な地域で受け入れ施設の拡充を図る。</p> <p>[事業実施主体:都、区市町村]</p>	<p>13施設 275人 委託 8施設165人 都立 5施設110人</p>	<p>「地域生活支援・就労促進3か年プラン」の推進</p> <p>平成18年度～平成20年度 医療型・地域施設活用型の通所事業 210人分確保する。</p>	<p>福祉保健局</p>

54 小規模作業所等の法内化促進策

法定外の事業である小規模作業所・共同作業所等について、障害者自立支援法に基づく新たな事業体系の日中活動の場に円滑に移行できるよう、多面的に促進策を展開する。

<p>(1) 法内化に伴う施設・設備整備費の特別助成 心身障害者(児)通所訓練等事業及び精神障害者共同作業所の補助対象施設が法内化のために必要な施設整備を行う場合、生産性向上のための設備整備を行う場合に、設置者(社会福祉法人等)負担の1/2を特別助成する。 [事業実施主体:社会福祉法人等]</p>	<p>平成18年度助成実績 施設整備 1か所 設備整備 1か所</p>	<p>「地域生活支援・就労促進3か年プラン」の推進 18年度～20年度 45か所</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>(2) 法内化促進支援事業 障害者自立支援法の施行に伴い、法人格取得を希望する小規模作業所等任意団体に、専門知識をもつ協力員を派遣し、法人設立及び団体運営のノウハウを提供することにより法内化を促進するとともに、NPO法人格取得後の安定的な運営を支援する。 [事業実施主体:NPO法人]</p>	<p>平成19年度 新規事業</p>	<p>支援予定件数 19年度～23年度 600件</p>	
<p>(3) 小規模作業所等新体系移行支援事業(障害者施策推進区市町村包括補助事業) 小規模作業所等から、障害者自立支援法に規定される事業へ移行した法人に対し新体系事業の運営等に要する費用の一部を補助することにより、利用者の福祉の向上を図る。 [事業実施主体:区市町村]</p>	<p>平成19年度 新規事業</p>	<p>小規模作業所等の法内化及び新たな事業体系への移行を促進する。</p>	
<p>(4) 小規模作業所への支援の充実強化事業(障害者施策推進区市町村包括補助事業) 小規模作業所等が新たな事業体系へ円滑に移行できるよう、障害者自立支援法の趣旨に対応した事業構築、事業計画(工賃アップの課題を含む。)の作成など、新体系の下での経営のノウハウ等を中心に研修事業を実施する。 [事業実施主体:区市町村]</p>	<p>平成18年度 新規事業</p>	<p>新たな事業体系への移行を促進する。</p>	

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>55 精神障害者社会復帰支援事業 (障害者施策推進区市町村包括補助事業)</p> <p>地域活動支援センターの機能に加えて、専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する施設の運営を支援する。</p> <p>(運営支援の対象) 精神障害者地域生活支援センターから地域活動支援センター I 型に移行した施設 相談支援事業を併せて実施しているか又は区市町村から相談支援事業の委託を受けていることを要件とする。</p> <p>[事業実施主体: 区市町村]</p>	<p>平成18年4月1日現在 精神障害者地域生活支援センター 47施設</p>	<p>精神障害者地域生活支援センターからの移行を含め、平成23年度までに、すべての区市町村における地域活動支援センター I 型等による相談支援事業の実施を目指す。</p>	<p>福祉保健局</p>

(3) コミュニケーション支援・移動支援等

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>56 聴覚障害者への情報支援のための人材養成</p> <p>聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、手話及び要約筆記の指導を行うことにより手話通訳者及び要約筆記者を養成し、もって聴覚障害者の福祉の増進を図る。</p> <p>○手話通訳者養成事業 ○中途失聴者コミュニケーション事業</p> <p>[事業実施主体: 都]</p>	<p>(修了者数) 手話通訳者 201名 要約筆記者 31名</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>57 盲ろう者通訳・介助者派遣事業</p> <p>盲ろう者のコミュニケーション手段及び移動の自由を確保し、その社会参加を促進するため、盲ろう者に対して通訳・介助者を派遣する。</p> <p>(対象者) 都内在住の盲ろう者 ※盲ろう者とは、視覚障害と聴覚障害とが重複してある重度の障害者(児)</p> <p>[事業実施主体: 都]</p>	<p>派遣件数 5,682件</p> <p>派遣時間 23,660時間</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福祉保健局</p>

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>58 身体障害者補助犬給付事業 身体障害者に対して身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)を給付し、その行動範囲を拡大することにより、身体障害者の社会参加と自立の促進を図る。</p> <p>(対象者)</p> <p>① 都内に居住する(おおむね1年以上)満18歳以上の在宅の身体障害者 盲導犬…視覚障害1級 介助犬…肢体不自由1・2級 聴導犬…聴覚障害2級</p> <p>② 所定の訓練を受け、補助犬を適切に管理できること</p> <p>③ 社会活動への参加に効果があると認められること ほか</p> <p>[事業実施主体:都]</p>	<p>盲導犬:3頭 聴導犬:1頭 介助犬:0頭</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>59 駐車禁止規制の適用除外措置 移動の際の利便を図るため、歩行困難な身体障害者、戦傷病者、介護人を要する重度の知的障害者及び紫外線要保護者が使用する自動車については、駐車禁止場所(法定駐車禁止場所を除く。)でも駐車できるよう駐車禁止除外標章を交付する。</p>	<p>標章交付 19,261件 <内訳> 身体障害者等 17,826件 知的障害者 1,272件 福祉団体 163件</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>警視庁</p>

取組5 地域生活の安心・安全の確保

(1) 地域における安全体制の確保

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
60 住宅防火対策の推進 障害者等の防火安全を確保するため、防火診断等により住宅用火災警報器の設置、防災製品や自動消火装置などの住宅用防災機器等を普及・促進し住宅の防火性能の向上を図る。 [事業実施主体：都]	住宅防火対策推進協議会の開催 障害者宅への防火診断の実施	継続して実施する。 関係機関、町会・自治会等と連携を図り、地域主導による施策を展開する。	消防庁
61 防災教育訓練の実施 障害者やその家族並びに福祉関係者、地域住民に対し、通報、初期消火、避難要領、応急手当の方法等について、教育訓練を実施する。 また、消防職員に対しては、「聴覚障害者へ対する防火防災訓練等推進要領」を示し、聴覚障害者に対する訓練指導技術の向上を図る。 [事業実施主体：都]	防災教育訓練の実施 職員教養等の実施	区市町村、障害者団体等と連携して、障害者の実情に即した効果的な防災教育訓練を実施し、都民全体の防災行動力の向上を図る。	消防庁
62 教育訓練用資器材の整備 障害者に配慮した訓練用資器材を充実させるため、小型軽量の訓練用模擬消火器、模擬消火装置等を更新、整備する。 [事業実施主体：都]	訓練用模擬消火器・模擬消火装置等の整備	訓練効果の向上が図れる資器材の更新、整備を図り、防災教育訓練の充実を図る。	消防庁
63 教育訓練施設の充実 障害者の特性に配慮した教育訓練施設を充実する。 [事業実施主体：都]	防災教育センター 3か所	施設・設備と体験訓練種目で、障害者向け配慮を行う。	消防庁
64 重度身体障害者等緊急通報システムの整備 (障害者施策推進区市町村包括補助事業) 一人暮らし等の重度身体障害者や難病患者に通報機器を貸与し、急病や事故等の緊急事態に陥った時にペンダントを押して東京消防庁へ通報した後、順次協力員が駆け付けるもので、重度身体障害者の安全確保を目的に、区市町村・東京消防庁・福祉保健局が一体となって運営している。 [事業実施主体：区市町村]	705世帯 登録	継続して実施する。	消防庁 福祉保健局

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
65 重度心身障害者等火災安全システムの整備 (障害者施策推進区市町村包括補助事業) 本システムは、在宅の重度心身障害者に対し、家庭内で火災が発生した時、住宅用火災警報器により火災を発見し、専用通報機から東京消防庁へ自動的に通報が行われるもので、在宅の重度心身障害者の安全を確保することを目的に、区市町村・東京消防庁・福祉保健局が一体となって運営している。 [事業実施主体:都]	84世帯登録	継続して実施する。	消防庁 福祉保健局
66 「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」等の作成・普及 災害時において、ねたきりの高齢者や障害者等は必要な情報を迅速かつ的確に把握することや安全な場所に避難することが困難であることから、都は区市町村が地域の実情に応じたマニュアルの整備を進める上の参考となるように、平成12年に「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」及び「災害時要援護者への災害対策推進のための指針(区市町村向け)」を作成した。	「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」の策定(平成12年) 「災害時要援護者への災害対策推進のための指針(区市町村向け)」(平成12年)	「東京都地域防災計画(震災編、風水害編)」の平成19年修正にあわせ、震災のみならず水害等にも対応できるよう、左記指針の改訂を行い、区市町村のマニュアル整備について普及・啓発を行う。	福祉保健局
67 特別支援学校における被害防止教室等 特別支援学校に通う児童・生徒が、犯罪に巻き込まれることなく、健全な社会生活を営むために必要な能力を身に付けることを目的として、警察官及びスクールサポーターによる非行防止・犯罪被害防止教室及びセーフティー教室を実施している。	実施校数 7校 実施回数 9回 参加人員 292名	継続して実施する。	警視庁 教育庁

(2) 社会福祉施設等の安全対策の充実

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
68 直接通報システムの整備 病院や社会福祉施設等において、火災等の緊急時に自動的に東京消防庁に通報できるシステムの整備促進を図る。 [事業実施主体:都]	自動通報に係る承認件数(平成17年度末) 有人直接通報 1,403件 無人直接通報 60件 合計 1,463件 1,433施設で整備済み	継続して実施する。	消防庁

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
69 社会福祉施設防災体制の強化 障害者施設等に対する立入検査及び防火管理指導を強化し、防火管理体制の充実を図る。 ① 関係法令等に基づく立入検査 ② 自衛消防訓練の実施促進 [事業実施主体:都]	立入検査及び自衛消防訓練の実施	継続して実施する。	消防庁
70 社会福祉施設等と地域の協力体制の整備 災害発生時に、社会福祉施設等と町会・自治会、近隣事業所等が自主的に協力し合い、発災初期段階での避難誘導、初期消火及び救出・救護活動等を相互に支援する共助体制づくりを推進する。 [事業実施主体:社会福祉法人等]	572施設で応援協定を締結済み	社会福祉施設等と町会・自治会、近隣事業所等との間での災害時相互応援協定の締結を促進し、地域力の強化を図る。	消防庁
71 グループホーム等防災設備整備の助成 グループホーム等の運営法人に対し、防災上の安全体制を強化するため、防災設備の整備を行う場合の経費の一部を補助する。 【防災設備】 自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知器、住宅用スプリンクラー等 [事業実施主体:社会福祉法人等]	平成19年度新規事業	平成20年度までに、すべてのグループホームに防災設備を設置する。	福祉保健局

(3) 災害時等における救出・救護体制の整備

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
72 緊急メール通報システムの整備 聴覚又は言語・音声等に機能障害があり、音声による119番通報が困難な人の通報手段を確保することを目的に、緊急時に携帯電話等からeメールを利用して東京消防庁に通報できるシステムを整備し運営する。 [事業実施主体:都]	663名登録	継続して実施する。	消防庁
73 メンタルヘルスケア体制の確保 保健活動班による避難所・仮設住宅等への巡回健康相談や、巡回精神保健相談チーム等によるメンタルヘルスケア体制を確保する。 また、都立(総合)精神保健福祉センターにおいて、電話相談を含め24時間体制の精神保健相談を行うほか、外来窓口の体制を確立する。 [事業実施主体:都、区市町村]		メンタルヘルスケア体制を整備する。	福祉保健局

Ⅱ 社会で生きる力を高める支援

取組1 自立と社会参加を支える教育の充実

(1) 乳幼児期における保育・早期教育の充実

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
74 障害児保育事業への助成 保育所において、障害をもつ子どもを受け入れるために必要な改修等に要する経費を補助する。 [事業実施主体:区市町村]	実施保育所数 1,161所 障害児数 2,826人	継続して実施する。	福祉保健局
75 早期教育の充実 【都立聴覚障害特別支援学校における教育相談の充実】 聴覚に障害のある乳幼児の発達を促すため、幼稚部を設置している都立聴覚障害特別支援学校で教育相談の一部として早期乳幼児指導を実施している。 医師・言語聴覚士・臨床心理士等の専門家を導入し、担当教職員に対して専門的見地からの助言を行う。 また、障害の特性に応じた個別指導プログラムの作成やケースカンファレンス等を通じて、担当教職員の専門性を向上させる。 [事業実施主体:都]	医師 1名×2校 言語聴覚士 1名×2校 臨床心理士 1名×2校 技術者 1名×2校	継続して実施する。	教育庁

(2) 義務教育・後期中等教育段階における教育条件の整備

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
76 就学相談の充実 【就学相談室の運営】 心身障害児の適正な就学を図るために、区市町村における就学相談体制の整備及び都の支援体制の整備を推進する。 ①支援をつなぐ新しい就学相談 これまでの就学相談は、適切な教育の場に視点を当てて相談が行われてきたが、平成19年度から始まる特別支援教育体制の下での就学相談は、支援をつなぐことを重視した相談へと転換を図っていく。就学支援計画を作成する。(個別の教育支援計画の一部をなす。)	就学指導委員会の開催 障害児教育の啓発 就学相談室の運営など	平成19年度から新しい方法で実施する。	教育庁
②就学支援の方法 就学相談の際に作成する「就学支援ファイル」と、就学先の決定後に作成する「就学支援シート」の2つを合わせたものを「就学支援計画」とする。 [事業実施主体:都]			

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>77 特別支援学校の整備</p> <p>(1) 知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校の設置 平成16年11月に策定した東京都特別支援教育推進計画に基づき、卒業生全員の企業就労を目指す「知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校」を設置する。</p> <p>①永福学園養護学校(永福高校跡地に設置) 知的障害教育部門及び肢体不自由教育部門</p> <p>②青梅東学園養護学校(仮称)(青梅東高校跡地に設置) 知的障害教育部門及び肢体不自由教育部門</p> <p>③南多摩地区学園養護学校(仮称)(南大沢学園養護学校に設置) 知的障害教育部門</p> <p>④区部東部地区の知的障害養護学校高等部に職業コースを設置</p> <p>[事業実施主体:都]</p> <p>(2) 中高一貫型聴覚障害特別支援学校の設置 東京都特別支援教育推進計画に基づき、進学を目指す中高一貫型聴覚障害特別支援学校を設置する。 中・高6年間を見通した教育課程を編成し、大学進学等や資格取得等のニーズにこたえるため、学力の向上を図り、個に応じた教育を行う。</p> <p>[事業実施主体:都]</p> <p>(3) 病弱特別支援学校高等部の設置 東京都特別支援教育推進計画に基づき、病弱特別支援学校における後期中等教育の充実として、現在小・中学部を設置している久留米養護学校に新たに高等部を設置する。 都立高校等へ進学した後、病気のため長期欠席や中途退学を余儀なくされる生徒たちが、医療・生活管理体制の整った学校で教育が受けられるよう設置する。</p> <p>[事業実施主体:都]</p>	<p>永福学園養護学校の準備室設置</p> <p>中央ろう学校の準備室設置</p> <p>【これまでの経過】 平成16年3月片浜養護学校閉校</p>	<p>①永福学園養護学校 知的障害教育部門: 平成19年度開校 肢体不自由教育部門: 平成21年度設置予定</p> <p>②青梅東学園養護学校(仮称) 平成21年度開校予定</p> <p>③南多摩地区学園養護学校(仮称) 平成22年度開校予定</p> <p>④足立養護学校高等部ビジネスコース(2クラス) 平成19年度設置予定</p> <p>中央ろう学校中学部・高等部 平成18年4月開校 (中学部:大塚ろう学校校舎内、高等部:石神井ろう学校校舎内)</p> <p>平成21年4月に杉並ろう学校跡地に設置・移転</p> <p>平成18年4月 久留米養護学校高等部設置</p>	<p>教育庁</p>

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>(4) 新たなタイプの学校の設置・普通教室の確保 東京都特別支援教育推進計画に基づき、教室確保対策として増築等を行う。</p> <p>[事業実施主体:都]</p>	<p>【大規模改修】 中央ろう学校(設計) 永福学園養護学校(設計) 青梅東学園養護学校(仮称)(設計)</p> <p>【増改修】 田園調布養護学校(工事・設計) 中野(工事) 葛飾、調布、南大沢学園、八王子、板橋、墨田、高島、町田、清瀬、羽村養護学校(以上10校設計)</p>	<p>中央ろう学校18年度開校 永福学園養護学校:19年度開校予定 青梅東学園養護学校(仮称):21年度開校予定 南多摩地区学園養護学校(仮称):22年度開校予定</p> <p>田園調布養護学校:18年度開校 品川地区養護学校(仮称):23年度開校予定 江東地区第二養護学校(仮称):24年度開校予定</p> <p>普通教室の確保 22年度までに12校実施予定</p>	

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>78 高等学校等への受入れ体制の整備 都立高校等の校舎においては、改築や大規模改修の際に「東京都福祉のまちづくり条例」及び「高齢者、身体障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」に基づいた整備を行っている。また、例年障害のある生徒の入学状況を把握し、学校生活に支障がないかを調査した上で、必要な場合は予算の範囲内において簡易的なバリアフリー改修工事を実施している。</p> <p>具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① エレベーターの新設(新築、改築、大規模改修の際に限る) ② 校舎内外の段差解消 ③ 障害者トイレの設置 ④ 廊下・階段の手摺新設 ⑤ 非常用スロープ階段の新設 ⑥ 出入口の扉改造 <p>等を行う。</p> <p>[事業実施主体：都]</p>	<p>【高等学校】 エレベーター設置 106校 校内段差解消 132校 障害者トイレ設置 141校 階段手摺設置 162校 スロープ(昇降口)設置 96校 スロープ(玄関)設置 92校 自動ドア(昇降口)設置 41校 自動ドア(玄関)設置 76校</p> <p>【高等専門学校】 エレベーター設置 2校 校内段差解消 1校 障害者トイレ設置 2校 階段手摺設置 2校 スロープ(昇降口)設置 0校 スロープ(玄関)設置 1校 自動ドア(昇降口)設置 2校 自動ドア(玄関)設置 2校</p> <p>【附属中学校・中等教育学校】 エレベーター設置 4校 校内段差解消 3校 障害者トイレ設置 4校 階段手摺設置 3校 スロープ(昇降口)設置 2校 スロープ(玄関)設置 3校 自動ドア(昇降口)設置 0校 自動ドア(玄関)設置 2校</p>	<p>近年の高等学校等への入学者多様化を考慮し、校舎改修をより一層推進していく。</p>	<p>教育庁</p>

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>79 区市町村との連携体制の構築</p> <p>①特別支援プロジェクト 障害のある児童・生徒等の乳幼児期から学校卒業後への円滑な移行を図るため、区市町村を単位として、教育、保健・医療、福祉、労働等の連携に基づく相談支援体制を整備する。 (平成17年度・18年度モデル事業実施)</p> <p>②センターモデル事業(平成18年度事業) 特別支援教育のセンター的機能のあり方について検証するとともに、エリア内の区市町村と緊密な連携を図り、幼・小・中・都立学校・保護者等が抱えるニーズを把握し、適切に対応できる支援策について研究する。 中野養護学校と七生養護学校をモデル校に指定</p> <p>③広域特別支援連携協議会(平成17年9月設置) 児童・生徒のライフステージに応じた効果的な支援を実現し、各関係機関相互の連絡・調整や区市町村の関係部署との連絡・調整を行うことを目的に設置する。</p> <p>[事業実施主体:都]</p>	<p>特別支援プロジェクトとセンターモデル校(平成18年度事業終了)</p>	<p>モデル事業の成果を踏まえ、引き続き連携体制づくりを進めていく。</p>	<p>教育庁</p>
<p>80 小・中学校における特別支援教育体制の推進・副籍モデル事業 東京都心身障害教育改善検討委員会(平成15年12月)の提言である</p> <p>①小中学校における特別支援教育体制の整備</p> <p>②都立特別支援学校に在籍する児童生徒の「副籍」の実施 をうけ、モデル事業として実施し、課題や必要な対応等について研究・検証を行う。 (平成16～18年度モデル事業実施地区) 北区、八王子市、調布市、あきる野市</p> <p>[事業実施主体:都]</p>	<p>平成18年度</p> <p>都内小中学校における「校内委員会」の設置率は94%</p> <p>「特別支援教育コーディネーター」の指名率93%</p>	<p>今後は、モデル事業の成果を全都的に普及させるとともに、「特別支援教育コーディネーター」の養成のための研修等を継続して実施していく。</p>	<p>教育庁</p>

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>81 健康教育の充実</p> <p>① 摂食指導研修会 都立特別支援学校における食事指導を充実し、児童・生徒の口腔機能の向上を図るとともに、安全で楽しい食事を提供するため、教職員及び学校歯科医を対象に、研修会を実施する。</p> <p>② 歯・口の健康づくり推進校 推進校を指定し、特別支援学校における歯・口の健康づくり(むし歯や歯周疾患の予防・口腔機能の発達を促すような取組)を推進する。</p> <p>③ 歯・口の健康づくり研修会 障害の種類や程度に合わせたきめ細やかな歯科保健指導や摂食指導を行うため、推進校を中心とした実践発表の場等を設け、特別支援学校における歯・口の健康づくりの方向性を示すとともに、各学校の取組のレベルアップを図る。</p> <p>[事業実施主体: 都]</p>	<p>研修受講教職員:180名 研修受講学校歯科医:50名</p> <p>推進指定期間 3年 推進指定校 2校</p> <p>開催回数 年1回</p>	<p>受講者をさらに拡大し、都立特別支援学校における食事指導を充実させる。</p> <p>推進校を増やし、特別支援学校における歯・口の健康づくりを推進する。 推進指定校2校→4校</p>	教育庁
<p>82 摂食・嚥下機能の障害に応じた給食の提供</p> <p>① 形態別調理による給食の提供 都立特別支援学校における児童・生徒に対し、摂食・嚥下機能の障害の状態に応じた食形態を提供し、摂食・嚥下機能の向上を図るため、普通食・後期食・中期食・初期食の形態別調理を実施する。</p> <p>② 研修会の実施</p> <p>ア 肢体不自由特別支援学校栄養職員対象 学校間における形態別調理の格差の解消や学校間の提供内容の情報交換を行うとともに形態別調理の知識を習得することを目的に研修会を実施する。</p> <p>イ 都立学校栄養職員研修 肢体不自由特別支援学校以外の学校栄養職員(定時制(夜間)課程含む。)を対象に、摂食・嚥下機能の知識や形態別調理の基本を習得することを目的に研修会を実施する。</p> <p>[事業実施主体: 都]</p>	<p>① 形態別調理による給食の提供 14校</p> <p>② 研修会受講数 ア 肢体不自由特別支援学校栄養職員 年3回</p> <p>イ 都立学校栄養職員研修 年2回</p>	<p>ア 学校間格差の解消及び知識の修得、調理指導技術の充実を図る。</p> <p>イ 肢体不自由特別支援学校以外の学校栄養職員(定時制(夜間)課程含む。)を対象に、摂食・嚥下機能の知識の向上を図り、肢体不自由特別支援学校以外の特別支援学校における給食の内容の充実を図る。</p>	教育庁
<p>83 学童クラブ事業への助成</p> <p>学童クラブにおいて、障害のある子どもを受け入れるために必要な改修等に要する経費を補助する。</p> <p>[事業実施主体: 区市町村]</p>	<p>実施クラブ数 871所 障害児童数 1,831人</p>	<p>継続して実施する。</p>	福祉保健局

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>84 私立特別支援学校等における障害児教育への助成 私立学校における障害児教育の振興を図るため、私立特別支援学校、特別支援学級を置く私立小中学校及び障害児が就園する私立幼稚園の設置者に対して助成する。</p> <p>① 私立特別支援学校等経常費補助 ② 私立幼稚園障害児教育事業費補助</p> <p>[事業実施主体: 都]</p>	<p>①の対象校 ろう学校 1校 養護学校 2校 小中学校 2校 幼稚園 78園</p> <p>②の対象校 幼稚園 127園</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>生活文化 スポーツ 局</p>
<p>85 私立専修学校高等課程における障害児(者)教育への助成 私立学校における障害児(者)教育の振興を図るため、障害児(者)が在学する私立専修学校高等課程の設置者に対して助成する。</p> <p>私立専修学校障害児教育事業費補助</p> <p>[事業実施主体: 都]</p>	<p>対象校 専修学校高等課程 7校</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>生活文化 スポーツ 局</p>
<p>86 東京都教職員研修センターの機能の充実 特別支援教育に関する研究・研修を充実・強化することで、教職員の資質の向上を図る。</p> <p>[事業実施主体: 東京都教職員研修センター]</p>	<p>研究・研修の充実</p>	<p>①特別支援教育の課題に関する基礎的研究の実施と成果の普及を図る。 ②特別支援教育担当教員等の専門性の向上のための研修及び指定研修を実施する。 ③特別支援教育コーディネーターの養成・育成に関する研修を実施する。</p>	<p>教育庁</p>
<p>87 学校教育における実践研究等の推進 教員の資質向上を図り、教育内容、方法の開発・改善に努めるため、教員の自主的な研究活動を支援する。</p> <p>[事業実施主体: 都]</p>	<p>東京都教育委員会があらかじめ指定した研究団体等についての団体登録及び更新</p>	<p>研究団体の自主的な研究活動を奨励するとともに、東京都における特別支援教育の推進や課題解決のための必要な協議等を行う。 必要な要件を満たす研究内容については、東京都教職員研修センターの研修の一部として認定し、教員研修の場の拡充を図る。</p>	<p>教育庁</p>

(3) 特別支援学校における進路指導・職業教育の充実

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>88 特別支援学校の職業教育の充実 東京都特別支援教育推進計画に基づき、都立特別支援学校と民間活力とが連携した就労支援を展開する。 企業等と連携することにより、新たな職種・職域の拡大に向けた企業への雇用促進要請等に関する取組を開始する。 また、雇用促進や職場定着を目的としている国のジョブコーチ制度の実績と成果を踏まえて、学校版ジョブコーチ制度の導入についても検討していく。</p> <p>① 企業等アドバイザー事業 (平成17年度・18年度の2か年事業) (平成17年度・18年度の重点事業)</p> <p>② 就労サポーター事業 (平成18年度から実施) (平成18年度・19年度の重点事業)</p> <p>③ 企業向けセミナー (平成17年度から実施)</p> <p>④ 職業教育改善校の指定 (平成19年度の重点事業) 企業等アドバイザー事業における助言等を踏まえて、生徒の企業就労の促進に取り組む知的障害養護学校に対して、新しい作業学習の構築や類型(職業コース)の設置等に向けた取組を支援していく。</p> <p>[事業実施主体:都]</p>	<p>専門家を活用した職業教育の充実(企業等アドバイザーの導入)</p> <p>平成18年度実施規模 24校 (知的障害特別支援学校高等部設置校)</p> <p>平成18年度 5名(企業等で障害者雇用の経験のある者等)を委嘱</p>	<p>各知的障害特別支援学校等で行っている作業学習や職業教育に企業等の視点を取り入れ、アドバイスを受ける。</p> <p>企業等の障害者雇用状況等を把握し、現場実習先及び雇用先の開拓・確保や、職場定着支援を行う。</p> <p>障害者雇用が進まない企業等に対してプレゼンテーションやパネルディスカッションを行い、理解啓発を推し進める。</p> <p>平成19年度 8校(知的障害特別支援学校高等部設置校)</p>	<p>教育庁</p>

(4) 公立大学法人首都大学東京の整備・充実

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>89 入学試験受験条件の整備・充実 受験生の障害の状況に応じた機器等の整備や、相談体制の充実を進めるとともに、機器等の機能向上にあわせて更新を図っていく。 [事業実施主体:公立大学法人首都大学東京]</p>	<p>平成17年度 点字プリンター、パソコン等の購入</p>	<p>個別の事前相談を通じ、受験条件の充実を進める。</p>	<p>総務局</p>
<p>90 学修環境の充実 障害をもつ学生の学修支援を進める。相談体制や学修環境の充実を図り、障害の状況に応じて必要な施設・設備の改修、点字図書の充実、教材の点訳等を進める。 [事業実施主体:公立大学法人首都大学東京]</p>	<p>・教室固定機の改修工事 6教室 ・点字案内板の張替え 2箇所 ・簡易スロープの購入 1台 ・音訳用機器の購入 一式 ・点字図書蔵書数(南大沢) 3,776冊</p>	<p>障害をもつ学生ひとり一人の状況に配慮した学修支援を行う。</p>	<p>総務局</p>
<p>91 人的サービスの充実 障害をもつ学生に対する、学修や移動の補助を行うための介助者の配置を図るとともに、録音サービス・対面朗読等の人的サービスの充実を図る。 [事業実施主体:公立大学法人首都大学東京]</p>	<p>ボランティアによる録音サービス・対面朗読の実施</p>	<p>学内及び学外ボランティアとの連携を進める。</p>	<p>総務局</p>

取組2 学習・文化・スポーツ・交流活動の推進

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>92 都立図書館サービス事業の充実 都立図書館における対面朗読サービス、視覚障害者用資料の作成・提供サービス等の向上を図り、視覚障害者の利便に供する。</p> <p>(所蔵資料) 録音テープ 6,326点 デイジー図書 605点 点訳資料 887点 点字雑誌 17種 録音雑誌 25種</p> <p>[事業実施主体:都]</p>	<p>(都立中央・多摩図書館の実績)</p> <p>・利用状況 登録利用者 340名 対面朗読利用人数 622名</p> <p>・研修 朗読者講習会 4回 障害者サービス研修会 1回</p>	<p>各種サービスの充実を図る。サービス向上のための職員研修を実施する。</p>	<p>教育庁</p>
<p>93 東京都特別支援学校統合文化祭の実施 特別支援学校の児童・生徒の文化・芸術的な能力を伸ばし、日頃の文化・芸術活動の振興を図る。 あわせて、都民への理解・啓発の場とする。</p> <p><実施時期11月から1月></p> <p>[事業実施主体:都、特別支援学校文化連盟]</p>	<p>(8部門) ①造形・美術 ②音楽 ③写真・印刷・パソコンアート ④職業・作業学習 ⑤演劇・放送 ⑥囲碁・将棋・オセロ ⑦手芸・家庭 ⑧書道</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>教育庁</p>
<p>94 社会教育施設(ユース・プラザ)における交流事業 青少年社会教育施設「ユース・プラザ」において、スポーツを通じて障害者の心身の維持向上を図るとともに、生涯スポーツとしての楽しさを理解してもらおう。 また、ボランティア等が障害者とともにスポーツをすることにより、障害者スポーツに対する理解を深める。</p> <p>[事業実施主体:民間PFI事業者及び都]</p>	<p>東京スポーツ文化館 (区部ユース・プラザ) ○障害者とともに学ぶスイミング 【参加者数】 ①障害者公開水泳指導 障害者 延べ528名 介助者 延べ412名 ②ボランティア講座 ボランティア 22名</p>	<p>障害者へ生涯スポーツの機会を提供するとともに、障害者スポーツに対するボランティア等の理解を促進する。</p>	<p>教育庁</p>

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>95 駒沢オリンピック公園総合運動場の整備 老朽化の著しい駒沢オリンピック公園総合運動場の該当施設について、障害者に配慮した改修・改築を行う。</p> <p>[事業実施主体:都]</p>	<p>平成18年度 新規事業</p>	<p>平成20年度までを工期として、陸上競技場の大規模改修を実施する際に、スタンドに車椅子席、スロープ及び身障者用便所を設置するとともに、可能な限り段差の解消を図る。</p> <p>また、平成19年度までを工期とする硬式野球場管理棟の改築工事を実施する際に、スタンドに車椅子席、身障者用便所及びスロープを設置するとともに、スタンドにエレベータを設置する。</p>	<p>生活文化 スポーツ 局</p>
<p>96 障害者スポーツ・文化芸術活動の推進 障害者がスポーツや文化芸術への参加を通じて、自らの体力の維持増進及び社会参加と相互交流を促進するとともに都民の障害者に対する理解の増進を図り、もって障害者の自立の促進に寄与することを目的に各種事業を実施する。</p> <p>【障害者スポーツの振興】 ① 東京都障害者スポーツ大会の開催 ② 全国障害者スポーツ大会への東京都選手の派遣 ③ 東京マラソンにおける障害者の応援等への参加促進事業</p> <p>【文化芸術活動推進】 ① 障害者美術展の開催 ② ふれあいコンサートの実施</p> <p>[事業実施主体:都]</p>		<p>継続して実施する。</p>	<p>福祉 保健局</p>

Ⅲ 当たり前前に働ける社会の実現

取組1 働く意欲や力量を高める支援の充実・強化

(1) 職業能力開発施設の機能の充実

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
97 東京障害者職業能力開発校の充実 職業能力開発センターで訓練を受けることが困難な身体障害者と知的障害者の職業訓練を実施する。 [事業実施主体：都]	求職者訓練 年間定員255名 在職者訓練 年間定員 30名	訓練科目の見直し、新規科目の開発など、訓練内容等の充実を図る。	産 業 労 働 局
98 心身障害者職能開発センターにおける障害者就業推進事業 一般就労が可能な軽・中度の知的障害者と、重複障害者及び重度身体障害者を対象として随時入所・随時修了制による個別訓練方式で職業訓練を実施する。 また、訓練から就業に結び付けるコーディネート機能を担う機関として充実・強化を図り、企業合同説明会や就業相談会、普及啓発セミナー等の開催や、職場体験実習のあっせんなど総合コーディネート事業を実施する。 [事業実施主体：(財)東京しごと財団]	訓練科目 長期コース 定員 51名 短期コース 定員 9名 合 計 定員 60名	訓練から就業に結び付けるコーディネート機能を担う機関として、一般就労に向けた相談・支援の充実・強化を図る。	産 業 労 働 局
99 障害者職業訓練の地域展開 身近な地域での受講機会の拡大を図るため、一般の職業能力開発センターにおいて障害者を対象とした訓練科目を実施する。		一般の職業能力開発センターにおいて障害者を対象とした訓練科目を設定する。	産 業 労 働 局

(2) 多様な職業訓練・職場実習の機会の提供

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>100 障害者委託訓練コースの拡充 (障害者の態様に応じた多様な委託訓練)</p> <p>雇用・就業を希望する障害者の増大に対応し、多様な委託先を活用した委託訓練を実施し、身近な地域での障害者の職業訓練機会の拡充を図り、障害者の雇用促進に資する。</p> <p>① 知識・技能習得コース 民間教育機関を活用し、知識・技能習得を目的として職業能力の開発・向上を図る3か月以内の訓練</p> <p>② 実践能力習得訓練コース 企業等の現場を活用し、職業実習による実践的な職業能力の開発・向上を図る3か月以内の訓練</p> <p>③ e-ラーニングコース IT技術を活用した遠隔地教育により、IT技術の習得を図る4か月以内の訓練</p> <p>[事業実施主体: 都、(財)東京しごと財団]</p>	<p>①知識・技能習得コース 250名 ②実践能力習得訓練コース 350名 ③e-ラーニングコース 30名</p>	<p>雇用就業を希望する障害者の増大に対応し、事業の充実を図るとともに、就職者数の増加に努める。</p>	<p>産業労働局</p>
<p>101 施設外授産・企業内通所授産事業の拡充</p> <p>授産施設等及び小規模作業所等に通所する者が、作業を発注する企業等の事業所で授産活動を行うことにより、一般就労を希望する障害者(身体・知的・精神)が働く意欲を高め、一般就労に向けた準備を進める機会を提供し、福祉施設等における就労から一般就労への移行の促進を図る。</p> <p>授産指導員を配置し、発注内容の確認等企業との連絡・調整、受注作業工程の管理、通所者への就労支援・評価などを行う。</p> <p>[事業実施主体: 都、区市町村]</p>	<p>6か所</p>	<p>「地域生活支援・就労促進3か年プラン」の推進(平成18年度～平成20年度)施設外授産・企業内通所授産事業を33か所で実施する。</p> <p>平成23年度までに、すべての区市町村での実施を目指す。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>102 精神障害者社会適応訓練事業の実施</p> <p>精神障害者の回復途上者で就労が困難なものに対し、障害を軽減させ職場適応を促すため、実際の職場において生活指導及び社会適応訓練を行う。</p> <p>[事業実施主体: 都]</p>	<p>平成17年度訓練延日数 10,447日</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>103 都庁内での職場実習の機会の提供</p> <p>一般就労を希望する障害者の就職準備の一環として、都庁内の職場での事務系職種の体験実習の機会を提供する。</p> <p>[事業実施主体: 都]</p>	<p>平成17年度実績 実習生2人 実習延日数 10日 平成18年度実績 実習生20人 実習延日数 100日</p>	<p>機会の拡大を図る。</p>	<p>産業労働局 福祉保健局 教育庁</p>

取組2 一般就労の機会を拡大する仕組みづくり

(1) 多様な雇用・就労の場の確保

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>104 障害者の就業促進に関する意識啓発等</p> <p>障害者の雇用や就業の促進を図るため、商工団体、企業、福祉部門、教育部門、国、区市町村等と意見交換を行うとともに、障害者雇用の普及啓発を目的としたセミナーや企業見学会を開催する。</p> <p>また、障害者雇用に関する支援制度や地域の関係機関を横断的に紹介するわかりやすい啓発用ハンドブックを作成し、ハローワーク、区市町村などを通じて事業主等に配布する。</p> <p>[事業実施主体: 都]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東京労働局、福祉保健局、地域就労支援機関との連絡会議開催 ・障害者多数就労現場の見学 ・精神障害者就労セミナー開催 ・障害者雇用促進啓発用冊子「障害者雇用促進ハンドブック」を作成 <p>10,000部</p>	<p>事業主等の障害者雇用への理解と意識の向上を図り、障害者雇用の推進及び雇用の安定を図る。</p>	産業労働局
<p>105 障害者職域開拓支援事業の推進</p> <p>新分野進出等(創業又は異業種進出)により障害者を新たに雇用しようとする企業等の提案からモデル事業を選定し、支援を行う(モデル事業への助成は平成20年度まで)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 都内事業所で障害者を新たに5名(中小企業は3名)以上雇用しようとする事業/年間6事業程度認定 ・助成 事業開始に必要な経費の2分の1(上限300万円) 必要により専門家派遣による経営支援を行う。 ・普及啓発用リーフレット作成 <p>[事業実施主体: 都]</p>	<p>平成18年度 新規事業</p>	<p>モデル事業を積極的に周知・啓発し、同様の事業に取り組む企業を誘発することにより、障害者の職域と就業機会の拡大を図る。</p>	産業労働局
<p>106 第三セクター方式による重度障害者雇用モデル企業の育成</p> <p>都が出資する第三セクター企業を育成指導するとともに、一般企業に広く特例子会社制度や障害者多数雇用の取組が普及するよう、第三セクター企業における雇用事例、業務内容などを紹介する広報用パンフレットを作成し、周知・啓発を図る。</p> <p>[事業実施主体: 都]</p>	<p>既設企業の育成・指導 広報用パンフレットの作成・配布</p>	<p>モデル企業の周知・啓発を図り、特例子会社制度の普及や障害者雇用の拡大を図る。</p>	産業労働局
<p>107 障害者が働く駅構内店舗の設置</p> <p>障害者の自立と雇用を支援するため、関係団体等と調整を進め、障害者が働く店舗を駅構内に設置する。</p> <p>(都営地下鉄駅構内のスペースを、障害者が働く店舗を出店する者に貸し付ける。)</p> <p>[事業実施主体: 都]</p>	<p>平成19年度 新規事業</p>	<p>平成19年度から平成21年度までの3か年で、3店舗の設置を目指す。</p>	交通局

(2) 都における障害者雇用の促進

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
108 障害者雇用率3%の確保 障害者とその適性と能力に応じて公務に就く機会を保障するとともに、企業等に対する指導的役割を果たすため、障害者を対象とする採用選考を実施するなど、3%の雇用率を達成するよう計画的な雇用の促進に努める。 [事業実施主体：都]	<平成18年 6月1日現在> 身体障害者雇用率 (都全体) 2.25% (知事部局) 3.19%	都全体として雇用率3%を達成できるよう努める。	総務局

(3) 自営業・在宅就労の支援

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
109 重度身体障害者パソコン講習事業 在宅の重度身体障害者を対象にインターネット等を利用して在宅のままプログラミングの技術を習得させることにより、パソコンを利用したコミュニケーションや在宅就労の機会を提供するなど、在宅の重度身体障害者の社会参加の促進を図る。 [事業実施主体：社会福祉法人]	受講者数 10人 (5人×2年間)	継続して実施する。	福祉保健局

取組3 安心して働き続けるための支援体制の整備

(1) 就労面と生活面の一体的支援の提供

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>110 区市町村障害者就労支援事業の拡充 障害者の一般就労の機会を広げるとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供する就労支援機関を設置する。</p> <p>(対象) 一般就労を希望する、在宅の障害者(児)、福祉施設等で就労している障害者(児)及び一般企業・事業所等で就労している障害者(児)など</p> <p>(事業運営の強化) 平成19年度:「地域開拓促進コーディネーター」の配置(就労移行に関する施設経営者・職員、利用者、親などへの積極的な働きかけ、企業開拓・企業支援など)</p> <p>[事業実施主体: 区市町村]</p>	<p>28区市</p> <p>平成18年度 32区市で実施</p>	<p>「地域生活支援・就労促進3か年プラン」の推進</p> <p>(平成18年度～平成20年度) すべての区市(49か所)で就労支援事業を実施する。</p> <p>平成23年度までに、すべての区市町村での実施を目指す。</p> <p>平成19年度新規事業 地域開拓促進コーディネーターを、平成23年度までに、毎年おおむね10か所ずつ配置する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>111 障害者就業・生活支援センターの設置促進等 障害者雇用促進法に基づき、障害者の職業生活における自立を図るため、福祉部門と雇用部門の連携により、生活面の支援と就業面の支援を一体的・継続的に行う「障害者就業・生活支援センター」を設置し、運営を支援している。</p> <p>あわせて、自ら職業訓練施設を持つ「障害者雇用支援センター」の育成・支援を図る。</p> <p>[事業実施主体: 都]</p>	<p>平成18年度の状況 障害者就業・生活支援センター 3所指定</p> <p>障害者雇用支援センター 1所指定</p>	<p>引き続き、「障害者就業・生活支援センター」の設置促進を図っていく。</p> <p>平成23年度までに6か所の設置を目指す。</p>	<p>産業労働局</p> <p>福祉保健局</p>

取組4 福祉施設における就労支援の取組の強化

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>(52) 通所施設の整備 特別支援学校等の卒業生、離職者及び入所施設等から地域生活へ移行する者の利用希望に応えるため、多様な日中活動の場を確保する。 今後は、「障害者地域生活支援・就労促進3か年プラン」に基づき、障害者自立支援法に定める生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援など新たな事業体系に基づく通所施設の整備を促進する。</p> <p>[事業実施主体：社会福祉法人等]</p>		<p>「地域生活支援・就労促進3か年プラン」の推進</p> <p>平成18年度～平成20年度 1,690人分確保する。</p>	福祉保健局
<p>112 作業所等経営ネットワーク支援事業 (障害者施策推進区市町村包括補助事業)</p> <p>授産施設や作業所等の利用者の工賃アップや就労意欲の向上を図ることを目的として、区市町村が地域の複数の作業所等によるネットワークを構築して、受注先開拓、共同受注、共同商品開発、製品の販路拡大等の活動に取り組む場合に補助を行う。</p> <p>[事業実施主体：区市町村]</p>	平成19年度 新規事業	作業等の利用者の工賃アップと就労意欲の向上を図る。	福祉保健局
<p>(54) 小規模作業所への支援の充実強化事業 (障害者施策推進区市町村包括補助事業)</p> <p>小規模作業所等が新たな事業体系へ円滑に移行できるよう、障害者自立支援法の趣旨に対応した事業構築、事業計画(工賃アップの課題を含む。)の作成など、新体系の下での経営のノウハウ等を中心に研修事業を実施する。</p> <p>[事業実施主体：区市町村]</p>	平成18年度 新規事業	新たな事業体系への移行を促進する。	福祉保健局
<p>113 就労継続支援事業への移行に伴う設備整備の助成</p> <p>① 設備投資の助成 施設経営の安定と工賃・賃金のアップを図るため、生産性の向上に資する機械設備等の整備を行う場合に、設置者(社会福祉法人等)負担の1/2を特別助成する。</p> <p>② 法内化に伴う施設・設備整備費の特別助成(54) 小規模作業所等が法内化した上で生産性向上のための設備整備を行う場合に、設置者(社会福祉法人等)負担の1/2を特別助成する。</p> <p>[事業実施主体：社会福祉法人等]</p>	平成18年度 新規事業	<p>「地域生活支援・就労促進3か年プラン」の推進</p> <p>18年度～20年度 ① 設備投資の助成 6か所</p> <p>② 法内化に伴う施設・設備整備費の特別助成 45か所</p>	福祉保健局

IV バリアフリー社会の実現

取組1 福祉のまちづくりの推進

(1) 福祉のまちづくりの総合的推進

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
114 市街地再開発事業等における福祉のまちづくりの推進 商工農住が混在している地域、あるいは木造家屋が密集している木造住宅密集地域などの環境が悪化している既成市街地において、市街地再開発事業、土地区画整理事業や沿道一体整備事業の推進にあわせて、道路・公園・広場などの公共施設のバリアフリー化を進め、福祉のまちづくりを促進する。	【市街地再開発事業】 ①指導助成団体組合等施行 19地区 公共施行 8地区 ②都施行 10地区 【土地区画整理事業】 ①指導助成団体組合等施行 30地区 公共施行 1地区 都市機構施行 7地区 ②都施行 5地区 【沿道一体整備事業】 2地区 ※平成17年度末 施行中地区	引き続き、事業の推進を図る。	都市整備局
115 ユニバーサルデザイン整備促進事業 ① ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業 集客施設の周辺を中心とした区域でユニバーサルデザインの観点から総合的な整備を行うことにより、福祉のまちづくりの推進を図る。 ② とうきょうトイレ整備事業 だれもが社会参加できるまちづくりの核となるトイレの整備促進を図る。 [事業実施主体:区市町村]	平成19年度 新規事業	順次、実施する。	福祉保健局

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>116 バリアフリー法に基づく認定 バリアフリー法に規定する誘導的基準を満たす建築物の建築主は所管行政庁の認定を受けることができる。その際、建築主の負担を軽くするため、次のような特典を受けられる。</p> <p>① 容積率の特例 ② 低利融資 ③ 税制上の特例措置 ④ バリアフリー環境整備促進事業 バリアフリー法に基づく認定を受けた民間建築物の移動システム(スロープ、エレベーター等)等の整備費の一部を補助する。</p> <p>*バリアフリー法:「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年12月20日施行)</p> <p>[事業実施主体:国、都、区市(所管行政庁)]</p>	<p>認定実績(累計) 235件</p> <p>移動システム等整備事業 5地区</p>	<p>バリアフリー法の普及・啓発をはかる。</p>	都 市 整備局
<p>117 既存建築物改善事例集の活用 建築物の所有者、設計者等に改善事例等を紹介することで、既存建築物の改善を促進する。</p> <p>[事業実施主体:都]</p>	<p>平成9年度 「福祉のまちづくり条例による建築物整備基準と既存建築物改善事例」作成</p> <p>平成16年度 「身近なバリアフリーハンドブック～できることから始める既存や小規模な建築物の改善とサポート～」作成</p>	<p>事例集、ハンドブックの活用により改善の促進を図る。</p>	都 市 整備局

(2) 住宅の整備

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>118 民間住宅におけるバリアフリー化の普及 都、区市町村、諸団体、事業者等、住宅のバリアフリーに関わる関係者が協力し、「だれもが安心して暮らせる居住の実現をめざして、バリアフリー住宅の整備及び普及の促進を図ること」を目的に東京都住宅バリアフリー推進協議会を設立。 バリアフリーに関する技術や住まい方、高齢というライフステージの変化に伴う諸課題等について、様々な分野から意見を出しあい、情報交換を行うとともに、展示会やセミナー、相談の実施、会報の発行などにより、民間住宅のバリアフリー化の普及を促進。</p> <p>[事業実施主体:都]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会報の発行 ・一般都民等向け講演会、セミナー ・会員を対象としたコミュニティハウス等の見学会 ・会員を対象とした住宅事例研究会等 ・住宅改修給付事業区市町村別概要一覧作成 ・住宅バリアフリー相談 ・相談員養成講座、相談員スキルアップセミナー ・他団体イベントへの出展、相談員の派遣等 	<p>民間住宅におけるバリアフリー化の普及促進</p> <p>数値目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率 一定のバリアフリー化率 31%⇒75% 高度なバリアフリー化率 8%⇒25% <p>[東京都住宅マスタープラン 2006-2015:2007年3月策定]</p>	都 市 整備局

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>119 既設都営住宅のバリアフリー化（エレベーター設置事業）の推進 都営住宅等の公共住宅の供給にあたっては、良質な住宅供給を推進する観点からすべてのバリアフリー化を行う。 既設都営住宅についても、エレベーターやスロープの設置などのバリアフリー化を進める。 〔事業実施主体:都〕</p>	<p>968基</p>	<p>既設都営住宅において、エレベーター(スロープも含む)の設置を進める。 平成18年度～20年度 195基 平成23年度末 1,360基</p>	<p>都 市 整備局</p>
<p>120 既設都営住宅のスーパーリフォーム 都営住宅(約26万戸)の40%を占める昭和40年代に建設した住宅の建替えには相当の期間と経費を要するため、従来からの建替え事業を着実に進めていくほか、既存ストックを有効に活用していくため、昭和40年代の中規模(100～300戸)団地を対象に、躯体部分を残し、内装・設備を新築とほぼ同水準の住宅に更新するスーパーリフォーム事業を実施している。これにより、室内のバリアフリー化等による高齢者対応、建設廃棄物の軽減による環境配慮、躯体を耐用年数限度まで使用する資源の有効活用を図る。 【事業内容】 ①高齢化に対応した住戸内の間取りの変更・設備の更新 ②床の段差解消による室内のバリアフリー化及び手すりの設置 ③浴室、台所等の設備水準の向上 ④スロープ、エレベータの設置による高齢化の対応 〔事業実施主体:都〕</p>	<p>平成10年度 1,080戸 平成11年度 1,473戸 平成12年度 1,689戸 平成13年度 1,713戸 平成14年度 1,804戸 平成15年度 1,925戸 平成16年度 1,926戸 平成17年度 1,886戸 計 13,496戸 実施</p>	<p>各年度1,900戸の実施</p>	<p>都 市 整備局</p>
<p>121 都営住宅団地の建替えに伴う地域開発整備 都営住宅の建設時に良好な市街地の形成と生活環境及び福祉の向上に寄与することを目的として、公共・公益的施設を「東京都が行う公共住宅建設に関する地域開発要綱」に基づき地元自治体の基本構想等に整合させながら整備する。 〔事業実施主体:区市町村等〕</p>	<p>【改正要綱に基づく実績】 グループホーム整備に伴う用地の無償貸付 国領八丁目アパート (H15.4.30貸付開始) 高井戸西一丁目 (H15.6.18貸付開始)</p>	<p>地元自治体の要望等に基づき着実に推進する。</p>	<p>都 市 整備局</p>

(3) 道路の整備

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
122 安全で快適な歩道の整備・特定経路のバリアフリー化 ① 安全で快適な歩道の整備 歩行者等を交通事故から守り安全な歩行空間を確保するため、歩道の未整備区間及び狭い幅員(2.0m未満)の歩道について、歩行者だけでなく自転車や車椅子の利用者も含め、誰もが安心して通行できる広い幅員(2.0m以上)の歩道を整備する。	平成17年度整備延長 8.1km 平成17年度末現在整備対象延長 約1,880km 幅員2m以上の歩道 約1,100km	継続して整備を推進する。	建設局
② 特定経路のバリアフリー化 市町村が作成する基本構想に基づき、特定経路(都道)の歩道のバリアフリー化を行う。 歩道のバリアフリー化とは、歩道の縦横断勾配や歩車道境界段差の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置である。 [事業実施主体:都]	39km		
123 横断歩道橋の整備 階段式の既設歩道橋をスロープ化し、バリアフリー化を図る。 [事業実施主体:都]	構築 3橋 改良 2橋	継続して事業を推進する。	建設局
124 高齢者・障害者ドライバーに配慮した道路整備 高齢者、障害者等が安全で快適に広域的な移動が行える都市計画道路を中心とした、体系的な道路ネットワークの形成を図る。 [事業実施主体:都]	都市計画道路整備状況 区部: 1,040km 多摩: 740km 都市整備局 (H17年度見込みデータ)	区部環状方向、多摩南北の幹線道路をはじめ、渋滞の緩和や広域幹線道路とのアクセス性を高める等、効果的なネットワークを形成する放射、東西方向の幹線道路の整備を重点的に推進する。	建設局
125 無電柱化の推進 歩行者等の安全性や災害時の救助活動の円滑化を確保するとともに、親しみのある都市景観の創造を図る。	565km	継続して整備を推進する。	建設局
126 視覚障害者誘導用ブロック等の設置 視覚障害者が安全かつ円滑に歩行できるようにするため、視覚障害者を誘導し、かつ段差や障害物を認識・回避できるよう、視覚障害者を誘導するためのブロックを設置する。	299箇所	視覚障害者の歩行が多い道路や公共交通機関と視覚障害者の利用が多い施設等を結ぶ道路について、安全かつ円滑に歩行できるよう視覚障害者誘導用ブロックの整備を推進する。	建設局

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>127 路上放置物等の是正指導、広報 【建設局】 安全で快適な通行を確保するため、日常のパトロールにおいて、歩道上の置き看板や、商品置き場など道路の不適正使用を発見した場合は、その場で是正指導を行う。 また、リーフレット等により都民に対して普及啓発に努めていく。</p> <p>【警視庁】 安全で快適な通行を確保するため、広告宣伝等を目的とした看板を道路上に設置しているもの、及び歩道を自転車、商品等の置き場としているものなどに対し、点検、是正、指導を行う。 また、官民合同パトロールや各種広報活動等の機会を通じ、都民の理解と協力を求めていく。</p>	<p>・ 日常パトロールにおいて、歩道上の置き看板や、商品置き場など道路の不適正使用を発見した場合は、その場で是正指導を実施。 ・ 8月10日に実施された「道の日」イベント等において、パネル等を作成し都民に対して普及啓発を実施。</p> <p>3月を「道路交通環境整備強化推進期間」として設定したほか、年間を通じて全署において広報活動、官民一体となった合同パトロール等を行い、指導警告等を実施した。</p>	<p>・ 是正指導の強化 ・ 効果的な広報の実施</p> <p>継続して実施する。</p>	建設局 警視庁
<p>128 視覚障害者用信号機等の設置・改善 視覚障害者等が、横断歩道を安全に渡るため、擬音(鳥の鳴き声)によって青信号であることを知らしめる視覚障害者用信号機の整備及び押しボタンを押すのが困難な障害者が、携行小型発信器により電波を発し、青色表示時間を延長し安全な横断ができる高齢者等感応式信号機の整備を推進する。</p>	<p>整備箇所数 205箇所 <内訳> ・ 視覚障害者用信号機 160箇所 ・ 高齢者等感応式信号機 45箇所</p>	<p>継続して実施する。</p>	警視庁
<p>129 道路標識の整備 見やすく、分かりやすい道路標識を整備するため、道路交通環境に応じた道路標識の大型化、超高輝度化等を図る。</p>	<p>整備数 1,911本 <内訳> ・ 新設・更新数(標識柱・標識板の新設・更新) 1,351本 ・ 修繕数(標識板のみ交換) 560本</p>	<p>継続して実施する。</p>	警視庁

(4) 公園、河川等の整備

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
130 海上公園における障害者向け配慮 海上公園に車椅子使用者、高齢者、妊婦など誰もが円滑に利用することができるよう、公園便所における既設和式便器の洋式化を図る。また、新設時も「だれでもトイレ」等を備えた整備を図る。 [事業実施主体:都]	だれでもトイレ設置状況 20公園/40公園 41棟/70棟	既設公園の改良及び新規公園の整備については、「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき整備・拡充を図る。	港湾局
131 スーパー堤防等の整備 ① スーパー堤防等の整備 堤防や護岸をスーパー堤防や緩傾斜型護岸に改築することにより、大地震に対する安全性を向上させるとともに、うるおいのある水辺空間の再生を図る。 ② テラスの整備 隅田川の親水テラスでは、連続化による行き止まり区間の解消や、バリアフリー化によるスロープや案内板の設置などを推進し、安全快適な空間を確保する。 [事業実施主体:都]	① スーパー堤防等の整備 (隅田川ほか4河川) 13.4km ② テラス整備 (うち開放区間) (隅田川) 39.9km (22.9km)	継続して整備を推進する。	建設局
132 うるおいのある川辺の整備 ① いこいの水辺の整備 河川管理通路や水際の遊歩道・散策路の整備や、旧河川敷や事業残地を利用したスポット広場の整備(緑化、休憩施設の設置、緩傾斜護岸化)を行う。 ② ふれあいの溪流の整備 秋川などにおいて、遊歩道を整備する。 [事業実施主体:都]	① いこいの水辺の整備 (呑川など) 72.9km ② ふれあいの溪流の整備 (秋川など) 5.3km	継続して整備を推進する。	建設局

(5) 公共交通機関の整備

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
133 都営交通機関(地下鉄・バス)の施設・設備の整備 【都営地下鉄】 ① 平成22年度までに、ホームから地上までエレベーター等を利用して移動できるルート ^① を、少なくとも各駅で1ルート確保する。 ② 車いすを利用している方や乳幼児連れ、オストメイトの方にも利用できる「だれでもトイレ」を整備する。 【都営バス】 ③ 今後購入するバスは、すべてノンステップバスとする。 [事業実施主体:都]	① 70駅/106駅 中整備済み ② 101駅/106駅 中整備済み ③ 854両/乗合 1482両中導入	すべての人が円滑に鉄道駅施設を利用できるように、都営地下鉄駅のバリアフリー化を推進し、安心して外出できる環境の整備を目的とする。 平成22年度末までに、すべての駅でエレベーター等による1ルート ^① を確保する。 すべての人が円滑にバス車両に乗降できるように、今後購入するバス(観光バス除く)は、すべてノンステップバスとし、安心して外出できる環境の整備を目的とする。 平成24年度には、すべてのバスをノンステップバスとする。	交通局

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>134 駅施設の垂直移動対策等の促進 障害者や高齢者が、安全かつ快適に駅施設が利用できるようにエレベーター等の整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多摩都市モノレール ・日暮里・舎人ライナー ・臨海新交通(ゆりかもめ) ・臨海高速鉄道 ・つくばエクスプレス <p>[事業実施主体:都] ◇ 連続立体交差事業における駅施設のエレベーター等の整備 市街地において道路と交差している鉄道を、一定区間連続して高架化又は地下化することで立体化を図り、多数の踏切の除去や新設交差道路との立体交差化を行う際に、エレベーター等の整備を行う。</p> <p>[事業実施主体:都]</p>	<p>全駅設置済み 立川北～上北台間:平成10年11月開業 立川北～多摩センター間:平成12年1月開業</p> <p>整備中</p> <p>全駅設置済み 新橋～有明間:平成7年11月開業 有明～豊洲間:平成18年3月開業</p> <p>全駅設置済み 平成14年12月全線開業</p> <p>全駅設置済み 平成17年8月開業</p> <p>7路線9か所</p>	<p>平成19年度開業予定</p> <p>継続して実施する。</p>	<p>都市整備局</p> <p>建設局</p>
<p>135 鉄道駅エレベーター等整備事業 高齢者や障害者を含む全ての都民が、円滑に社会参加できる環境を創出するため、既存の鉄道駅に車いす対応エレベーター等を整備する鉄道事業者に対して補助を行う区市町村の取組を支援する。</p> <p>[事業実施主体:区市町村]</p>	<p>146駅 (補助実績の合計)</p>	<p>平成22年度までにエレベーターを必要とする全ての駅を整備</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>136 だれにも乗り降りしやすいバス整備事業 公共性が高く、重要な移動手段である民営路線バスについて、高齢者をはじめ、だれにも乗り降りしやすいノンステップバス購入経費の一部を補助することにより、ノンステップバスの導入促進を図る。</p> <p>[事業実施主体:都]</p>	<p>1846両 (補助実績の合計)</p>	<p>平成22年度までに購入される都内民営路線バスのうち、ノンステップ整備が必要なすべての車両。</p>	<p>福祉保健局</p>

取組2 情報面のバリアフリー

(1) 情報提供体制の整備

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
137 視聴覚障害者向け都政情報の提供 視覚障害者のために、点字版・テープ版広報紙を作成し、配布する。また、聴覚障害者のための文字放送により、都政情報を提供する。 [事業実施主体:都]	<広報東京都(点字版・テープ版)の作成> ・点字版 年12回 1回1,900部 ・テープ版 年12回 1回2,300組 <文字放送> ・3番組 21画面	継続して実施する。	生活文化スポーツ局
138 「消費生活情報」の提供 視覚障害者等、身体のハンディキャップにより消費生活情報を得にくい消費者に向けて、録音テープや字幕入りビデオ等により情報を提供する。 [事業実施主体:東京都消費生活総合センター]	17年度実績 <「東京くらしねっど」録音テープ版の作成> ・作成数 1,350本×6回 <字幕入り消費者教育ビデオの制作> ・年2種類を制作 <障害者向け出前講座の実施> ・実施回数 10回	継続して実施する。	生活文化スポーツ局
139 「手話交番」の表示板の設置 一見して、手話のできる警察官が勤務していることがわかるように、「手話交番」の表示板を掲示する。 【警視庁職員に対する手話研修】 警察署の窓口、交番、運転免許試験場等に勤務する警視庁職員を対象として、手話技能を修得させることを目的として、初級、中級、上級と段階的に実施する。 [事業実施主体:都]	平成19年1月1日から8か所で運用 2期実施42名参加(28名、14名参加・半日講習を15回)	「手話委託研修」へ警察官を派遣し、多くの手話技能取得者を養成し、「手話交番」の拡充を図る。 継続して実施する。	警視庁

取組3 制度面のバリアフリー

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>140 東京都職員採用試験制度 身体障害者とその適性と能力に応じて公務に就く機会を保障するため、採用試験実施面での配慮を行うとともに、身体障害者を対象とする採用選考を実施する。</p> <p>① 身体障害者選考の実施 引き続き、身体障害者を対象とする選考を実施する。</p> <p>② 採用試験方法への配慮 点字試験：Ⅰ類福祉Cで実施 （昭和48年度から） Ⅰ・Ⅱ類事務で実施 （平成4年度から） 拡大文字試験：全職種で実施 （平成5年度から） ワープロ試験：事務で実施 （平成6年度から）</p> <p>※平成19年度から、Ⅱ類事務の採用試験は廃止。また上記Ⅰ類はⅠ類Bとなった。</p>	<p>平成17年度 8名採用</p> <p>平成18年度 9名採用</p>	<p>引き続き、障害者に対して必要な配慮を行う。</p>	<p>人事委員会 事務局 総務局</p>
<p>141 公職選挙実施に伴う障害者への配慮 選挙の実施に際して、公職選挙法令に基づくもの以外に都独自の施策として、法令に抵触しない範囲で必要な配慮を行う。</p> <p>《法令に基づく施策》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点字による投票（公職選挙法47条） ・代理投票（同法48条） ・指定施設での不在者投票（同法施行令55条） ・政令で定める者の郵便等投票（同法施行令59条の2） ・上記郵便等投票の対象者で、代理記載による投票（同法施行令59条の3の2） 	<ol style="list-style-type: none"> 1 点字ジャーナル号外の購入・配布 2 投票所入場整理券に点字シール貼付 3 投票のための点字器の配置 4 記載台の改善 5 案内表示の拡大 6 受付に手話のできる職員を配置 7 車いす・つえの配置 8 投票所で段差のある所に仮設のスロープを設置 	<p>引き続き、障害者に対し、必要な配慮を行う。</p>	<p>選挙管理委員会</p>

取組4 心のバリアフリー

(1) 障害理解のための啓発・教育の推進

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
142 ふれあいフェスティバルの開催 「障害者週間」を記念して、障害者問題について都民の理解と認識をさらに深めるため障害のある人となない人とが同じ体験を通じてふれあう場を設け、障害者の福祉増進を図る。 [事業実施主体:民間団体]	東京都庁第一本庁舎 5階大会議場 定員500人	継続して実施する。	福祉保健局
143 精神保健知識の普及・啓発 精神保健に関する理解を深め、家族会等の民間団体に委託して知識の普及・啓発を図る。 [事業実施主体:都]	東京都精神保健福祉民間団体協議会委託: 刊行物:年1回 講演会:年2回 相談指導: 年1500回 地域巡回相談: 74地域 精神保健福祉協議会委託 刊行物:年2回 講演会:年1回	効果的な普及・啓発の推進に努める。	福祉保健局
144 福祉教育の充実 各区市町村における福祉教育推進に関する協議を行うとともに、小・中学校及び高等学校における「総合的な学習の時間」における福祉に関する指導の充実を図る。 [事業実施主体:都、区市町村]	福祉教育推進委員会を設置し、区市町村における福祉教育の推進について協議を行った。 各学校の「総合的な学習の時間」における福祉教育の推進については、一定の成果をみたことにより、福祉教育推進委員会は17年度末をもって、終了とした。	福祉教育の推進について、必要に応じ指導主事等連絡協議会、教育課程編成状況に関する説明会等において、区市町村教育委員会への情報提供を行う。 平成19年度から都立高等学校に導入される必修教科「奉仕」との関連性を図り、小・中学校及び高等学校における段階に応じた福祉に関する学習内容の充実を図る。	教育庁

(2) 広報活動の充実

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>145 広報活動の充実 障害者及び障害者問題に関する都民の理解と認識を深めるため、障害者週間などの機会をとらえ東京都提供によるテレビ・ラジオの放送番組、文字放送、広報紙、ホームページ、携帯サイトなどを積極的に活用して普及・啓発活動を展開する。</p> <p>[事業実施主体:都]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広報東京都の発行 毎月1回 455万部発行 ・都提供定時ラジオ番組 都民ニュースほか2番組 ・都提供定時テレビ番組 東京サイトほか5番組 ・文字放送 3番組21画面 ・都庁総合ホームページ トップページアクセス件数 約797万件 	<p>各種広報媒体により効果的な広報活動を展開する。都民とともに考え、行動することを呼びかけていく広報の充実に努める。</p>	<p>生活文化スポーツ局</p>

(3) 障害者に関する調査・研究、広聴

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>146 障害者に関する調査の実施 福祉保健局において、おおむね5年おきに、障害者(身体障害者、知的障害者、精神障害者)の生活実態調査を実施している。</p> <p>そのほか、障害者施策の充実に資する調査を、適宜、実施する。</p> <p>[事業実施主体:都]</p>	<p>平成10年度及び平成15年度東京都社会福祉基礎調査</p> <p>平成17年度「精神保健福祉ニーズ調査」</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>147 首都大学東京社会福祉学の研究・教育 首都大学東京都市教養学部人文・社会系社会学コース社会福祉学分野及び大学院人文科学研究科社会行動学専攻社会福祉学分野の研究・教育課程に障害者に関する課題を取り入れて、社会福祉学全般の教育・研究を充実する。</p> <p>[事業実施主体:公立大学法人首都大学東京]</p>	<p>平成17年 4月首都大学東京開学</p>	<p>教育・研究の充実に努める。</p>	<p>総務局</p>
<p>148 広聴活動の充実 世論調査、都政モニター、都政一般相談、都民の声総合窓口等の活用により、障害者を含む都民各層の意向の把握に努め、障害者施策への反映を図る。</p> <p>[事業実施主体:都]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・世論調査 年3回実施 ・都政モニター 年9回実施 ・都政一般相談 相談件数 約13,000件 ・都民の声総合窓口 知事への提言 約9,000件 苦情・要望等 約6,000件 	<p>継続して実施する。</p>	<p>生活文化スポーツ局</p>

V サービスを担う人材の養成・確保

取組1 福祉人材の養成・確保

(1) 人材養成機関の整備・運営

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
149 首都大学東京健康福祉学部の運営 高齢化社会の進展に伴う保健医療に対する需要に応え、より高度な専門知識と柔軟な応用力を備えた資質の高い保健医療職を育成する。 [事業実施主体: 公立大学法人首都大学東京]	平成17年 4月 首都大学東京 開学	首都大学東京健康福祉学部の運営 (養成規模) ①看護師、保健師 80人 ②理学療法士 40人 ③作業療法士 40人 ④診療放射線技師 40人	総務局

(2) 福祉人材センターの運営

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
150 福祉人材センターの運営 福祉分野における無料職業紹介事業をはじめ、福祉人材確保のための広報啓発活動、情報提供事業、講習講座事業など、広く求人求職活動の支援を行っている。 平成18年4月には、規制緩和により無料職業紹介の対象範囲が社会福祉法第2条以外の事業にも拡大したため、相談機能のさらなる充実を図っている。 また、平成16年7月には、東京しごとセンター内へ移転し、一体的な連携が可能となり、利用者に対してワンストップで福祉事業と民間事業の就職相談、紹介サービスを提供することができるとともに、キャリアカウンセラーによるきめ細かい相談を実施するなど、機能強化を図っている。 [事業実施主体: 都]	求人人数 10,576人 新規求職登録者 13,454人 紹介就職者数 1,520人 就職率 11.3%	福祉人材の確保・養成を図る。	福祉保健局

(3) 介護従事者等の養成・修学支援

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>151 ホームヘルパー養成研修事業</p> <p>(1) 障害者(児)居宅介護従業者養成研修1級～3級 障害者(児)の多様化するニーズに対応した必要な知識・技術を有する居宅介護従業者の養成</p> <p>(2) 日常生活支援従業者養成研修 全身性障害者に対する介護及び家事に関する知識及び技術を有する従業者の養成(平成18年10月から重度訪問介護従業者養成研修に再編)</p> <p>(3) 行動援護従業者養成研修 知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者で常時介護を有する者に対する行動時の危険回避の援護、外出時の移動中の介護等に関する知識及び技術を有する行動援護従業者の養成</p> <p>[事業実施主体:区市町村・民間養成事業者]</p>	<p>平成17年度研修修了者 2級17,627人 3級 99人</p> <p>平成17年度研修修了者 1,048人</p> <p>平成19年1月から実施</p>	<p>今後の需要に的確に対応できるように、着実に養成を図る。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>152 難病患者ホームヘルパー養成研修 難病患者等の多様なニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するため、既存のヘルパー研修を修了(履修中を含む。)した者(及び介護福祉士)に対し、必要な知識や技能の習得に向けた研修を行う。</p> <p>[事業実施主体:都]</p>	<p>養成研修修了者 累計 1,643人</p>	<p>継続して実施していく。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>153 ガイドヘルパー養成研修事業</p> <p>(1) 視覚障害者移動介護従業者養成研修 視覚障害者(児)の外出時の移動の介護に関する知識及び技術を有する移動介護従業者の養成 (平成18年10月から視覚障害者移動支援従業者養成研修として実施)</p> <p>(2) 全身性障害者移動介護従業者養成研修 全身性の障害者(児)の外出時の移動の介護に関する知識及び技術を有する移動介護従業者の養成 (平成18年10月から全身性障害者移動支援従業者養成研修として実施)</p> <p>(3) 知的障害者移動介護従業者養成研修 知的障害者(児)の移動の介護に関する知識及び技術を有する移動介護従業者の養成 (平成18年10月から知的障害者移動支援従業者養成研修として実施)</p> <p>[事業実施主体:区市町村・民間養成事業者]</p>	<p>平成17年度研修修了者 4,896人</p> <p>平成17年度研修修了者 4,052人</p> <p>平成17年度研修修了者 1,033人</p>	<p>今後の需要に的確に対応できるように、着実に養成を図る。</p>	<p>福祉保健局</p>

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
154 職業能力開発センターにおける介護従事者等の養成 福祉サービス需要の高度化・多様化に対応するために、職業能力開発センターの「介護サービス科」を充実し、介護従事者の確保と資質の向上を図る。 [事業実施主体:都]	6校 年間定員420名	訓練内容の充実を図る。 職業能力開発センターにおける介護従事者養成の拡充を検討する。	産 業 労 働 局
155 介護福祉士等修学資金の貸与 介護福祉士又は社会福祉士養成施設に在学し、将来、都内の社会福祉施設等で介護業務や相談援助業務に従事しようとする者に修学資金を貸与して、修学を容易にすることにより、介護福祉士又は社会福祉士の養成及び確保を促進する。 [事業実施主体:都]	貸与件数:173件 貸与総額: 72,684,000円	福祉人材の養成・確保のため、引き続き事業を継続していく。	福 祉 保 健 局

(4) 障害者自立支援法施行に伴う人材の養成

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
156 相談支援従事者研修 地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要なサービスの総合的かつ適切な利用支援等援助技術の習得及び相談支援従事者の資質の向上を図る。 [事業実施主体:都]	平成18年度 開催回数 ・初任者研修2回 ・その他対象者も含めた研修 1回	今後の需要に的確に対応できるよう、着実に養成を図る。	福 祉 保 健 局
157 サービス管理責任者研修 障害者自立支援法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者の養成を図る。 [事業実施主体:都]	平成18年度 研修修了者 282人	今後の需要に的確に対応できるよう、着実に養成を図る。	福 祉 保 健 局
158 障害程度区分認定調査員等研修 自立支援給付に係る障害程度区分調査及び市町村審査会における審査判定業務に際して、全国一律の基準に基づき、障害程度区分認定における客観的かつ公平・公正な調査及び審査判定等を実施するために必要な知識、技術を習得及び向上させる。 ①障害程度区分認定調査員研修 ②市町村審査会委員研修 ③主治医研修 [事業実施主体:都]	平成18年度 研修修了者 ① 545人 ② 418人 ③については、 医師意見書記載の手引き及び記載事例集を作成し、区市町村及び東京都医師会を通じて配布した。	今後の需要に的確に対応できるよう、着実に養成を図る。	福 祉 保 健 局

(5) 研修の充実

事業名・事業内容	平成17年度末状況等	事業目標	所管局
<p>159 研修の充実</p> <p>① 行政機関職員研修 対象:生活保護行政及び社会福祉行政に従事する職員 内容:今日的課題についての理解</p> <p>② 社会福祉・保健医療連携研修 対象:都及び民間の社会福祉事業従事者 内容:保健・医療・福祉に関するそれぞれの専門的知識を駆使し、地域における在宅福祉のニーズに対し、的確かつ総合的に対応できるよう、諸サービスの調整能力及び問題解決能力の向上を図る</p> <p>③ 人権研修 対象:都及び民間の社会福祉事業従事者 内容:人権についての正しい理解と認識</p> <p>④ 民生児童委員研修 対象:現任の民生・児童委員 内容:人権についての正しい理解と認識</p> <p>[事業実施主体:都]</p>	<p>福祉行政課題別研修</p> <p>在宅福祉・保健医療サービス指導者研修</p> <p>社会福祉事業従事者人権研修</p> <p>民生委員・児童委員(現任)人権研修</p>	<p>東京都職員及び民間の社会福祉事業従事者等の資質の向上を図る。</p>	<p>福祉保健局</p>

東京都障害福祉計画

東京都は、障害者計画と障害福祉計画を一体的に策定しました
(「策定に当たって」及び第1章～第3章)が、障害者自立支援法
及び国の基本指針に即して策定する障害福祉計画を再掲します。

法令の根拠

東京都障害福祉計画は、障害者自立支援法第89条第1項の規定に基づいて策定する計画であり、同条第2項の規定に掲げられた事項を定めたものです。

第89条第1項 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものとする。

第89条第2項 都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 2 前号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込み量の確保のための方策
- 3 第1号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 4 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
- 5 指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 6 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 7 その他障害福祉サービス、相談支援及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

上記のほか、国の基本指針では以下の事項を定めるものとしています。

- 障害福祉計画に係る趣旨、基本的理念（第2章に掲載）
- 平成23年度の数値目標の設定
 - 施設入所者及び退院可能精神障害者の地域生活への移行、福祉施設の利用者の一般就労への移行等の目標
- 区域の設定
- 計画の期間及び見直しの時期（「策定に当たって」に掲載）
- 計画の達成状況の点検及び評価（「策定に当たって」に掲載）

第1節 平成23年度の数値目標の設定と目標達成に向けた施策の推進

障害者自立支援法第87条第1項の規定に基づく基本指針（平成18年6月26日厚生労働省告示第395号）において、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「入院中の精神障害者の地域生活への移行」、「福祉施設から一般就労への移行等」に関する数値目標を設定することが求められ、国が望ましいとする目標が示されています。

東京都は、障害者及びその家族をはじめとする都民のニーズやこれまでの東京都及び区市町村の障害者施策の推進状況を踏まえつつ、東京都の実情に応じて、以下のとおり目標を設定し、その目標を達成するために必要な施策を推進していきます。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

障害者の入所施設に入所している者（平成17年10月1日現在）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム・ケアホーム、福祉ホーム、公営住宅・民間賃貸住宅等の一般住宅（家庭復帰を含む。）に移行する者の数を見込み、その上で、平成23年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。

目標の設定に当たっては、施設入所者の1割以上が地域生活に移行することとともに、これにあわせて平成23年度末の施設入所者を7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましい。

※入所施設とは、長期の入所が常態化している身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設（入所）、知的障害者授産施設（入所）、精神障害者入所授産施設等が考えられる。

※平成17年10月1日現在の利用者に、新規整備予定の施設利用者を含めない。

【東京都の目標と達成のための施策】

ア 施設入所者の地域移行促進に関する基本的考え方

- ① 区市町村は、各区市町村が支給決定を行っている施設入所者の1割以上の者が、平成23年度末までに都内において地域生活に移行できるように、グループホーム等の地域居住の場、自立訓練事業等の通所事業及びショートステイ事業などの必要見込量を算定し、地域生活への移行後の生活基盤の整備に計画的に取り組むものとします。

② 都内・都外の施設入所支援事業者は、グループホーム等への入居支援などにより、入所者の1割以上を、平成23年度末までに地域生活へ移行させるよう努めるものとします。

③ 東京都は、「障害者地域生活支援・就労促進3か年プラン」に基づいて、設置者負担を軽減する特別助成等により、グループホーム等の地域生活基盤の整備に重点的に投資します。

なお、区市町村の必要見込量の積算によっては、基盤整備の目標数値を上方修正する。

項目	数値	説明
平成17年10月1日現在の施設入所者数	7,344	※身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設（入所）、知的障害者授産施設（入所）の入所定員
【目標値】 地域生活移行者数	874	※現在の全入所者のうち、平成23年度末までに、施設入所からグループホーム・ケアホーム等での地域生活へ移行する予定の者の数と割合
	11.9%	

※ 目標値は、各区市町村で設定した地域生活移行者数を積算したものである。

イ 入所施設の定員に関する考え方

① 国の基本指針では、「平成17年10月1日現在の施設入所者数を平成23年度末までに7%以上削減する」との目標設定が望ましいとされています。

※ 削減対象の入所施設は、長期の入所が常態化している身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設（入所）、知的障害者授産施設（入所）等が想定されている。

② 身体障害者療護施設及び知的障害者更生施設（入所）については、
・人口10万人当たりの利用者が全国平均（111人）を下回っていること（約62人）。

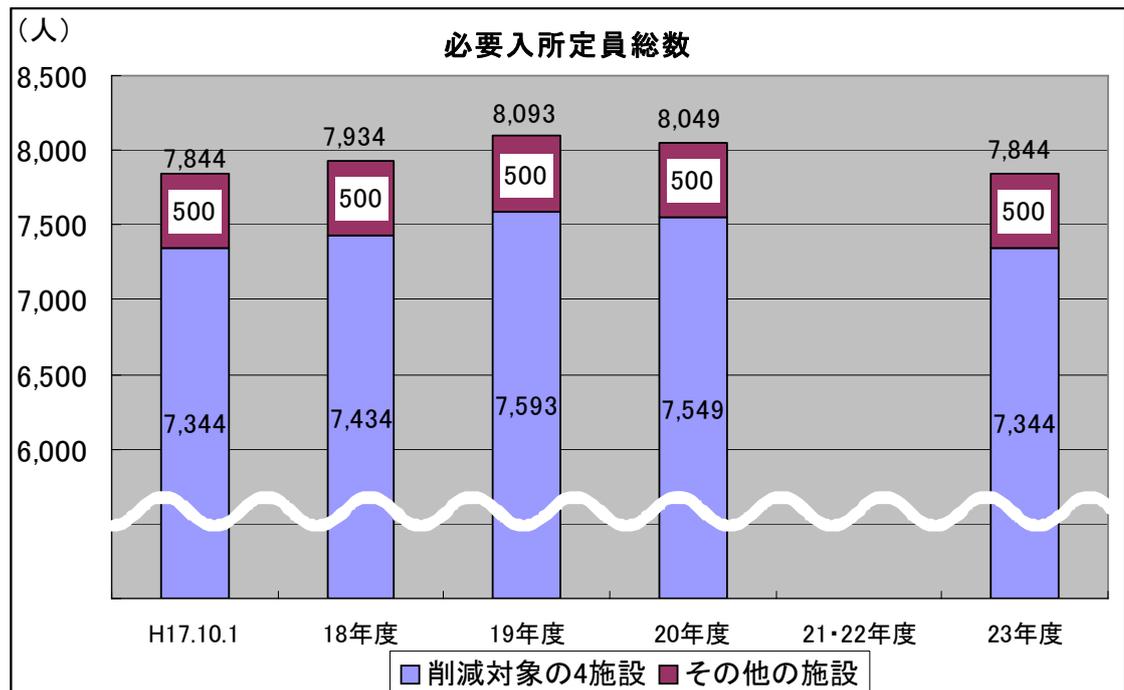
・平成15年度以降の緊急整備計画の効果により入所待機者は減少傾向にあるが、重度障害者の利用希望が依然として多いこと（知的障害者更生施設で700人以上、そのうち知的障害児施設における過齢者が約3割に当たる200人強を占めている。）。

・都内、とりわけ特別区で入所施設の未設置の地域が残っていること。

などの現状を考慮すると、平成23年度末までに入所者を7%以上削減す

るのは困難であると判断しています。

- ③ 当面、東京都は、既存施設の入所者のグループホーム等への移行を促進すると同時に、入所施設による支援が真に必要な者の利用を確保するため、「障害者地域生活支援・就労促進3か年プラン」に基づく地域生活支援型入所施設を整備します（平成20年度までに120人分）。
- ④ こうした取組により、第一期東京都障害福祉計画において定める「平成23年度末の入所定員数」は、平成17年10月1日現在の定員数を超えないものとしします。



2 入院中の精神障害者の地域生活への移行（東京都と区市町村で設定）

【国の基本指針】

平成24年度までに「受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」が退院することを目指し、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込み、平成23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値（平成14年度における退院可能精神障害者数に基づき市町村及び都道府県が定める数）を設定する。

これとともに、医療計画における基準病床数の見直しを進める。

【東京都の目標と達成のための施策】

ア 受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の地域移行の目標

- ① 平成14年度の患者調査等によると、東京都には、退院可能な精神障害

者は約5,000人いるとされていますが、都内外の精神科医療機関における最新の退院可能者数の把握が困難であるため、第一期障害福祉計画では、暫定的に、約5,000人を各区市町村の人口比で按分して算定した人数を区市町村ごとに定める地域移行の対象者数（目標値）としました。

- ② 国は、平成24年度までに「受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」が退院できることを目指すとしていますが、東京都は、平成18年度を初年度として、10年後の平成27年度末までの退院を目指すこととし、各区市町村は、平成23年度末において暫定的な対象者の5割以上の者が地域生活へ移行することを目指すものとします。

イ 受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の地域生活移行に向けた施策の推進

いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の退院を促し、円滑に地域生活に移行させ、退院後の地域生活を安定的に継続して支えるため、

- ① 東京都は、相談支援事業者等にコーディネーターを配置して、精神科病院の医師・精神保健福祉士等や退院後の生活を支える関係機関との連絡・調整等を行うことにより対象者の円滑な地域移行を図る精神障害者退院促進支援事業（地域生活支援事業）を計画的に実施します。
- ② 区市町村は、前記のコーディネーターとの連絡・調整に当たる相談支援事業者を確保し、退院後の地域生活を継続して支える介助・介護サービスの提供及び相談・見守りの体制の整備に取り組むとともに、「障害者地域生活支援・就労促進3か年プラン」を最大限に活用し、グループホーム等の居住の場や自立訓練事業等の日中活動の場などの生活基盤の整備を推進します。

項目	数 値	説 明
現在の退院可能精神障害者数	5,000人	※平成18年度現在の暫定的な退院可能精神障害者
【目標値】 地域生活移行者数	2,500人	※現在の退院可能精神障害者のうち、平成23年度末までに、精神科病院からグループホーム・ケアホーム等
	50%	での地域生活へ移行する予定の者の数と割合

※ 目標値は、各区市町村で設定した地域生活移行者数を積算したものである。

3 福祉施設から一般就労への移行等（東京都と区市町村において設定）

【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 23 年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、平成 17 年度の一般就労への移行実績の 4 倍以上とすることが望ましい。

また、平成 23 年度までに平成 17 年度の利用者のうち、2 割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成 23 年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3 割は就労継続支援（A 型）事業を利用することを目指す。

【東京都の目標と達成のための施策】

ア 一般就労への移行促進の目標

- ① 東京都は、「福祉施設から一般就労への移行」のみならず、養護学校の卒業生や離職者などで一般就労を希望する障害者が企業等で働く機会を拡大するため、引き続き、東京独自に区市町村障害者就労支援事業及び施設外授産又は企業内通所授産事業の拡充に重点的に取り組みます。

また、産業労働局及び東京労働局との連携により、障害者の態様に応じた多様な委託訓練、障害者トライアル雇用、ジョブコーチによる支援等の事業を拡充することを目指します。

- ② 以上の就労支援に係る事業に積極的に取り組むことにより、平成 23 年度中に一般就労に移行する者の数が、福祉施設から一般就労へ移行する者を含め、平成 17 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上となることを目指します。

この場合、福祉施設から一般就労へ移行する者が、平成 17 年度の実績の 4 倍以上となることを目指します。

イ 障害者の就労促進に向けた施策の推進

障害者が当たり前で働ける社会の実現を目指し、より多くの障害者が一般就労に移行するとともに、福祉施設における就労支援を拡充するため、

- ① 福祉施設の利用者をはじめ、一般就労を希望する障害者が企業等に就職することを支援し、就職後も安心して働き続けられるよう、職場定着支援や生活支援を継続的に行う区市町村障害者就労支援事業を、平成 23 年度までに、すべての区市町村（平成 20 年度までに 49 区市）で実施する（複数の自治体による共同実施を含む。）ことを目指します。
- ② 福祉施設利用者の一般就労への移行促進に効果的な施設外授産又は企業

内通所授産事業について、就労移行支援事業を実施する事業者はもとより、区市町村障害者就労支援事業を実施する事業者も活用できるよう検討し、すべての区市町村（平成20年度までに33か所）で実施する（複数の自治体による共同実施を含む。）ことを目指します。

区市町村障害者就労支援事業の利用による一般就労への移行

項目	数値	説明
現在の年間 一般就労移行者数	717人	平成17年度において、区市町村障害者就労支援事業による支援を受けて一般就労した者（福祉施設利用者を含む。）の数
	4,688人	平成17年度区市町村障害者就労支援事業登録者数（就業中の者を含む。）
【目標値】 平成23年度の年間 一般就労移行者数	1,500人	平成23年度において、区市町村障害者就労支援事業による支援を受けて一般就労した者（福祉施設利用者を含む。）の数
	2倍以上	

福祉施設における就労から一般就労への移行にかかる目標

項目	数値	説明
平成17年度における福祉施設から一般就労に移行した者の数	213人	※平成17年度社会福祉施設等調査において把握された、就職を理由として福祉施設を退所した者の数（平成16年10月1日～平成17年9月30日の実績）
【目標値】福祉施設から一般就労へ移行する者の人数	852人	※就労移行支援事業をはじめとする福祉施設の利用者のうち平成23年度において一般就労へ移行する者の目標値
	4倍	
平成23年度における就労移行支援事業の利用者数	2,654人	※各区市町村が、平成23年度における就労移行支援事業の月間の利用者数を見込んだもの（利用期間は、利用者ごとに標準期間〈24か月〉内で設定する。）

労働施策との連携による福祉施設から一般就労への移行にかかる目標

項目	数 値	説 明
【目標値】福祉施設から一般就労へ移行する者の人数	852 人	※就労移行支援事業をはじめとする福祉施設の利用者のうち平成23年度において一般就労へ移行する者の目標値
【目標値】公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職支援	平成23年度において、公共職業安定所の支援を受けて福祉施設から一般就労への移行を希望するすべての者を支援する体制づくりを目指す。	
【目標値】障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	260 人	※平成23年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者委託訓練の受講者数
	3 割	
【目標値】障害者試行雇用事業の開始者数	426 人	※平成23年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者試行雇用事業の開始者数
	5 割	
【目標値】職場適応援助者による支援の対象者数	426 人	※平成23年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職場適応援助者支援の利用者数
	5 割	
【目標値】障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	70 人	※平成23年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数
【目標値】障害者就業・生活支援センターの設置か所数	6 か所	※平成23年度における障害者就業・生活支援センターの設置か所数

第2節 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量と

その確保のための方策について

1 新体系サービスの見込量の設定

(1) 区域の設定

障害福祉サービス及び相談支援（以下「障害福祉サービス等」という。）の種類ごとの必要な見込量を定める区域は、「東京都全域」とします。

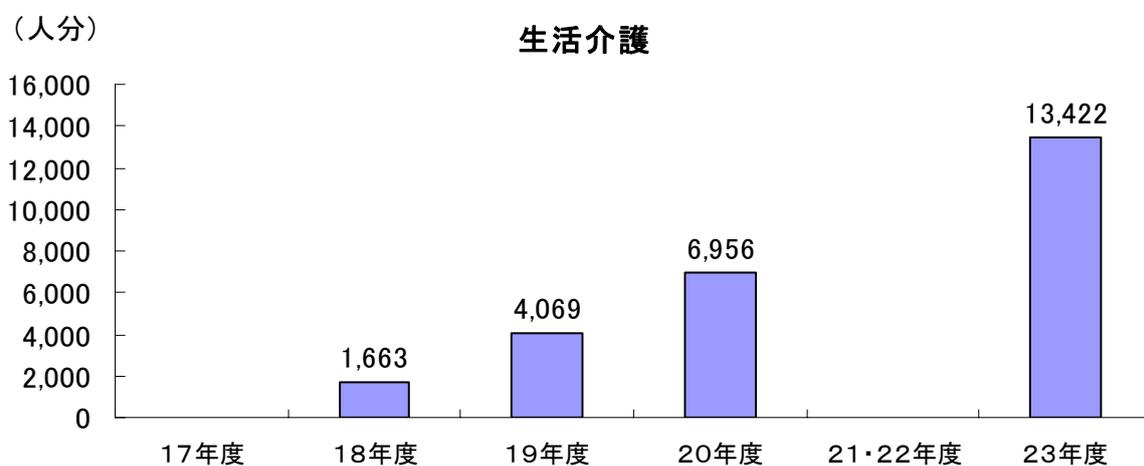
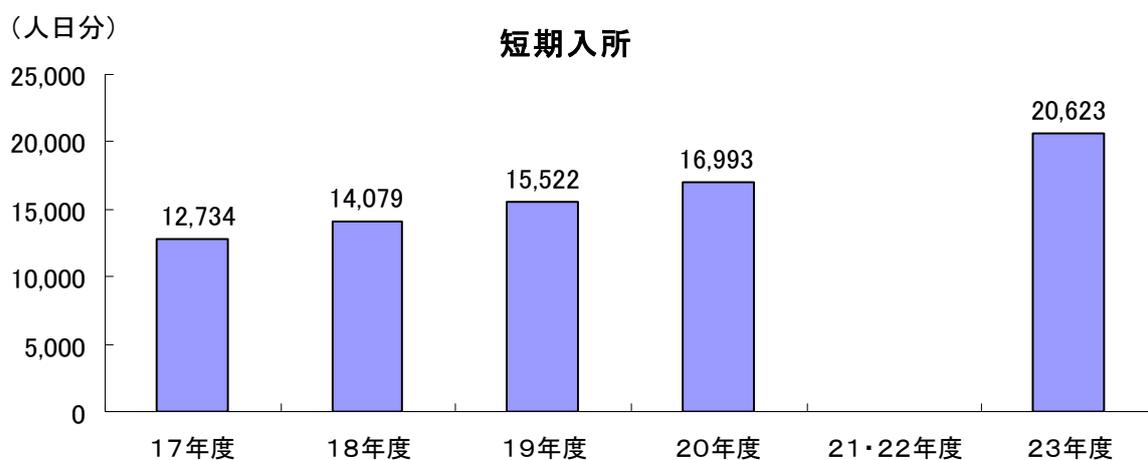
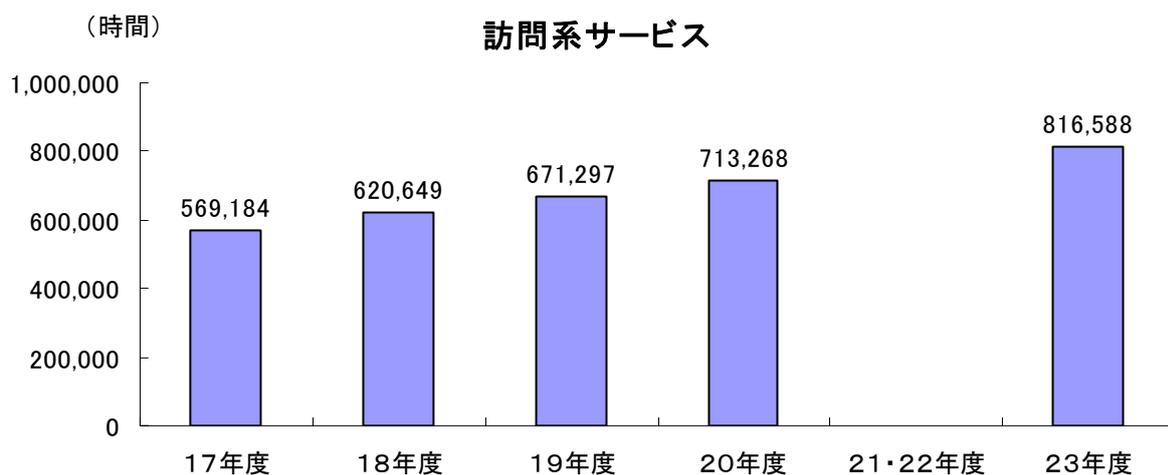
(2) 各年度における月間のサービスの見込量

各区市町村のサービスの見込量を基礎として、東京都全域の必要見込量を設定しました。なお、障害者等利用者が、可能な限り身近な地域でサービスが受けられるよう、各区市町村が必要見込量の設定を行うに当たって、各区市町村に対して必要な助言を行い、調整を図りました。

サービスの種類	単位	18年度	19年度	20年度	23年度
居宅介護					
重度訪問介護	時間分	620,649	671,297	713,268	816,588
行動援護					
重度障害者包括支援					
生活介護					
自立訓練(機能訓練)	人分	249	380	563	733
自立訓練(生活訓練)	人分	76	369	666	1,333
就労移行支援	人分	161	871	1,597	2,654
就労継続支援(A型)	人分	34	227	489	1,056
就労継続支援(B型)	人分	646	3,056	7,412	12,828
療養介護	人分	148	170	203	328
児童デイサービス	人日分	10,647	13,138	14,501	19,158
短期入所	人日分	14,079	15,522	16,993	20,623
共同生活援助					
共同生活介護	人分	3,217	3,697	4,131	5,514
施設入所支援	人分	1,714	2,836	4,088	8,458
相談支援(計画作成対象)	人分	2,475	3,435	4,039	5,772

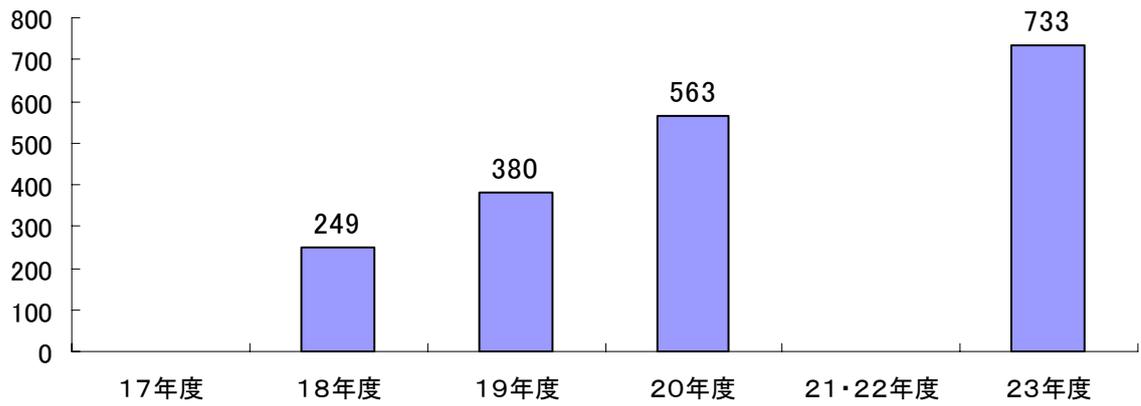
(参考) 旧体系サービス見込量

サービスの種類		単位	18年度	19年度	20年度	23年度
日中活動系	旧入所サービス分	人分	8,238	7,158	5,808	0
	旧通所サービス分	人分	12,613	10,225	6,447	0
居住系	旧入所サービス分	人分	8,238	7,068	5,702	0



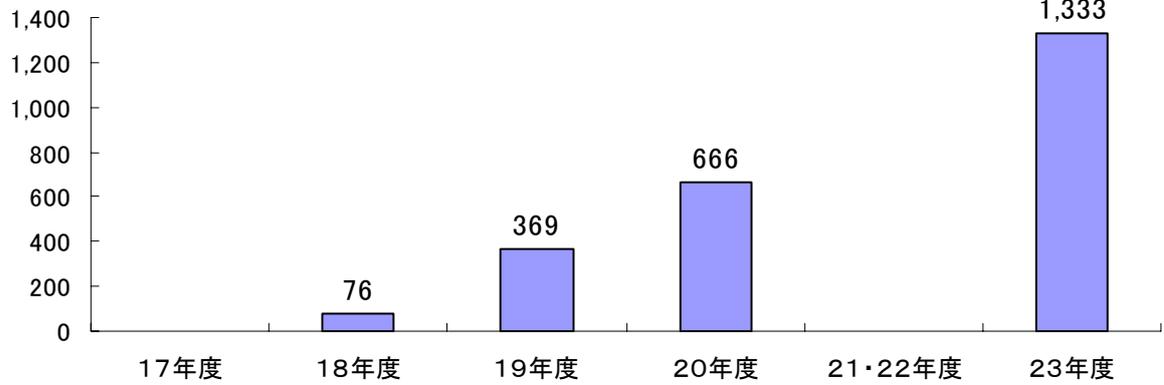
(人分)

自立訓練(機能訓練)



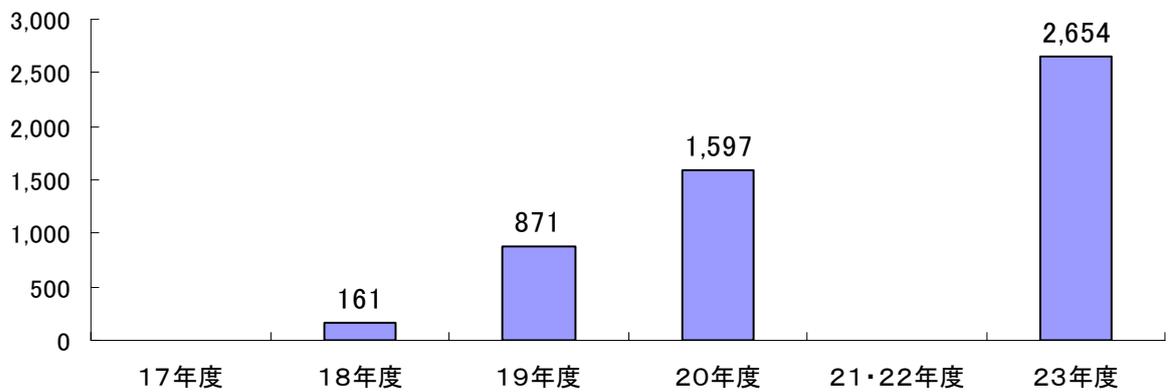
(人分)

自立訓練(生活訓練)



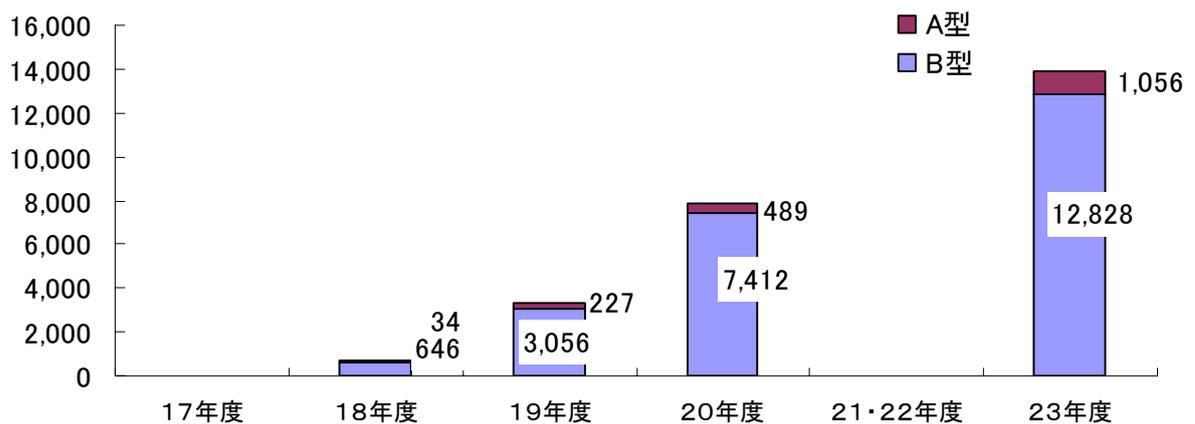
(人分)

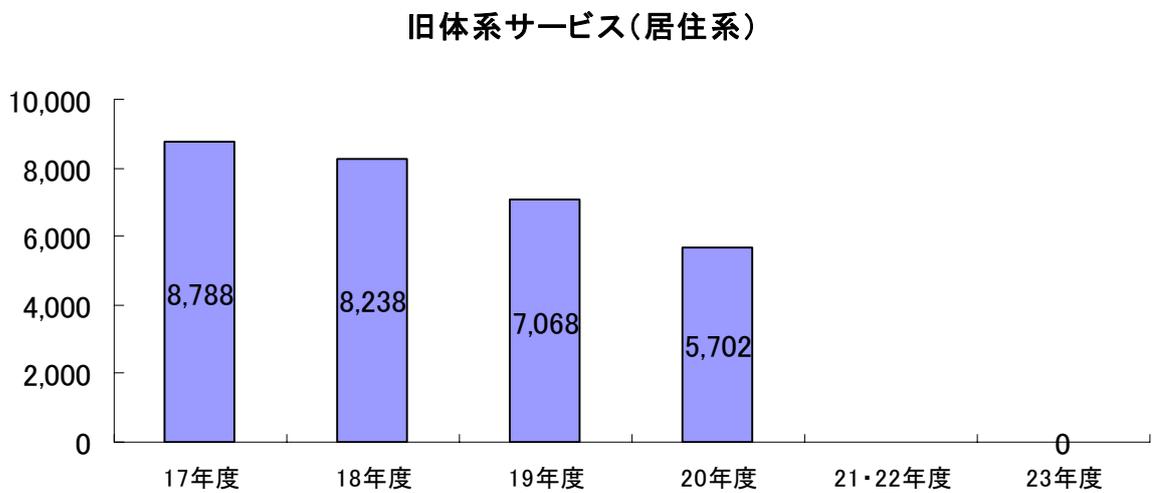
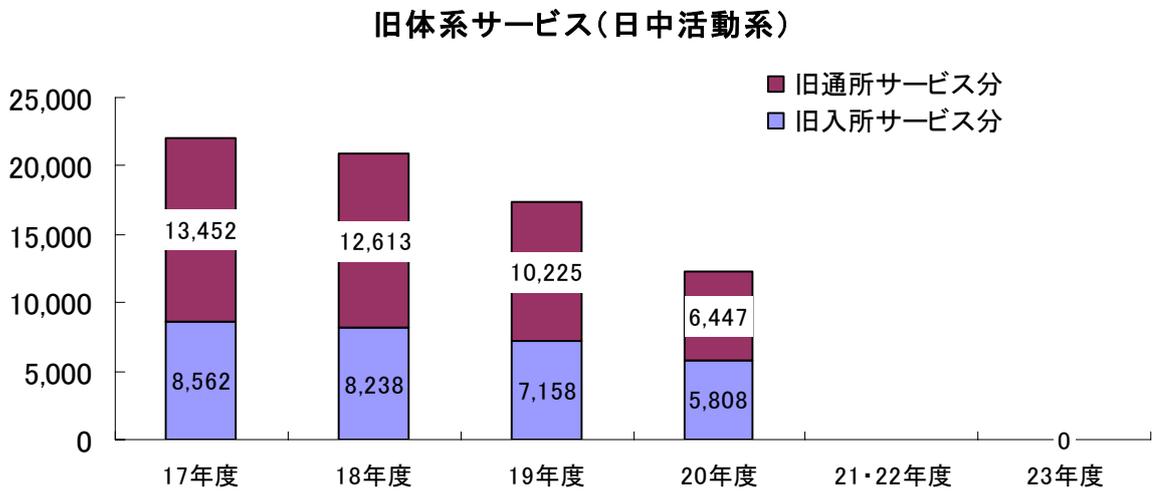
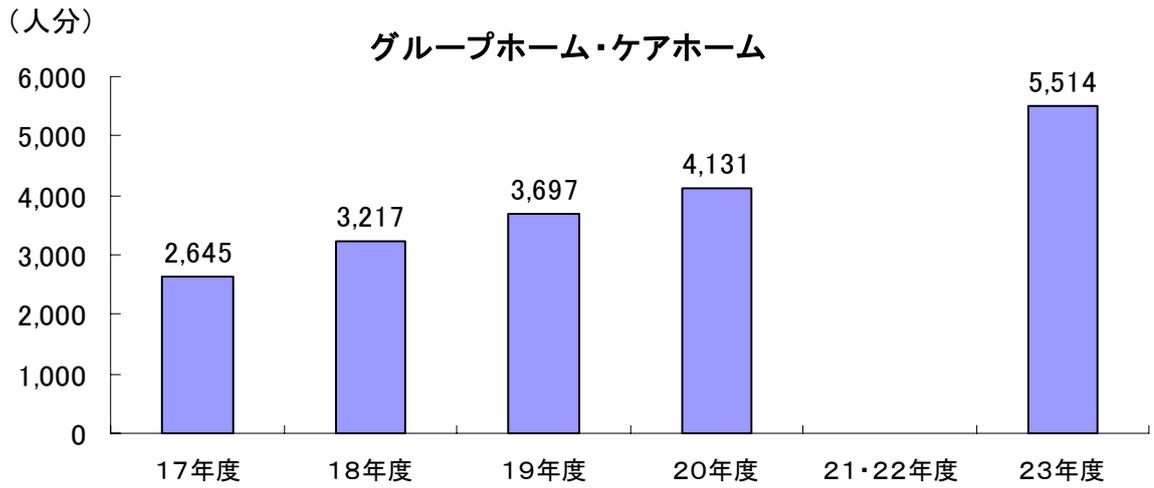
就労移行支援



(人分)

就労継続支援





2 新体系サービスの見込量を確保するための方策について

- 東京都は、障害者計画及び障害福祉計画の策定に先立ち、「障害者地域生活支援・就労促進3か年プラン」（以下「3か年プラン」という。）を策定し、平成18年度から平成20年度までの3年間、グループホーム、通所施設、ショートステイなどの地域生活基盤の重点的整備を、引き続き積極的に支援していく（設置者負担の1/2を特別助成）こととしました。
- 3か年プランでは、精神障害と重症心身障害等の分野の基盤整備を初めて計画化しましたが、区市町村において、これらの障害分野を含めて、地域の利用者のニーズに的確に対応できるよう、3か年プランの活用を促していきます。
- さらに、この計画では、区市町村が平成23年度までに必要と見込んだ障害福祉サービスの量が確保されるよう、3か年プランの拡充を図ります。

1 地域居住の場の整備

身体障害者、知的障害者及び精神障害者の地域生活への移行を進めるため、グループホームの整備を促進します。

1,310人増→**1,560人増**

2 日中活動の場の整備

これから養護学校を卒業する方々のサービス利用の希望に応えるとともに、障害者自立支援法に基づく新たな事業体系による施設整備を促進するため、多様な日中活動の場の整備を推進します。

1,600人増→**1,900人増**

3 在宅サービスの充実

障害者が身近な地域でショートステイが利用できるよう、整備を促進します。

170人増→**200人増**

第3節 サービスを担う人材の養成・確保

(指定障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置・
障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置)

- 東京都は、利用者に身近な地域で、障害福祉サービスや相談支援事業が十分に供給されるよう、社会福祉法人、NPO法人、当事者団体などの民間団体や企業による多様な事業者の参入を促すとともに、サービスの質の向上に資する人材の養成・育成に取り組みます。
- サービスの直接の担い手である介護従事者等については、新たに実施する重度訪問介護従業者養成研修や、区市町村地域生活支援事業に位置づけられた移動支援事業の担い手である移動介護育成従業者養成研修を通じて、今後の需要に的確に対応できるよう、着実に養成を図ります。
- また、サービス提供に係る専門職員として、新たにサービス管理責任者及び相談専門員が、福祉サービス及び相談支援の事業者ごとに配置されることとなり、これらの者の確保とサービスの質を高めるための研修を着実に実施します。
- さらに、障害者自立支援法の下で提供されるサービスの質を維持・向上させるため、行政機関職員をはじめ、福祉施設職員、グループホーム世話人、就労支援機関職員など民間の社会福祉事業や保健・医療の事業に従事する者に対して、利用者本位のサービス・支援の提供に資する研修を実施していきます。
- あわせて、東京都が平成15年度から取り組んできた福祉サービスの第三者評価について、自立支援法の新たな事業体系に基づく障害福祉サービス等を、順次、評価対象として、利用者のサービス選択と事業者のサービスの質の向上を支援していきます。

第4節 都道府県地域生活支援事業

事業名	実施見込数（単位：か所）			
	18年度	19年度	20年度	23年度
(1) 専門性の高い相談支援事業	/			/
①発達障害者支援センター運営事業	1	1	1	1
②障害者就業・生活支援センター事業	3	4	5	6
③高次脳機能障害支援普及事業	1	1	1	1
(2) 広域的な支援事業	/			/
① 都道府県相談支援体制整備事業等	/			/
ア 都道府県相談支援体制整備事業	1	1	1	1
イ 都道府県自立支援協議会	1	1	1	1
ウ 障害児等療育支援事業	8	8	8	8
② 精神障害者退院促進支援事業	3	6	12	12
(3) その他の事業	/			/
①施設外授産の活用による就職促進事業	2	5	8	※

※23年度の見込数は第2期障害福祉計画（平成20年度策定）において定める。

資料

東京都障害者施策推進協議会 審議経過

【委嘱期間：平成17年1月12日～平成19年1月11日】

開催日時	会議名	審議内容
平成17年1月12日(水)	第1回総会	・ 専門部会の設置について ・ 審議事項について
平成17年1月26日(水)	第1回専門部会	・ 検討事項の設定
平成17年2月16日(水)	第2回専門部会	・ 身近な地域におけるサービス提供体制の整備について
平成17年3月29日(火)	第3回専門部会	・ 身近な地域におけるサービス提供体制の整備について
平成17年4月26日(火)	第4回専門部会	・ 身近な地域におけるサービス提供体制の整備について
平成17年5月26日(木)	第5回専門部会	・ 障害者の雇用・就労支援施策の拡充について
平成17年6月15日(水)	第6回専門部会	・ 発達障害者・高次脳機能障害者に対する支援について 《参考人からの報告》 ① 東京都自閉症・発達障害支援センター 石橋主任 ② 東京高次脳機能障害協議会 矢田代表
平成17年6月28日(火)	第7回専門部会	・ 地域における総合的な支援体制の整備について
平成17年7月15日(金)	第8回専門部会	・ 総括審議
平成17年8月9日(火)	第1回起草委員会	・ 「中間のまとめ」案の起草について
平成17年8月18日(木)	第2回起草委員会	・ 「中間のまとめ」案の起草について
平成17年8月31日(水)	第9回専門部会	・ 「中間のまとめ」起草案について
平成17年9月6日(火)	第10回専門部会 (拡大専門部会)	・ 「中間のまとめ」素案について
平成17年9月16日(金)	第2回総会	・ 「中間のまとめ」の決定及び提言

開催日時	会議名	審議内容
平成17年11月21日(月)	第11回専門部会	・福祉・保健、教育、労働の施策連携について
平成17年12月14日(水)	第12回専門部会	・福祉・保健、教育、労働の施策連携について
平成18年2月13日(月)	第13回専門部会	・障害者の自立と社会参加を支える住宅とまちづくりについて
平成18年3月28日(火)	第14回専門部会	・サービスを担う人材の育成と障害者の権利擁護について
平成18年5月25日(木)	第15回専門部会	・東京における障害者施策の総合的展開について（総括審議）
平成18年6月21日(水)	第3回起草委員会	・「最終提言」案の起草について
平成18年7月11日(火)	第4回起草委員会	・「最終提言」案の起草について
平成18年7月25日(火)	第16回専門部会	・「最終提言」起草案について
平成18年8月4日(金)	第17回専門部会 (拡大専門部会)	・「最終提言」素案について
平成18年8月22日(火)	第3回総会	・「最終提言」の決定及び提言

東京都障害者施策推進協議会 委員名簿

		氏 名	役 職
1		青木 國太郎	日の出町長
2		石川 雅己	千代田区長
3		伊藤 善尚	東京都精神障害者民間団体協議会代表
4	◎	岩田 理加子	公募委員
5	◎	岡本 哲也	公募委員
6		鬼丸 かおる	弁護士
7		尾又 正則	東大和市長
8	◎	北澤 清司	高崎健康福祉大学健康福祉学部保健福祉学科長
9		倉方 厚子	(社団法人)東京都聴覚障害者連盟理事長
10		兒玉 明	(社団法人)東京都身体障害者団体連合会名誉会長
11		笹川 吉彦	(社団法人)東京都盲人福祉協会会長
12	◎専門部会長	高橋 紘士	立教大学コミュニティ福祉学部教授
13	◎	柄本 一三郎	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授
14		長岡 常雄	(社会福祉法人)鶴風会常務理事兼総施設長
15	◎	西嶋 美那子	東京経営者協会障害者雇用アドバイザー
16	副会長	野村 歡	国際医療福祉大学大学院教授
17		兵頭 英昭	(社団法人)東京都歯科医師会副会長
18		道永 麻里	(社団法人)東京都医師会理事
19		山本 恵子	(社会福祉法人)東京都知的障害者育成会理事
		京極 高宣	平成17年1月12日から平成17年3月31日まで就任 (就任時役職 日本社会事業大学学長)
		岡部 一邦	平成17年1月12日から平成17年9月7日まで就任 (就任時役職 東京都国民健康保険団体連合会専務理事)

◎ … 専門部会委員

東京都障害者施策推進協議会条例

昭和47年3月31日

条例第29号

(設置)

第1条 東京都における障害者のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、知事の附属機関として、東京都障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第26条第1項の規定に基づく地方障害者施策推進協議会とする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 法第9条第2項に規定する都道府県障害者計画に関し、同条第5項(同条第9項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。

(2) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議すること。

(3) 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び東京都の職員のうちから、知事が任命し、又は委嘱する委員20人以内をもつて組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の設置及び権限)

第5条 協議会に会長を置き、会長は、委員が互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(専門委員)

第7条 協議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、知事が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されたものとする。

(定足数及び表決数)

第8条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、東京都規則で定める。

附 則

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

東京都障害者計画（平成19年度改定）
東京都障害福祉計画

平成19年5月

印刷物規格表第2類
印刷番号 (〇) 〇〇

編集・発行／東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
電話 03-5320-4100（ダイヤルイン）
印刷／社会福祉法人 東京コロニー
東京都大田福祉工場

石油系溶剤を含まないインキを使用しています。

R マーク